

阿仁川上流域における村社会と耕地管理
— 秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻 —

渡部圭一¹⁾・芳賀和樹²⁾・福田 恵³⁾・湯澤規子⁴⁾・加藤衛拓^{5)†}

1) 滋賀県立琵琶湖博物館

2) 日本学術振興会特別研究員 PD (東京農工大学大学院農学研究院)

3) 広島大学総合科学研究科

4) 筑波大学生命環境系

5) 筑波大学生命環境系

Local Communities and Management of Arable Land
in Upstream Region of the Anigawa River:
Introduction and Translation of *Minatoke Monjo* Archives in Akita Domain

Keiichi WATANABE¹⁾, Kazuki HAGA²⁾, Satoshi FUKUDA³⁾,
Noriko YUZAWA⁴⁾ and Morihito KATO^{5)†}

1) Lake Biwa Museum

2) Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science

3) Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

4) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

5) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

The purpose of this paper is to publish the translation of *Minatoke Monjo* (湊家文書, Minato family archives) and, by analyzing this ancient document, to shed light on (1) the structure of local communities in the Akita Domain and (2) the characteristics of the management of arable land.

Every local community in Akita Domain consisted of a *hongo* (本郷), a single central village or a hub village, and several *shigos* (枝郷), branch villages under the administration of the *hongo*. The headman of the *hongo* village was called the *kimoiri* (肝煎). As the *kimoiri* of Arase village (present Ani-arase district, Kita-akita City, Akita Prefecture), the Minato family preserved the *Minatoke Monjo* archives from the eighteenth to nineteenth century. In this thesis, we translate about 70 important documents from the *Minatoke Monjo* to elucidate the following points.

First, the relationship between local communities in the domain was extremely hierarchical. The annual tribute and financial affairs of *shigos* were managed only by the *kimoiri* of the *hongo*. Furthermore, among several *kimoiris* a *nengyoji* (年行事) was chosen as the representative responsible for administration of wide areas.

Second, the development of paddy fields and digging of irrigation channels continued in the upstream region of the Anigawa River until the late nineteenth century. The *kimoiri* played an important role in the management of these arable plots. Rice was also stored to deal with famines.

Third, changes could be seen in the relationship between local communities in the latter half of nineteenth century. *Shigos* grew in strength to rival the *hongo* in establishing village agreements. Each *shigo* also came to manage the stored rice individually.

Keywords: local communities, annual tribute and financial affairs, management of arable land, irrigation channels, stored rice

† kato.morihito.ft@u.tsukuba.ac.jp

1. はじめに

北秋田市は秋田県の北部中央の山間地に位置し、北へ流れる阿仁川（米代川の支流）の流域一帯を占めている。南東に森吉山（標高 1,454.2 m）を仰ぎ、市の大部分は山野等に覆われている。荒瀬地区（近世の秋田郡荒瀬村、現在の北秋田市阿仁荒瀬）は市域の南端・最上流部にあり、かつて全国第2位の産銅量を誇った阿仁銅山の山麓に位置している。山野、河川、鉱山といった自然資源と村社会との関わりを考察する上で好個のフィールドである。

私たちは、2010年から、荒瀬地区の旧肝煎家である湊榮興家に遺された古文書の整理と分析を進め、すでに基礎資料となる近世期の重要文書の一部の翻刻・紹介に着手している^(注1)。総点数は近代を含めると約900点を数えるが、本稿では前稿に続き、近世中～後期につくられた文書およそ70点を翻刻し、さらに解題として、旧肝煎家文書の読解からはじめて浮き彫りにされる近世の秋田藩領の山村社会の特性について考察することにしたい。

2. 村請制の重層的構成

2.1 村請制と本郷一枝郷関係

これまでの私たちの分析によって判明した、近世荒瀬村のプロファイルはつぎのとおりである。荒瀬村は、近世初期には隣接する小淵村肝煎の支配のもとにあったが、元禄11（1698）年に肝煎がおかれて本郷村として独立をはたした。湊家は享保16（1731）年以降、ほぼ世襲的に肝煎役を務めており、主として18世紀以降の肝煎としての活動の結果として残された史料群こそが、今日の湊榮興家文書にほかならない。

秋田藩では本郷一枝郷とよばれる村どうしの上下関係が広くみられた。享保期には、本郷800か村に対して2850か村の枝郷が存在したという^(注2)。荒瀬村も例外ではなく、17世紀当時から「荒瀬八ヶ所」と通称され、阿仁川の最上流部に散在する8つの村を枝郷として差配した（図1・図2）。このような地理的条件は、史料上では「長沢目之村方」としばしば否定的に語られるが、実際にこれほど広範な領域を占める本郷一枝郷は阿仁川流域では他に類をみない。

本郷と枝郷の違いのひとつは村役人の構成にある。本郷には1人の肝煎と複数の長百姓、枝郷には1人の地主と複数の長百姓がおかれた。肝煎役

の継承は藩側の承認を必要としたが、長百姓の任免は村側の裁量に任されていた。ちなみに個々の枝郷の下にも“枝郷の枝郷”にあたる小集落が付属していた（孫枝郷）。荒瀬村の場合、孫枝郷を含めると枝郷数は幕末の段階で35か村に達する。ただし孫枝郷に村役人がおかれた形跡はなく、村請制の村としての実質をもたなかった。

前稿では、これら村々の具体的な機能を捉えるため、阿仁銅山山麓地域の山村社会を特徴づける森林資源の管理に焦点をあて、村内外での紛争処理や藩側との交渉の場面をとりあげた。その結果、本郷一枝郷はたんに藩による上からの編成ではなく、在地レベルでも合意形成の主体として活動的であったこと、そこでは本郷と枝郷の村役人たちが連携して資源管理にあたっていたことが明らかになってきた。その一方で、村落行政全般における本郷一枝郷の役割にまで検討を進めることはできなかった。

ところで一般に日本近世の社会体制では、村切りによって成立した村を支配機構に組み込み、年貢や諸役の徴収には個々の村に責任を負わせ（村請制）、領主側はこれを文書で支配した（文書主義）^(注3)。これに従えば、村は均一な行政上の役割をもち、村役人は等しく文書管理の能力を有したはずである。かたや秋田藩の本郷一枝郷という重層的な村政システムに関する知見は、領主と村との関係が複数の階層に分節化している点で、通説的な江戸時代像とは矛盾をはらむものといわなければならない。山論という限られた場面だけでなく、村政の全般にわたる本郷一枝郷の実態の解明が待たれるゆえんである。

このような問題意識に沿いながら、以下では秋田藩の村請制の重層的構成について、年貢・諸役・村入用、水利・耕地開発、救荒備蓄という近世村の基幹部分に踏み込んで精査を加えていく。この際、村運営が比較的安定していた18世紀だけでなく、19世紀の変動期にも考察を及ぼし、長期的推移のなかで本郷一枝郷関係の動向を明らかにする必要が出てくる。具体的な検証に先立ち、まずは18～19世紀のおよそ200年の間に本郷と枝郷の関係にどのような変化がみられたのか、そのアウトラインを示すことにしたい。

2.2 文書構造にみる本郷一枝郷関係の推移

湊家文書のなかで、年号の判明する近世期の文

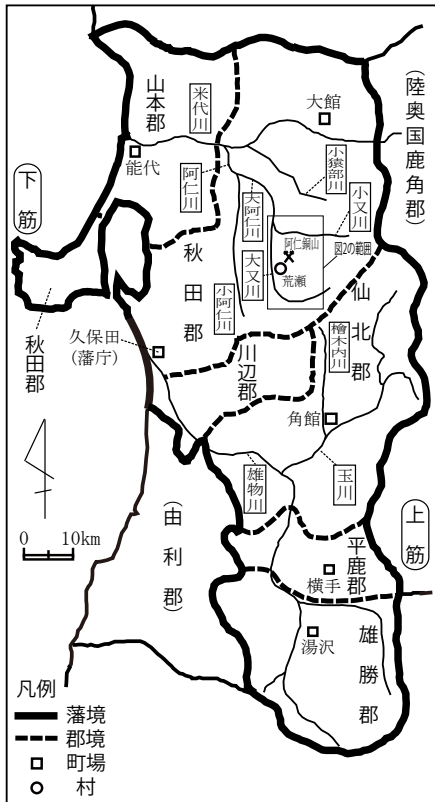


図1 秋田藩の概略図

出所) 秋田県編 (1973)『秋田県林業史』上巻、秋田県、p.104 の図をもとに加筆修正。

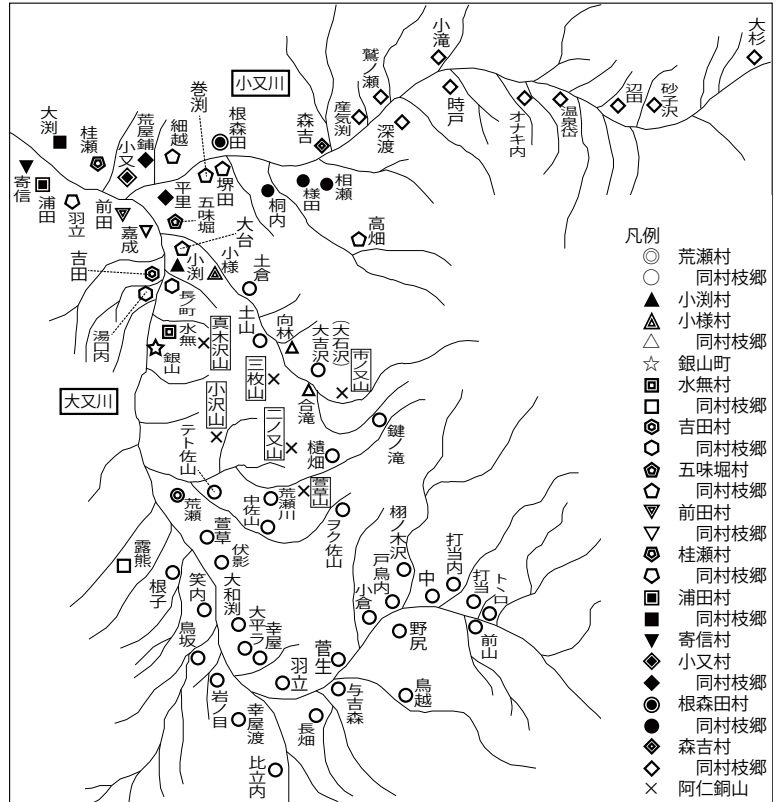


図2 大又川・小又川流域の概略図

出所) ①「阿仁銅山片付木山沢絵図」(人間文化研究機構国文学研究資料館蔵、出羽国久保田小貫家文書 25C/00392)、②「御掛山図面」(東北森林管理局蔵、別置 4-6)、③「秋田郡荒瀬村略絵図」(湊榮興家文書 521)、④「荒瀬沢全図」(湊榮興家文書 1124)、⑤国土地理院発行 5 万分の 1 地形図「阿仁合」(1989 年発行)・「米内沢」(2003 年発行)、⑥「六郡惣高村附帳 但下三郡」(秋田県公文書館蔵、県 A-27-1) より作成。

注) 沢の流路は出所①をトレースした。ただし、一部の小沢は便宜的に省略している。阿仁銅山と村の位置は、以下を除いて出所①による。菅生村・与吉森村・打当内村・前山村の位置は出所②、櫛畑村の位置は出所③、鍵ノ滝村・ヲク佐山村の位置は出所④、合滝村の位置は出所⑤を参考にした。名称の表記は、依拠した史資料の記載を尊重した。本郷一々郷関係は、寛政 6 年作成の出所⑥による。

書は約 300 点を数える (1851 年以降は除外)。このうち村役人が送受にあたった公的文書 135 点に絞り (注4)、年次ごとの伝存量を 50 年単位で見ると図 3 のようになる。17 世紀代のはごく少数で、18 世紀を通して徐々に増加傾向をたどるものの、本格的な増加は 19 世紀代の現象であったことがわかる。この文書量の増加はなにに起因しているのだろうか。

上記 135 点について、文書をやりとりした者の属性によってパターン化すると、おおむね領主側と村役人のやりとり、村外 (他村の村役人や有力商人) と村役人のやりとり、村内の村役人どうしのやりとりの 3 通りに類別できる。また領主側とのやりとりは、本郷肝煎単独の場合と、枝郷地主を含む場合がある。このほか検地帳類を区別し (注5)、いずれにも該当しないものをその他 (第三者間の文書の写しな

ど) とした上で、各類型の割合をみたのが図 4 である。

おおかたの村方文書がそうであるように、17 世紀代に大部分を占めるのは検地帳類である。18 世紀のはじめに対領主文書が現れ、遅れて村外・村内のやりとりが増加する。19 世紀には村内文書が対領主文書に匹敵する量を示すようになる。ちなみにここでいう村内文書の多くは、枝郷の村役人 (差出の一部に本郷の村役人を含む場合もある) から本郷の村役人 (宛先の一部に枝郷の村役人を含む場合もある) にあてられており、村落間文書としての性格が濃厚である。

この推移のなかで、第一に注目されるのは本郷の特権性である。領主と文書を交わす権限は基本的に肝煎に限られ、枝郷を単独主体とした送受は一例もない (注6)。必然的に 18 世紀前半まで、文書

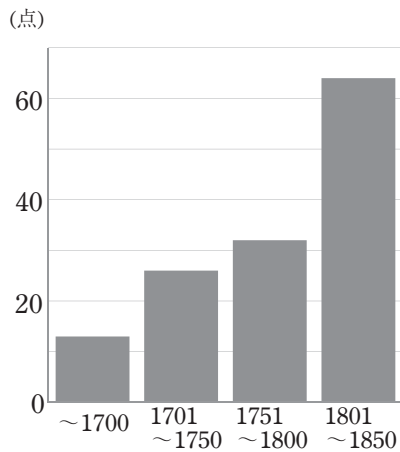


図3 湊榮興家文書の伝存量の推移
出所) 湊榮興家文書より作成。

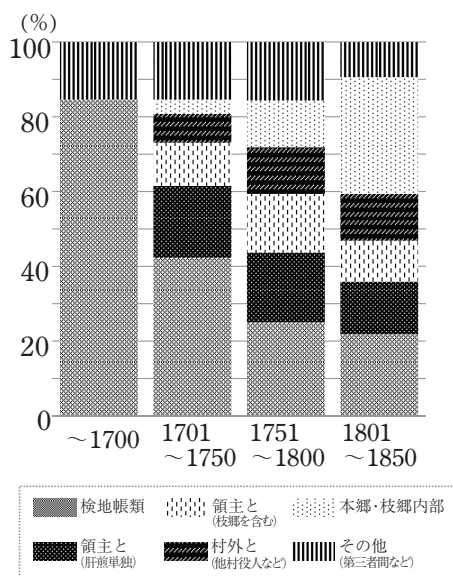


図4 文書の作成パターンの割合の推移
出所) 湊榮興家文書より作成。

のやりとりは本郷肝煎がほぼ独占している。第二は19世紀の画期性である。当該期の文書量の増加とは、まさに本郷—枝郷の内側における文書コミュニケーションの活発化を内実とする。同時にこのことは、時代が下るにつれて枝郷村役人の側の力量が徐々に強まってきたことを示唆する(注7)。

枝郷の村々は、独自の村役人をおき文書の運用に携わっている。その意味でいわゆる村請制の村であることは間違いないが、本郷に比べると村政上の権限は対等ではない。上述の一般的な近世社会像と齟齬するのはこの点である。それでは19世紀を中心とする枝郷側の相対的な地位の高まりはなにを意味するのであろうか。以下では、枝郷—

本郷関係の変動が具体的にいかなる場面で生じたかに注目しながら、個々の文書の解題を進めることにしたい。

3. 年貢・財政の階層性

3.1 「年行事」と年貢皆済

近世の村請制を捉える上で、年貢・諸役の徴収と上納はその基幹にあたり、関連する文書も経年的で多数にのぼるのが一般的である。ところが湊家文書を通覧するかぎり、検地帳を別にすると年貢の徴収や収納に関するまとまった文書は皆無に近い。そうしたなかで唯一目にとまるのが、荒瀬村を含む広範囲の村々の年貢高を書き上げた、特徴ある帳簿(村々年貢高書上)の存在である。安永6(1777)年の1冊に始まり、文化・文政期にはまとめて伝存し、計13点を数える(注8)。

安永6年の一点は水損のため数丁が脱落しているが、幸い帳簿の特徴を捉えることはできるので、これを【史料5】として代表させた。帳簿の項目は各年とも共通で、各村の村高(注9)と物成、ここから差し引かれる高(「此引米」)、村が実際に上納した高(「此払」)、上納が過分になった場合はその差(「過上」)の順に記載されている。各村の末尾には「以上…皆納也」と書かれ、ここに朱印が押されている。

【史料5】から、年貢計算の手順を追ってみると、まず村高に四ツ五歩納・四ツ納などの免を乗じて物成の高(A)が算出される。本田のほか数次にわたる開(新田)分も加わる。これはあくまで帳簿上の物成で、実際には年により川欠け・山崩れなどの控除がある。物成には一定割合の口米(付加税)が加わるほか、少数例ではあるが、藩からの貸し付け米の返済が加算される場合もある。

つぎに「此引米」欄がある。ここで当該年に上納した米以外の産物(荏胡麻・胡麻油・空き俵など)、銀納された諸負担(雪垣代銀など)が、適宜換算され計上される。納入を証する「切手」の枚数と年・月も明記されている。また御山守や関守の扶持、肝煎免、御普請の請負人足の扶持などはここで相殺されている。この「引米」(B)の合計を(A)から引いた数字が「有米」(C)として算出されている。

つぎに実際の年貢米である「此払」(D)の記載がある。受け取りにあたった役人の名前が明記されている。ここには前年の「過上」や同年の他村の

「過上」も含まれるほか、御救米の下賜分や各種の助成米（御境目御用や堰の維持管理に関わるもの）が相殺されている。最後に「過上」(E)などとして、「有米」(C)と「此払」(D)との差が記載される。いわば払い過ぎた分で、翌年の自村や当該年の他村の「此払」に割り振られる。

【史料5】について注目すべき点のひとつは、この帳簿の作成プロセスである。「皆納」の文言に添えられた朱の印は領主側の検印であって、ここでは村による書き上げに領主側が承認を与えていることが分かる。この点で考慮に値するのは、一般に領主側から発給される年貢割付状や年貢皆済目録が荒瀬村には存在しないことである。個々の百姓への年貢の割付や徴収がどのように行われたかは現時点では未詳とせざるをえないが^(注10)、本史料が経年的に作成・管理されていた唯一の基礎帳簿であったことは間違いなく、その点で年貢・諸役に関する事務は一般に想定されるより口頭・対面の伝達に頼る部分が大きかったことが想定される。

もうひとつは【史料5】の記載範囲の広さである。ここに書き上げられた村の範囲は浦田村以南（上流）の流域14か村に及ぶ。表題に「大阿仁上村々」とあるのもこの範囲を指す。物成の算定も一村単位とは限らず、浦田・桂瀬・寄延、小様・小測のように、数か村を一括して取り扱う場合がある。さらに「過上」高の処理はつねに村を横断して行われている。年貢の皆済計算は「上村々」総体として処理されたわけである。この事実は、一村単位をこえた広域的な行政の担い手がいたことを示唆する。すくなくとも【史料5】は一村の肝煎が所持する文書としてはいくらか奇異に映るのである。この帳簿はだれが作成したのであろうか。

3.2 「年行事」と財政・文書管理

秋田藩領では、一般に親郷一寄郷とよばれる広域的な地方支配体制がとられていた。たとえば現在の北秋田市のなかでも、米代川流域にある旧鷹巣町域では、寛政期に確認できる本郷19か村のうち、有力な3か村が親郷となり、残る村々はそのいずれかの差配を受ける寄郷とされていた。この場合、親郷の肝煎は、いわゆる大庄屋に相当する。結論から述べると、【史料5】も親郷肝煎レベルで作成・管理された帳簿とみなすのが妥当であるが、

荒瀬村が立地する大阿仁川流域の村方支配には、一般の秋田藩領地域とは若干異なる点がある。

【史料70】は、明治4(1871)年に「年番親郷」を「廃置」いた際の通達である。文中「阿仁三ヶ処」とあるのは上述の「上村々」とこれに対する「下村々」および小阿仁川流域のことであろう。「年番親郷」とは、それまで上記の3地域では特定の親郷肝煎がおかれず、年番(1年単位の持ち回り)体制であったことを意味する。近代移行期の地方自治制度をみる上で興味ある題材であるが、ここではまず「上村々」で親郷肝煎役が本郷村々の肝煎たちの持ち回りであった事実を確認しておきたい。そして湊家文書には、この年番による親郷肝煎に関連して作成されたと思われる文書が他にも若干であるが含まれている。

【史料19】は天保期の銭受取証の一種であるが、荒瀬村の本郷一枝郷エリアの外にある吉田村の者から湊家にあてられている。長左衛門の肩書は「御役前」、「上村々」のことは「当組合村々」とある。計上されているのは藩役人の廻在への対応や帳簿の再調製にかかる出張旅費で、いずれも本郷一枝郷をこえた「上村々」全体の業務に関わるものとみてよい。吉田村の村役人が立て替えていた出銭を精算した際の受取証にあたるようである。「人数書上帳」とは宗門人別帳に相当する帳簿であろうか。「上村々」としての独自の財政、さらには文書管理があったことを窺わせる。

【史料55】は、前後の文脈はわからないが、宛先が「荒瀬村より浦田村迄右村々肝煎衆中」となっている点からすると、差出の「役前清兵衛」は当時の親郷肝煎であろう。総額のうち「上村当り」の負担と荒瀬村の負担を算出しているのも、おそらく藩側からのなんらかの上納銭の負担額を「上村々」内部で割り付け、本郷村々の肝煎衆に廻状で通知したものと考えられる。【史料44】は阿仁鉦山に居住する「盲人共」の願書である。湊家の肩書はここでは「上村年番」とある。本郷一枝郷レベルをこえた上位の行政案件が親郷肝煎に持ち込まれたものであろう。

慶応期には、断片的ながら、「上村々」総体の財政に関する史料がいくつかある。【史料48】は荒瀬村の本郷一枝郷を離れた前田村の者から湊家にあてられた手形引替証である。「上村々」としての出費は、エリア内の各本郷村に毎年割り当てられ

ていたようで、この割当銭のことは「年行事割前銭」とみえる。親郷肝煎は、当時は年行事と呼称されたことがわかる。なお手形を用いた経理処理は恒常的であったようで、たとえば前田村が桂瀬村の割り当てを徴収するにあたり、その一部を荒瀬村の為替で受け取ったとする【史料53】をはじめ、年欠ながら「上村々」単位の金銭の受取証が散見される^(注11)。

この割当銭の徴収は遅れがちであったようだ。【史料47】は、同じ年に五味堀村の肝煎から湊家にあてられたもので、割当額の納入の遅れを詫びつつ、期限の日延べを願い出ている。「繋割付一円取立不申」と釈明している点から、各本郷村への割当額は、さらに本郷一枝郷の内部で細かく割り付けられ、個々の百姓から徴収されていたことが読み取れる。【史料49】では納入遅れの督促をうけ、「当時迎も取立相成兼」る状況であることから、九月の新穀まで日延べを願い出ている。割当額のことは、前者は「年番諸割合出銭」、後者は「年行事諸割銭」とある^(注12)。

3.3 本郷一枝郷の階層構造

以上の史料は、文書管理の主体に着目して「年行事」文書と規定することができる。慶応3(1867)年～4年に集中しているのは、たまたまこの年に湊家に年行事が回り、そのまま文書が遺されたためかもしれない。いずれにしても本郷クラスの村々の肝煎による持ち回りの親郷肝煎制度が、年貢の皆済などの面で村請制の最上位にあったことは明らかといえる。さらに割当額の納入遅れのケースにみたように、この上位の村政システムは、その下位に位置する個々の本郷一枝郷の村政システムとも繋がり、総体として二重三重の村請制を構成していた可能性が高い。

この点をさらに具体的に検証しておこう。文政6(1823)年6月、藩の検使の御廻在により、捨高になっていた耕地の再開発状況などの調査が命じられた。このとき本郷肝煎は枝郷村々に対し、新開・起返り・切添・畑返りといった「出高」は漏れなく申請したこと、ほかに「格別之隠地」は一切ないことを誓約させている(【史料13】および【史料14】)。両者は数か所の表記差を除くとほぼ同一文面で、おそらく本郷肝煎の手になる雛形があったものと想定される。検使への対応は本郷肝煎が

中心となっていることや、枝郷の村々の耕地管理に本郷肝煎が責任を負っていることなどを読み取ることができる。

こうした肝煎の職掌の全体像を知る手がかりは乏しいが、わずかに明治初年の作成と思われる村役人業務の取り決めをみると(【史料56】)、その筆頭には年貢納入に関する規定がおかれ、皆済処理と帳簿の提出期限を厳守することや、前年までの御皆済を念入りに吟味することが求められている。また幕末期の作成と思われる【史料67】は、年貢米の徴収や上納、皆済手続きの際の「御引米」の申請などを「相心得候事」として列挙する。本郷肝煎が数多くの枝郷の検地帳の管理や毎年の年貢の皆済処理に意を用いていたことは、ほかにも新規の開発予定地の検分や開発後の打直しの検使派遣の依頼、地目変更による免の修正、捨り高扱いの申請^(注13)など、さまざまな場面にみて取ることができる。

つぎに村の財政について検討しておく。【史料34】は、文久元(1861)年の「郷勘定」(村入用)の使い込みの発覚という事態を前に、その弁済方法について関係者が取り交わした一札である。当事者は安政元(1854)年から万延元(1860)年まで「郷中支配元詰」を務めていた荒瀬村の伊三郎で、これを伊三郎の本家にあたる長十郎およびその「同役中」が弁済するという。差出に「長名中」とあるように、同役中とは荒瀬村の長百姓全員を指す(長十郎と伊三郎も長百姓の1人である)。なお後年の別の文書には「長名伊三郎箱番元ノ中使込」とあるので、伊三郎の役は「箱番」とも表現されたことが分かる。

ここでいう箱番とは、郷勘定の担当者として、本郷の長百姓が一定期間の持ち回りで務めていたようである。【史料34】の宛先には「御箱番善左衛門」とあるが、善左衛門もこの前後に長百姓の1人として名前がみえるので、更迭された伊三郎に代わって箱番を務めることになったのであろう。また宛先に「支配村々地主衆中」とあるとおり、箱番が主管する郷勘定とは、本郷単独のものではなく、本郷一枝郷全体の財政を意味している^(注14)。つまり年貢の収納における本郷側の主導的地位は、村入用の運用の場面でも同様に認められる^(注15)。そして年貢の親郷肝煎を頂点とする「上村々」の広域自治とは、こうした本郷一枝郷の階層構成に下

支えられていたのである。

3.4 本郷一枝郷関係の動揺

一方、19世紀の後半には、このような構成にも動揺の兆候が認められる。[史料35]および[史料36]は、文久3年に本郷一枝郷間で交わされた定書である。上述した郷勘定のことはここでは「支配郷中諸繫勘定」とみえる。従来は毎年11月に本郷の長百姓と枝郷の地主たちが寄り合い^(注16)、その年のすべての郷勘定を「惣々書出取纏勘定割付」してきたが、これでは臨時の出費があると他からの借銭で支弁せざるをえない。おのずと割付額もかさみ「小間居難渋」の一因になっていた。そこで文久元年の郷勘定寄合の席上、今後は臨時の出費に関してはそのつど割付・徴収(「当用割」)し、「年行事当用・御役人様御賄い・歩伝馬代」にあてることとした。また「肝煎郷人御用往来」の出費は高割・家割の二通りで割り付け、「十ヶ月割」で徴収(「月々当用」)することとなった。

枝郷地主たちによれば、こうした変更により一定の効果はあるものの、おりから万延元年には土倉村一件^(注17)で多額の訴訟費用が生じ、さらに同年に伊三郎の使い込みもあって多額の郷借・郷損を余儀なくされている。そこでこの年の11月から5年後の11月まで、5年間の「当用割」は「御手元様御引受」としてほしいという。枝郷から本郷に対し、村入用の一部免除を要求したのである。しかも、これが認められれば「以来月々当用無滞急度相懸可申」と述べている点には、文脈からすると上述の「十ヶ月割」の納入と引き換えに「当用割」の免除を勝ち取ろうとする枝郷側の意図が表れている。箱番の不正の再発防止を「村方江迷惑懸ケ不被下候様」として厳しく求めている点も目をひく。

[史料35]と[史料36]は、ごくわずかな文言の差を除けば同文で、前掲の文政6年の2点の誓約書と同じく、雛形をもとに本郷一枝郷間でこの定書が交わされたものと考えられる。表題に「定書」とあるのは、これを一種の村規約とする意図を感じさせる。珍しいことに、根子村の差出には「小人頭」として3名の署名があり、村役人以外の一般百姓の関与がみられる。本郷一枝郷内部の文書コミュニケーションの成熟を象徴するとともに、村入用の負担軽減を規約として成文化することに成功した枝郷側の力量を示すできごととしても重

要である。

枝郷と本郷の対立を物語る一件として、幕末期と思われる村方騒動の事例[史料59]がある。枝郷村々の「小間居之者」が郷勘定の負担軽減を求めて「御役屋」に愁訴に及んだ一件で、「小間居之者」は「小人共」ともある。藩側では、肝煎が小人共の困窮を見過ごしてきたことや、それまでも小人共から「家割」免除の申し出がありながら等閑に付してきたことが、この「大胆之御苦柄」を招いたとして^(注18)、肝煎に対し秋田郡一郡払ほかの厳しい処罰を言い渡している。細部の理解は難しいが、郷勘定の負担軽減を本郷側に求めていく枝郷側の態度がよく表れている。

以上のような19世紀の社会変動の渦中にあつた湊家の当主・長左衛門は、天保8(1837)年に肝煎役を引き継いだ人物で、明治23(1890)年に没している。[史料39]は慶応元年に長左衛門が差し出した肝煎退役願である。万延元年に受けた御賞など、29年間の肝煎としての功績を簡潔に記している。文中に「跡役之義も村方願之通」とあるが、これに対応するのが[史料69]である。息子勇吉による引継について郷中から出願し、さらに[史料37]で岩屋清兵衛から承認を得ている。いずれにしても上記の一郡払いは、なんらかの形で撤回されたようである。

以上のとおり、荒瀬村の年貢・諸役と村入用の管理には、本郷という中核的な村が重要な役割を果たしている。本郷の村は、より上位の広域行財政を年番で負担すると同時に、その配下には多数の枝郷を抱えている。阿仁川流域における村請制とは、このように二重三重の階層的構成をもち、その結節点に本郷の村と村役人が位置していたのである。この村請制の重層性に即して、肝煎家の文書群も複雑な内部構造を呈している。

この知見は、村が均一な行政上の役割をもつわけではないという点で、村請制をめぐる通念に再考を求めるものであるが、年貢収納をはじめとする対領主の機能をみているだけでは検討は十分とはいえない。さらに19世紀には枝郷の行政上の力量が強まりつつあつたとすれば、それはいかなる生産基盤のもとで実現したのかを考察する必要がある。そこで次章では、村落の生業や生活の場面に目を配ることで、本郷一枝郷の村々の連帯がより日常的なレベルでも意味をもっていたこと

を具体的に明らかにしていきたい。

4. 本郷一枝郷による耕地管理とその変容

4.1 耕地利用の概況

近世村落の基盤は一般的に耕地と考えられており、その生産力を把握したのが検地であった。湊家文書に遺る検地帳のうち、最も古いものは寛文12(1672)年に作成された3冊である。この3冊には、当時小湊村の枝郷であった荒瀬村・萱草村・笑内村・根子村・伏影村・比立内村・打当村・土倉村の本田と開(新田)が1筆ごとに書き上げられており(注19)、荒瀬村とその周辺村々の反別・分米を包括的に知ることができる。本節では、この寛文12年検地帳から各村の記載内容を整理した図5と表1を手がかりに、耕地利用の特徴を概観する。

まず図5によると、田畑・屋敷の合計反別は約100町歩におよび、個別にみれば比立内村の約42町歩が最大で、これに打当村の約25町歩が続く。この2か村の反別が突出している理由は、両村が“枝郷の枝郷”を多数抱えるためであろう。また、田畑の反別比率に着目すると、鉾山山麓に対する一般的なイメージに反して、田と畑の割合は拮抗している。むしろ、荒瀬・根子・伏影・打当の4か村に限れば、畑よりも田の比率の方が15~30%高い。

次に村高とその内訳を確認する。表1によると、村高の合計は530石余りで、うち約390石が本田(約120石は打ち出し)、約140石が開(新田)であった。内訳をみると、やはり比立内・打当両村の村高が抜きん出ている。田の等級は下田・下々田・稗田、畑の等級は中畑・下畑・下々畑となっており、荒瀬村とその周辺村々の耕地生産力は、秋田藩領のなかでも比較的低かったことがわかる(注20)。なお

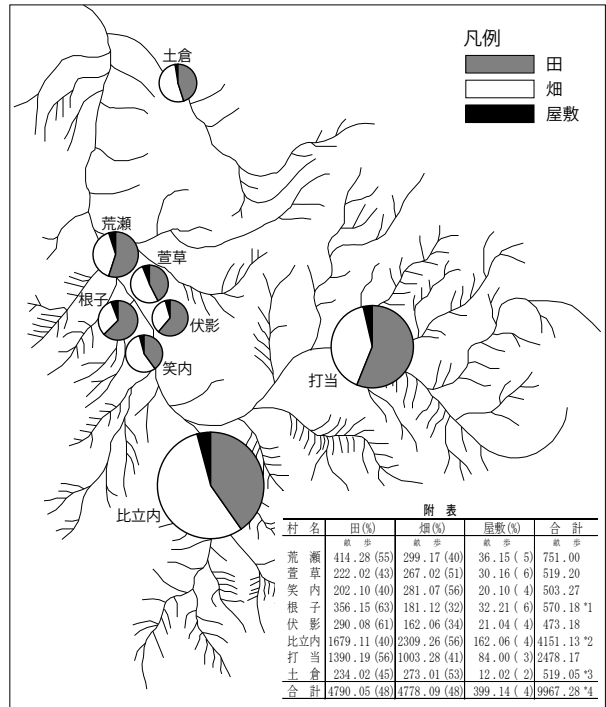


図5 寛文12年検地における荒瀬村とその周辺村々の反別

出所)「阿仁銅山片付木山沢絵図」(人間文化研究機構国文学研究資料館蔵、出羽国久保田小貫家文書25C/00392)、寛文12年8月11日「(比立内村検地帳)」(湊榮興家文書1、巻1)、寛文12年8月16日「(笑内・根子・伏影・荒瀬・萱草・土倉村検地帳)」(湊榮興家文書2、巻1)、寛文12年8月「秋田郡大阿仁打当村御検使(ママ)帳」(湊榮興家文書3、巻1)より作成。
注)円グラフの大きさは、反別の合計に比例している。*1:検地帳の記載は570.17。*2:検地帳の記載は4151.19。*3:検地帳の記載は517.11。*4:検地帳記載の値を用いると9966.09。

田畑の反別は同率であったが、畑の斗代が田に比して著しく低位に設定されたため、石高で見れば、田と畑の比率は8対2となっている。また、同表によると、百姓の家数は合計171軒であった。

ここで、年代は大きく下るが、明治初年に作成されたと考えられる「秋田郡荒瀬村略絵図」に目を向けよう(図6)。図示したのは、荒瀬・萱草・笑内・根子・伏影周辺の部分であるが、山勝ちの

表1 寛文12年検地における荒瀬村とその周辺村々の村高

村名	田			畑			屋敷 [家数]	合計						
	下田 (斗代10)	下々田 (斗代7)	稗田 (斗代5)	中畑 (斗代4)	下畑 (斗代3)	下々畑 (斗代2)		本田						
								本高	打ち出し	新田				
荒瀬	19.797	14.796	0.280	34.873	—	1.390	5.065	6.455	3.650 [14]	25.809	12.983	38.792	6.186	44.978
萱草	13.091	5.950	0.307	19.348	—	2.376	3.757	6.133	3.053 [17]	27.734	—	27.734	0.800	28.534
笑内	9.451	6.751	0.570	16.772	—	2.421	4.010	6.431	2.033 [11]	20.891	2.022	22.913	2.323	25.236
根子	10.547	14.674	2.070	27.291	—	0.324	3.412	3.736	3.270 [18]	21.334	5.608	26.942	7.356	34.298 *2
伏影	15.327	8.720	0.622	24.669	—	1.804	2.041	3.845	2.113 [9]	21.825	5.720	27.545	3.082	30.627
比立内	69.363	63.866	3.668	136.897	4.909	9.009	37.737	51.655	16.220 [57]	70.567	56.269	126.836	77.933	204.769 *3
打当	41.260	58.172	7.350	106.782	—	5.206	16.607	21.813	8.400 [38]	65.002	31.865	96.867	40.128	136.995
土倉	10.527	8.150	0.618	19.295	—	0.238	5.302	5.540	1.207 [7]	18.389	5.439	23.828	2.214	26.042
合計	189.363	181.079	15.485	385.927	4.909	22.768	77.931	105.608	39.946 [171]	271.551	119.906	391.457	140.022 *1	531.479 *4

出所) 寛文12年8月11日「(比立内村検地帳)」(湊榮興家文書1、巻1)、寛文12年8月16日「(笑内・根子・伏影・荒瀬・萱草・土倉村検地帳)」(湊榮興家文書2、巻1)、寛文12年8月「秋田郡大阿仁打当村御検使(ママ)帳」(湊榮興家文書3、巻1)より作成。
注)一は該当なし。*1:うち94.415は戸村十太夫による開発分。*2:検地帳記載の値。計算すると34.297。*3:検地帳記載の値。計算すると204.772。*4:検地帳記載の値を用いた場合。計算すると531.481。



図6 明治初年「秋田郡荒瀬村略絵図」(部分)

出所) 湊榮興家文書 521 を加工。

注) 図中に「秋田県第五大区中第二小区羽後国秋田郡荒瀬村」とある。大区小区制は明治4年にはじまり、同11年に廃止された。したがって、本図はこの期間内に作成されたと考えられる。

地域にあって、沢沿いに田が開発され、その付近に屋敷が建ち並ぶ様子を窺うことができる。

なお、同図には田畑の反別と、「山林」・「屋敷」の数が書き添えられている。これによると、田は125町9反5畝27歩、畑は41町9反7畝29歩で、合計すると167町9反3畝26歩となる(注21)。「山林」は571か所、「屋敷」は431筆(「枚」)を数える。先述した17世紀後半の状況と比較すれば、耕地反別は70%近く増加し、田の反別は3倍近い値を示している。この事実は、寛文期以降も、荒瀬村とその周辺村々で積極的な耕地開発が進められたことを物語る。以下では、このような耕地開発の展開を、その主体に着目しつつ検討したい。

4.2 近世前・中期における耕地開発の展開

4.2.1 戸村家による開発

上述したように、荒瀬村とその周辺村々では、寛文12(1672)年の時点で約140石の新田が開発されていた。そのうち94石余りは、秋田藩主佐竹氏の分流であった戸村家による開発である(前掲表1)。この戸村家は、一門(佐竹御苗字衆)に次ぐ引渡一番座の座格を有する家で、初代義国は家

老を勤め、二代義連は寛文12年から横手城代に任じられた(注22)。したがって、近世前期における荒瀬村の耕地開発は、主として、佐竹家中最上層の家臣による開発であったといえる。

ちなみに、同藩における初期新田開発は、藩が指紙と呼ばれる開発許可状を藩士に与え、開発された全耕地の知行地化を原則認める「指紙開」形式が多かった(注23)。この点を踏まえると、寛文12年検地で把握された戸村家による新田開発も、この指紙開であったと推測される。

4.2.2 百姓による開発の進展

その後の耕地開発は、どのように展開したであろうか。表2には、湊家文書に遺る33冊の検地帳(注24)から、各年の検地結果を整理した。本表の値は、「起返り」(再開発)や「畑返り」(地目変換)の分を含んだものなので、必ずしも耕地反別や村高の増加を示すわけではないが、荒瀬村における耕地開発の傾向を長期的・大局的に把握するには有効である(注25)。

同表によると、延宝期から天和期にかけて、耕地開発が活発である。その経緯は不詳であるが、延宝4(1676)年・天和2(1682)年の検地帳からは、当時荒瀬村を枝郷として附属させていた小淵村の肝煎による「注進開」が確認でき、それらの合計は33石余りとなる。この注進開は、先の指紙開とは異なって、藩士だけでなく百姓にも許可されたが、開発高は蔵入地化を基本とし、その一部が「辛労免」という形で与えられた。指紙開の新規許可は天和期を最後としたが、それとは逆に、注進開の制度は寛文~天和期に整備された。こうした新田開発をめぐる方針転換の背景には、財政の安定化を求めて蔵入地増大を狙う藩の意図があったと考えられている(注26)。ただし、一方の百姓にとっては、部分的にはあれ、開発高を辛労免として獲得しうる注進開は、魅力的であったと思われる。小淵村肝煎は、この機をとらえて注進開に乗り出し、33石もの開発に成功したのである。

表2に目を戻すと、その後、耕地開発はやや低調になるものの(注27)、荒瀬村が小淵村より独立して間もない宝永期から享保期にかけて、再び開発が盛んになっている。その背景を宝永8(1711)年の検地帳に求めると、初代肝煎六郎右衛門による19石余りの注進開が確認できる。また、享保8(1723)

表2 荒瀬村とその周辺村々における検地の結果

和暦	西暦	田	畑	屋敷	合計	開発形式				番号
						指紙	注進 藩士	御取立 百姓	郡方	
寛文12年	1672	385.927	105.608	39.946	531.479	*1				1・2・3
延宝4年	76	14.698	0.070	0.193	14.961			*2		4・5・6
5年	77	7.975	0.000	0.000	7.975					7
6年	78	18.184	0.925	1.512	20.618			*3		7・8
天和2年	82	38.860	1.235	3.128	43.223			*4		9
貞享3年	86	5.836	0.719	4.538	11.093					12
元禄8年	95	10.687	0.000	0.507	11.194					13
15年	1702	0.856	0.729	1.602	3.187					14
宝永8年	11	24.610	0.970	1.757	27.337			*5		18・19
享保8年	23	18.987	1.058	1.138	21.183		*6	*7		22・23
10年	25	29.527	0.533	2.936	32.996					24
15年	30	4.519	0.120	1.133	5.772					29
17年	32	0.000	0.715	1.572	2.287					31
18年	33	4.108	0.102	0.680	4.890					32
寛保3年	43	97.505	1.093	1.575	100.173		*8	*9		36・37
明和元年	64	7.379	9.586	4.590	21.555			*10		47
9年	72	3.720	6.721	0.640	11.081			*11		50
安永3年	74	3.976	1.203	0.935	6.114					55
寛政6年	94	3.812	2.703	0.000	6.515			*12		71
11年	99	—	—	—	—					—
享和元年	1801	5.069	0.033	0.000	5.102			*13		75
文化14年	17	—	—	—	—					—
文政7年	24	53.445	13.879	3.813	71.137	*14			*15	101・102
天保2年	31	32.105	0.438	0.400	32.943		*16			119
12年	41	3.133	0.287	0.000	3.420		*17		*18	137
嘉永6年	53	31.641	0.021	0.153	31.815	*19		*20		164
慶応3年	67	—	—	—	—					—

出所) 湊家興家文書の各年検地帳(番号欄参照)より作成。
 注) 合計の値は各年検地帳の記載を尊重した(計算すると寛文12年は531.481、延宝6年は20.621となる)。—は現存しないため不明。少なくとも、享保8年の検地帳(3冊中1冊)と、寛政11年・文化14年・慶応3年の検地帳(各1冊)合計4冊は現存しない。また天明元年8月10日改の「延宝四歳荒瀬村新開別水御検地帳」(湊家興家文書63、巻1)は、記載内容から数十丁の落丁があると判断されるため、本表からは除いた。
 *1: 94.415は戸村十太夫の開発。指紙開。*2: 9.093は小瀬村肝煎の注進開。*3: 2.406は小瀬村久右衛門の注進開。*4: 23.915は小瀬村肝煎の注進開。*5: 19.386は荒瀬村肝煎六郎右衛門の注進開。*6: 3.311は梅津主馬の注進開。*7: 17.872は荒瀬村(比立内村)孫市の注進開。*8: 2.871は梅津藤十郎の注進開。*9: 63.225(免0.25は50.840、免0.2は12.385)は御取立開。*10: 1.042は御取立開。*11: 0.354は御取立開。*12: 0.501は御取立開。*13: 3.239は水無村斎藤源蔵の注進開。*14: 1.960は梅津茂右衛門の指紙開(うち0.903は萱草村地主吉右衛門が銀主、1.057は伏影村藤右衛門が銀主)。*15: 66.636は郡方の開発。*16: 30.395は梅津藤十郎(萱草村地主吉右衛門が銀主)の注進開(郡方から不足経費拝借のため0.873は郡方蔵分へ)。*17: 0.195は梅津藤十郎の注進開。*18: 3.185は郡方の開発(幸免として村方備米が下付)。*19: 23.02は梅津藤十郎が指紙開を許可されていた場所での根子村正治の注進開(ただし郡方から不足経費拝借のため7.800は郡方蔵分へ)。*20: 8.795は根子村正治の注進開。

年には、比立内村孫市による注進開分約18石が検地されている。以上のように、宝永～享保期における耕地開発でも、百姓による注進開が大きな割合を占めていた。

湊家文書には、この頃の耕地管理の一端を窺いうる史料がある(注28)。たとえば、享保15年に本郷の肝煎と長百姓が藩に提出した願書を見ると、村からの要請として①比立内村孫市が注進開によって開発した耕地の再検地、②枝郷村々における関(用水路)開削と切添開の許可、③打当村本田関を維持するための関林下付(注29)などが挙げられている。表2をみる限り、享保15年は開発が比較的落ち着いた時期にあたるが、それでも小規模な開発は続いていた。ここからは、新たな開発と本田の維持の双方に意を用いる村の姿が浮かび上がるとともに、本郷の村役人が、枝郷を含む村全体の耕地の開発・維持と検地に責任をもっていたことがわかる。

4.2.3 御取立開の登場

前項までの検討を踏まえると、荒瀬村における耕地開発の主流は、17世紀後半を境にして、藩士による開発から百姓による開発へと変容していく傾向を看取できる。ところが、18世紀半ばになると、しばらく百姓による注進開が確認できなくなり(注30)、新たに「御取立開」という形式が登場する(表2)。特に、寛保3(1743)年には、御取立開の名目で63石もの耕地が検地されている。従来の研究では、当該時期は秋田藩における後期開発停滞期と位置付けられているが(注31)、これだけの出高を実現した御取立開は、少なくとも阿仁川上流域における耕地開発を論じるうえで無視できない。

この御取立開に関するまとまった史料は、湊家文書には見出せないが、手がかりとなる記述が、文化4(1807)年の書付にある(注32)。これによると、「先年為開発之御人足代拝領仕、打当内沢之内江関筋相通し御田地開発仕、寛保三亥年御竿申受」とあり、御取立開とは、必要な人足代を藩が下付する開発形式であったことが知られる。また、安永6(1777)年の村々年貢高書上(上述)をみると、「御取立開」と通常の「開」は、同免であっても別記されており、明確に区別されている。ちなみに、同書上に御取立開分として記された高は、寛保3年検地帳におけるそれと完全に一致する(表2・後掲表3)。

4.2.4 耕地開発の成果と「荒地」の発生

本節の最後に、これまで検討してきた耕地開発の展開を定量的に把握するため、湊家文書に含まれる「上村々」全域の年貢高書上(上述)を用いて、荒瀬村の村高を表3に整理した(注33)。本表によると、天明3(1783)年の合計は約860石である。この値を寛文12年の村高(前掲表1)と比較すると、約1世紀の間に、少なくとも300石以上増加していることがわかる。

ただし、耕地の開発と利用は常に順調であったわけではなく、ときに様々な災害によって耕作不能となったり、耕作者不在によって放棄されたりしたことはいうまでもない。たとえば、土倉村一村の村高が詳しく書き上げられた【史料68】をみると、「天和三川欠捨り」・「元禄十一山くツ(崩)れ永捨り」・「安永三午荒地捨り」などの高内引が

表3 村々年貢高書上にみる荒瀬村とその枝郷村々の村高

単位：石

和暦	西暦	本田 (免0.3)	開(新田)					合計	当高換算	番号
			本田開 (免0.25)	別水開						
				開 (免0.25)	開 (免0.2)	御取立開 (免0.25)	御取立開 (免0.2)			
安永 6年	1777	—	—	95.622	19.417	50.840	12.385	—	—	58
8年	79	484.003	232.549	68.022	19.417	41.240	—	—	—	61
天明 3年	83	484.003	232.549	68.022	19.417	41.240	12.385	857.616	395.023	67
享和元年	1801	490.043 *1	236.414	74.614	19.702	50.973	36.965	908.711	414.744	76
文化 4年	7	490.043 *1	236.414	74.614	19.702	50.973	36.965	908.711	414.744	84
6年	9	490.043 *1	236.414	74.614	19.702	50.973	36.965	908.711	414.744	85
9年	12	490.043 *1	236.414	74.614	19.702	50.973	36.965	908.711	414.744	89
文政 3年	20	— *1	237.666 *2	— *3	20.488	51.007	36.965	—	—	95
5年	22	490.253 *1	237.666 *2	87.747 *3	20.488	51.007	36.965	924.126 *4	421.119	97
6年	23	492.153 *1	240.056 *2	88.993 *3	20.488	51.007	36.965	929.662	423.584	100
9年	26	492.153 *1	289.676 *2	89.145 *3	28.291	51.007	36.965	987.237	446.924	104
11年	28	484.243	233.440	65.708	18.608	51.007	12.385	865.391	398.350	110

出所) 湊榮興家文書の各年村々年貢高書上(番号欄参照)より作成。
 注) 一は破損のため不明。網掛けは辛労免を含む値。当高は筆者による換算値。石高から当高への換算式は、石高×免×10/6(合計からは算出できない)。*1:水無村斎藤源藏辛労免(1.619)含む。ただし、享和元年は0.237のみ下付。*2:前田村庄司兵藏辛労免(0.790)含む。*3:中村弥右衛門辛労免(1.771)含む。*4:ほかに上り地(2.465)あり。

確認できる。

この点に関わって、天明5年に作成された願書である【史料7】をみてみたい。本史料によると、同3年の大凶作(注34)によって百姓が死亡・欠落したり、潰れたりした結果、枝郷を含めて、当高約30石に当たる田畑・屋敷が「荒地」になったという。そこで、肝煎らは「荒地」のうち9石余りを、「捨り高」に指定してくれるよう出願した。しかし、藩の検使は村の主張を認めなかったため、肝煎らは交渉を繰り返し、3度目の返答で、ようやく「今明年諸役休高」が許された。ただし、この決定にも村は満足しなかったようで、さらに「休高」の期限延長を求めている。最終的な藩の結論は不明であるが、本史料からは、肝煎をはじめとする本郷の村役人が、「荒地」の発生に際して、粘り強く年貢減免を要求していく様子が窺える。

4.3 耕地の開発・維持をめぐる村と村との争論

4.3.1 関の開削と水論

湊家文書を通覧すると、18世紀後期～19世紀初期には、耕地の開発・維持をめぐる、村と村の間に摩擦が生じていたことが知られる。その主要な舞台は、小様川流域の土倉村周辺であった。

小淵村枝郷の小様村は、安永9(1780)年頃から同村「塚之台」の開発に乗り出し、関を開削して、土倉村の本田関より上流から引水する計画を立てた。この動きを受けた荒瀬村は、当初本田関の水量が不足するなどの理由で関の開削に強く反対したが、天明元(1781)年には、①旱魃時には関根留を

払って土倉村本田関への通水を優先させること、②関の開削時に本田関へ岩石を落下させないこと、③土倉村が関の「余水」を利用して同村「根小屋沢」を開発するのを認可することなどの条件を成文化し、小様村による関の開削を承諾した(注35)。このように、本郷と土倉村の村役人は、既存の本田向けの用水を維持しつつ、一方で「余水」による新田開発の権利を獲得したのである。

続いて天明3年になると、今度は小又村枝郷の平里村八郎右衛門と荒瀬村の間で、「根小屋沢」の新田開発をめぐる争論が発生した。その経緯が記された【史料6】によると、八郎右衛門は荒瀬村に無断で同沢へ新田を開発し、「新関」の破損箇所から水を引いていた。この情報を得た肝煎長左衛門は長百姓と現地を見分し、本人を尋問した。すると同人は無断開発については認めたが、「新関」の破損には関与していないとし、口論へと発展した。長左衛門らは「隣郷物言ニ相成候義ハ氣之毒千万」との理由で藩への出訴こそ控えたものの、検使の承認を受けるまでは八郎右衛門に作付けを延期させ、争点となった「新関」の破損箇所は、土倉村と小様村から人足を出して修繕することで内済した。

上記2つの争論からは、合意の有無はひとまず措くとしても、関1つの開削が周辺の百姓を刺激し、新田開発を促した様子が窺える。ただし、たとえ関の数や規模が増大しても、その水源となる河川水量が増大するわけではない。したがって、関の開削は、新田開発の進展に大きな役割を果た

す一方で、限られた水資源をめぐる村と村の摩擦を内包するものであった^(注36)。

4.3.2 地力の維持と山論

地力を維持し、収穫を安定させるためには施肥が重要となる。近世の自給肥料の中心は人糞尿や刈藪・厩肥で、後者2種には山野から得られる木の若芽や草が利用された。それゆえ、近世にはこれらの採取をめぐる争論が頻発した。以下にとりあげる土倉村御林一件も、この草の採取を発端とする争いであった^(注37)。

土倉村御林一件は、文政11(1828)年10月、小様村が土倉村の同意なく、「家之上」で立木を伐採したところからはじまる。その争点は、伐採地が土倉村の主張するように同村の「御林」内なのか、小様村のいうように両村の入会採草地なのかということであった。両者の主張は平行線をたどったため、村側では内済に至らず、最終的には藩による裁定を得て、両村の入会採草地であるということに落ち着いた。

ここで着目したいのは、土倉村と小様村とで、「家之上」の山野に期待する機能が異なった点である。土倉村は、「家之上」で雑木や青木を「数十年」にわたって育成し、阿仁銅山向けの炭などを生産して利益を得ていた。これに対し、小様村は、①近年「塚之台」と「関根台」へ耕地を開発したために、肥料用の草需要が高まったこと、②阿仁銅山へ諸材木や米を運送する牛馬が頻繁に往来するようになり、草が食い尽くされたことを理由に、採草地の確保を喫緊の課題としていた。そこで、同村は「家之上」の雑木や松を伐採し^(注38)、同所を「草山」に戻そうとした。このように土倉村御林一件は、両村がそれぞれ異なった期待を「家之上」の山野へ寄せていたことに起因したと考えられる。

以上のように、阿仁川上流域では、耕地開発が積極的に進められつつも、阿仁銅山向けの炭焼き稼ぎなどが展開したため、村々は山野に対して、地力を維持するための草だけでなく、製炭用原木などの供給を期待した。それらの期待は、ときとして村と村との間に摩擦を生み、争論となって表出したのである^(注39)。

4.4 近世後期における耕地開発の主体と元入

4.4.1 耕地開発の推進と郡方・開発方の設置

秋田藩では、宝暦～天明期に凶作が度重なり、その影響で手余り地や「荒地」が増加した。荒瀬村とその枝郷村々でも、天明飢饉後に「荒地」が生じていたことは、すでに確認した通りである。

そこで寛政期になると、藩は耕地の維持や「荒地」の復興に乗り出した。たとえば、寛政5(1793)年には「近年来御高莫太減少に相成候」との認識から、検地役へ「起返・新発」に尽力する旨が命じられている^(注40)。次いで翌6年には、享保12(1727)年以来停止されていた注進開の新規許可が解禁された^(注41)。

さらに、同7年、藩は村々の「疾苦・労煩」を取り除いて田畑の荒廃を防ぎ、「追々開発相増候様」吟味することなどを目指して、郡奉行を新規に任命した。この郡奉行のもとには、実務を担う郡方吟味役や同見廻役・同足軽が附属され、その財政基盤として在方商人らが郡方蔵元に編成された。このように、郡方の組織は次第に整備されていき、村々の相続を援助するため、出産・育児の支援や備荒貯蓄策が進められていった^(注42)。

また、耕地開発という点では、文化10(1813)年10月に開発方役人が任命されたことも見逃せない。この開発方は、「六郡田畑とも近年来多分開発相成候へとも、広太之御領中、今以田畑に可相成場処不少有之」との理由で設置され、「開発方存寄」がある者は同役人へ申し出るよう触れられた。当時の開発方の組織は不詳であるが、追って勘定吟味役・郡方吟味役・検地役のなかからも開発方役人を選出することになっていた^(注43)。

以上のように、寛政期以降、藩は耕地開発(再開発)に力を入れ、郡方や開発方などの組織を整備していった。本節では、この点を念頭に置き、近世後期における荒瀬村の耕地開発について検討していきたい。なお、その特徴は、①村外の有力百姓・町人による開発、②枝郷の地主・百姓による開発、③郡方による開発の3点に整理できる。

4.4.2 村外の有力百姓・町人による開発

まず前掲表2に目を向けると、享和元(1801)年には、水無村斎藤源蔵による3.2石余りの注進開が検地されている。その結果、同年から開発高の2分の1にあたる1.6石余りの辛労免が源蔵へ与えら

れた^(注44)。また前掲表3からは、前田村庄司兵蔵が、文政3(1820)年の時点で約0.8石の辛労免を獲得していたことが確認できる。現存しないが、文化14(1817)年検地帳には、兵蔵による注進開高が記載されていたと推測される。この斎藤家と庄司家は、荒瀬村の肝煎や百姓にしばしば金銭や米を貸与するなど(後掲表6)、近隣でも有力な百姓であった。このように、18世紀末～19世紀初頭には、村外の有力百姓によっても、耕地開発が進められていたのである。

こうした有力百姓は、上記のように自らが開発主体となったほか、荒瀬村内の百姓が耕地を開発するための元入も融通していたようである。たとえば、文化2年に庄司家は、近年「捨り高」となった耕地を開普請によって再開発したいという肝煎長左衛門の頼みに応じ、調銭25貫文を貸与している([史料10])。

天保飢饉を経た安政4(1857)年～万延元(1860)年には、開普請に要する元入金を銀山町の山田理左衛門が負担していた。湊家文書には、この際の通帳と勘定帳が遺されている^(注45)。その内訳は表4のとおりで、いずれの年も堰堀・定雇・日雇らの雇用代が最大の割合を占める。なお理左衛門は上述の勘定帳に「加銀主」として署名しているため、肝煎長左衛門も元入の一部を負担していると考えられるが、両者の支出割合は定かでない。いずれにせよ、幕末期には村外の有力町人が耕地開発に一定の関与をみせるようになっていたのである。この点は、慶応3(1867)年検地で、理左衛門が肝煎長左衛門と並ぶ当高7石余りの辛労免を獲得していることから明らかである(表5・[史料46]参照)。

4.4.3 枝郷の地主・百姓による開発

まず前掲表3によると、枝郷中村の弥右衛門は、文政3(1820)年の時点で約1.8石の辛労免を獲得していた。現存しないが、文化14(1817)年検地帳には、弥右衛門による注進開高が記載されていたと推測される。なお同人は、中村の地主を勤めていたと考えられる^(注46)。

次に前掲表2からは、文政7年検地で、梅津茂右衛門による笑内村「地蔵台」の指紙開分、約2石が把握されていることがわかる。これは梅津茂右衛門家が延宝5(1677)年に与えられた指紙^(注47)

表4 安政4年～万延元年における開普請の勘定内訳

使途	単位：貫文			
	安政4年	5年	6年	万延元年
堰筋丁場渡	(4101.500)	—	—	—
鉄鋼・道具など	(1280.470)	243.390	716.000	131.630
米・味噌	(2228.950)	178.200	1694.100	880.500
堰堀・定雇・日雇代	(5970.086)	1518.500	2766.550	1958.750
雑用(諸材木など)	(887.875)	1171.123	463.803	741.260
合計	10222.781	3111.213*1	5640.453	3712.140

出所) 安政4年閏5月「田地開発堰普請通」(湊家文書165、横半1)、安政4年9月～万延元年4月「(開発堰普請諸勘定帳綴)」(湊家文書165、綴1)より作成。
注) 安政4年の支出内訳の合計値(14468.881)は、「(開発堰普請諸勘定帳綴)」の末尾に記載された同4年の支出合計値(10222.781)と大きく異なる。この理由は不明であるが、同4年の支出内訳は参考値として記載した。そのため、4年間の合計は示さなかった。*1:史料上の記載は3110.213。

表5 慶応3(卯)年検地における辛労免高

出高理由	年	荒瀬村		銀山町	合計(%)
		湊長左衛門	佐藤正治	山田理左衛門	
起帰り	卯	0.247*1	—	0.248*2	0.495(2)
	卯辰	1.588	—	1.587	3.175
	辰巳	0.032	0.221	0.032	0.285
	巳	0.356	1.004	0.357	1.717
		1.976	1.225	1.976	5.177(24)
新発	卯辰	0.506	0.164	0.507	1.177
	辰巳	4.189	1.258	4.188	9.635
	巳午	0.137	0.272	0.137	0.546
	午	0.189	4.595	0.189	4.973
		5.021	6.289	5.021	16.331(74)
合計(%)		7.244(33)	7.514(34)	7.245(33)	22.003(100)

出所)「御検地出高調」(湊家文書200、状24)より作成(記載例は[史料46]参照)。
注) 一は該当なし。*1と*2は2筆の合計。

を根拠とするものであった。先述の通り、指紙開の新規許可は天和期を最後としたが、それまでに交付された指紙は、近世後期まで有効であった^(注48)。ただし、同人による指紙開とはいっても、実際に元入金を支出したのは、萱草村地主の吉右衛門と伏影村の藤右衛門であった。そのため梅津茂右衛門の知行高となったのは開発高の10分の6で、残りは吉右衛門・藤右衛門へ辛労免として与えられている。

また前掲表2に目を戻すと、天保2(1831)年には梅津藤十郎による注進開分、約30石が検地されている。ただし同年検地帳の奥書によれば、その元入金は、郡方より拝借した一部を除いて、梅津藤十郎から依頼された萱草村地主の吉右衛門が支出していた。そればかりか、同人は「普請世話方」までをも差配している。さらにこの開発は、「無頼難所之山根通り江長間之堰筋相廻シ、尚長間之掛越樋等相用ひ開発致候」とあるように、難所へ関を開削し、長い掛越樋(水路橋)を渡すという苦勞の多いものであった。そのため吉右衛門へは、特別に開発高の約90%が辛労免として与えられ、梅津藤十郎が獲得した辛労免はわずかに4%余りであった。残りの約6%は、郡方の蔵分などに組み込まれている。

以上のように近世後期には、枝郷の地主・百姓らが経済的に力を付け、耕地開発の進展に大きな役割を担うようになっていたのである。

さらに時代はやや下るが、嘉永6（1853）年には、根子村地主の佐藤正治による注進開分、約32石が検地されている（前掲表2）。そのうち23石余りは、梅津藤十郎が指紙開を許可されていた場所であった。元入の大部分は正治の負担で、一部を郡方から拝借している。また前掲表5によると、正治は慶応3（1867）年検地でも、肝煎長左衛門・山田理左衛門と並んで当高7石余りの辛労免を獲得している。これもまた幕末期に枝郷地主が経済的に力を付けていたことの証左といえる。

4.4.4 郡方による開発

まず前掲表2に目を向けると、文政7（1824）年に約70石もの郡方開発分が検地されている。その詳細は、同年検地帳の奥書に「郡方御開発、起返り・畑返り・新開」とあるのみで不明であるが、郡方が開発に必要な元入を村側に下付する形式であったと推測される。

また天保飢饉後の天保12（1841）年検地でも、郡方による開発が確認できる。この開発は、それほど大きなものではなかったが、同年検地帳の奥書によると、「郷中ニ而出情」が認められ、村へ辛労免が与えられることになった。しかし天保飢饉後で「郡方御備高」（郡方備米）が「手薄」になっていたため、藩は辛労免を与える代わりに「村方備米」用の米を下付することに決定した。

なお郡方は自らの財源で耕地開発を推進したほか、村側へ元入を貸与することもあった。上述した梅津藤十郎・佐藤正治による注進開では、郡方から不足経費が貸与されている。天保14年にも、萱草村地主の吉右衛門が、開発の元入として米30石の拝借を許されている（[史料24]・[史料26]）^(注49)。

以上のように当該時期の藩は、実際に元入を下付・貸与することで、村側の開発を推し進めようとしていたのである。

この点に関わって、[史料39]所収の願書を見てみよう。本願書の前半によると、文政12年、幸屋渡村地主の久兵衛と長百姓の久蔵・与五左衛門は、関を普請して同村の空地に耕地を開発（注進開）すべく、郡方へ元入の下付を出願した。これを受けた検使岩堀万蔵らと開発方の安井幸八郎は、耕

地の開発・維持に不可欠な用水と採草地の見込みを久兵衛らから聴取したうえで、開発を許可している。この事例からは、藩は開発方役人らを通じて耕地開発の可否を判断し、郡方へ元入の下付を指示することになっていた点が窺われる^(注50)。

4.4.5 耕地開発をめぐる村と給人

湊家文書には、この時期の開発をめぐる藩士（給人）と村との関係を窺いうる史料もわずかに遺されているので、ここであわせて検討しておく。

まず文化4（1807）年に作成された書付をみてみよう^(注51)。本史料によると、打当村金兵衛は、本田関を拡張して戸島内村「野尻台」に耕地を開発しようとした。この「野尻台」は、給人梅津与左衛門が指紙を得ていた場所で、金兵衛は同所での注進開を申し出た。さらに金兵衛は、この関普請が成功すれば、その「余水」で「菅ノ谷地」も開発すると述べ、梅津与左衛門へ元入銀の拝借を出願しようとする動きをみせている。実際に出願したか否かは定かではないが、給人が指紙を得ていた場所での耕地開発にあたり、百姓が給人から元入銀を引き出そうとしている様子が窺われる。

次に文政10（1827）年に作成された書付である[史料16]に目を向けよう。本史料によると、給人梅津与左衛門は文化14年、関を新たに2本開削して「岩井之又口」より水を引き、打当村で耕地を開発（注進開）しようとした。「難渋之関筋」であるため、「他借」によって元入銀を支出するとし、開発後は出高の9割を辛労免として拝領したい旨を藩に申し出ている。これを受けた検地役らは、同所を見分したうえで注進開を許可した。その後、文政10年の時点で1本の関普請が完了すると、梅津はもう1本の関普請に取りかかることについて郡方から再度の開発許可を得るとともに、その結果を肝煎長左衛門へ通達している。この際梅津は、指紙を得ている場所で開発可能な場所がほかにあれば、早速申し出るようにも命じている。本史料からは、給人の耕地開発への積極性と、それを実現するための手続き、村との情報共有のあり方を読み取ることができる^(注52)。

4.5 「他渡」耕地の「引戻」と本郷一枝郷

近世には、耕地をはじめとする土地を売買したり、それを抵当に入れて金銭を借用したりするこ

とが村々で広くみられた。荒瀬村も例に漏れず、湊家文書には多くの土地売買証文や、土地を抵当とした借用証文が遺されている。本節では、これらを整理した表6を参照しつつ、証文類の内容を検討したい。

まず証文の形式を確認しておこう。一連の証文は、表題が「永代売渡申田地之事」などのように土地売買を示しているもの(A)と、表題が「借用証文之事」などのように、土地を抵当に入れた金銭の借用を示しているもの(B)に大別できる。さらにその記載内容から、A・Bはそれぞれ3通りに区分しうる。

たとえば【史料2】は、最も古い永代売り証文である。このような証文を、ここではA1としておく(注53)。【史料4】も、表題をみる限りは永代売り証文である。ところがその奥書には「田地書入銭借用奥書証文」とあり、借錢の返済が滞った際に、はじめて土地が貸主に移動することになっている。このような証文をA2としておく。なお、【史料12】は【史料4】の記載内容に近い。ただし奥書に、期間内に借錢を返済できれば、土地を取り返せる旨が明記されている点で異なる。このような証文をA3としておく(注54)。また【史料11】と【史料17】は、ともに借用証文であるが、後者には期間内に借錢を返済できれば土地を取り返せる旨が明記されている点で異なる。前者のような証文をB1(注55)、後者のような証文をB2としておく。このほかいずれにも分類できない借用証文が若干ある(B3)(注56)。このうちAは62点中22点、Bは40点で、内訳ではB1が33点と最も多かった(注57)。

次に年代による変化をみてみよう。18世紀の証文は6点と少なく、全て(A)売買証文であるが(1点はA2でそのほかはA1)、19世紀の証文は56点と多く、(B)借用証文が大部分を占めている。特に天保期の証文が32点と著しく多い。ここからは、土地売買や土地を抵当に入れた借用が、天保4(1833)年の飢饉後、急速に展開した様子を看取できる。またこれらの証文の買主・貸主は、そのほとんどが村外の百姓・町人である。文化～文政期には水無村の斎藤源蔵と前田村の庄司兵蔵の名が目立つ。ところが天保期以降には、両家の名はほとんどみられなくなり、代わりに銀山町の山田理左衛門・山田寅五郎との取り引きが多くなる。

たとえば天保7年には、本郷肝煎と枝郷地主ら

が連名で、2万3000疇もの田を抵当に入れ、理左衛門から調銭4060貫文を借用している(【史料21】)。多額の借用であったからか、郡方役人と考えられる小貫東七郎の裏印もみえる。またこの頃には肝煎自身も金銭に窮することがあったらしく、理左衛門から調銭378貫文を借用している(【史料20】)。

注目されるのは天保9年、この肝煎による借用に対して郡方が介入した点である。同史料の裏書によると、郡方は同家が代銭を返済できず、田が「他人」のものとなった場合を想定し、将来同家が肝煎役を満身に勤められなくなる状況を危惧して、田を「請戻」させるために米10石を貸与した。さらに郡方は「請戻」した田を今後は「自分之物」と考えないよう肝煎に命じ、借金のための抵当にすることなどを禁じている。そして万一売却するようなことがあれば藩で田を引き上げるとし、この旨を郡方の役屋でも記録しておくことと厳しい姿勢で臨んでいる(注58)。以上のように、村方における土地金融にまで藩が介入するのは、当該時期における秋田藩の耕地政策の特徴であると考えられる。

こうした郡方の動きは、同12年にもみられる。前掲【史料21】の奥書を見ると、以前山田理左衛門から借錢する際に抵当に入れた田2万3000疇をはじめ、当時「他渡」となっていた田3万5000疇が、郡方の「取扱」と資金貸与によって残らず村方へ「引戻」されている。このときも、郡方は耕地を今後「他渡」させないよう命じている。

このような「他渡」耕地の村方「引戻」が、その後も肝煎の尽力によって続けられた様子は、弘化3(1846)年3月に作成された一連の【史料28】・【史料30】・【史料31】・【史料32】から明らかである(注59)。これらの史料は、本郷の長百姓と枝郷村々の地主らが、「他渡」耕地の「引戻」における肝煎の「千辛之御働」を確認し合うもので、それを子孫まで語り伝えて、今後は耕地などを「他支配郷」に売却したり、質入れしたりしないと肝煎長左衛門へ誓約した一札である。さらにその後半では、これを機に「村方一統相陸(睦)」み、「御規法」を厳守して、郷中を引き立てる旨も誓約されている。なお上記史料は、一部を除いて同様の形式・文面なので、雛形の存在が窺われる。これもまた先述した本郷一枝郷間における文書コミュニケーションの成熟を示すものであろう。

こうした肝煎による「他渡」耕地の村方「引戻」と、雛形を用いた誓約は、本郷一枝郷の領域と、肝煎を代表とする本郷一枝郷の階層性を再確認する意義があったと考えられる。また一面では、枝郷地主・百姓らの経済的力量の上昇などを背景とした本郷一枝郷関係の動揺に対応し、本郷一枝郷の共同による村の秩序維持を改めて誓約させる肝煎の意図を感じさせる。

4.6 村の余勢と諸稼ぎ

ここまでの分析の結果、荒瀬村とその周辺村々では近世後期まで耕地開発が続けられ、村にとって重要な生産・金融基盤となっていたことが明らかになった。

とはいえ、百姓の生計の総体をみた場合、それは耕地だけに支えられていたわけではない。ときには「買喰」によって相続してきたと主張されるように（[史料71]）、様々な生業や稼ぎを組み合わせてきたのである。なかでも阿仁銅山山麓に立地する荒瀬村とその周辺村々の百姓たちにとっては、銅山向けの林産物生産が重要な役割を担ったことはおのずと予想される。以下では、[史料8]を読み解くことで、荒瀬村に生きる百姓の多様性を、改めて確認しておこう。

この[史料8]は荒瀬村の枝郷戸島内村の小百姓「九助」を親孝行者として書き上げたものである。秋田藩の村々の生業、人びとの暮らしを知りうる史料が極めて少ないなかで、[史料8]は、九助という1人の人物を通して、断片的ではあるが村の生業や人間関係などを垣間みることができるという意味で貴重である。

43歳の九助は、父を亡くし、嫁もないので、1人で母を養っている。[史料8]をみる限り、田畑を耕してはならず、日雇家業に従事している。具体的には、「御銅山方焼木・諸材木、伐方・川下ケ等之手間有之候」とあるように、銅山の焼木や諸材木を伐採し、それを川で運搬する仕事などに従事していた。

また、母1人子1人であるため、九助が出稼ぎに行く時には、「両隣并ニ親類之者、留主之内見継呉候様ニ念頃（懇ろ）ニ相頼、村之地主方迄申届致、帰之節者則（即）日村中右礼ニ相廻り申候」というように、両隣や親類らに母の世話を頼み、九助は帰郷後にお礼に回ることにしていた。大雨の夜

には母を心配して急いで帰ることや、大病の時に母が食べたがる「鮭」を求めて奔走する姿なども印象的である。

このような九助の振る舞いが、村一番の孝行者として書き留められたわけであるが、差出には戸島内村だけでなく、ほかの枝郷地主や本郷肝煎が名を連ねていることからみて、この文書は明らかに公式な書上として作成されている。この孝行書上は秋田藩に提出されたのち、文化7(1810)年に同藩で編纂された『孝行記』に採用されている（【参考】）。実は、それに先立ち、寛政元(1789)年に松平定信は善行者として表彰された事例の報告を全国に求め、それは享和元(1801)年に『孝義録』として刊行されている^(注60)。九助の孝行が書き上げられた[史料8]も、この一連の流れのなかで作成されたものとみて間違いのないだろう^(注61)。

このように、荒瀬村には自身の耕地を持たず、専ら日雇稼業に従事して、生計を立てる百姓もいた。想定の外を出ないが、この背景には、銅山集落という一大消費地を抱えた阿仁川上流域における貨幣経済の発達と、それにとまなう食糧の外部からの移入の活発化があったものと考えられる。ただそれは同時に、凶作などで穀物の供給が滞る事態になれば、耕地が人口に比して少なく、「買喰」層が一定の厚みをもつ荒瀬村のような地域は、大きな打撃を受けるということでもある。このような背景をもつ山村社会において、近世後期に重要な関心事となっていたのが、次章でとりあげる備荒貯蓄をめぐる問題である。

5. 郷備米と五升備米

5.1 秋田藩の備荒貯蓄

秋田藩が、本格的な備荒貯蓄政策に乗り出すのは、天明期以降である。同4(1784)年には、「新法」(藩政改革)の一環として代官所へ米を備蓄する「役所備米」が立案されている。ただし、それ以前から、村々では米が備蓄されていた。たとえば秋田郡本城村では、旧来の「郷中備米」に、安永9(1780)年「八幡講」・「稲荷講」の名目で長百姓から収納した米を足し合わせ、これによって天明の飢饉を乗り切ったという。天明期の「役所備米」は、こうした在地の再生産維持機能を藩が吸収・管理しようとするものであった^(注62)。

寛政期になると、前述したように郡方備米が開

始され、さらに天保7(1836)年からは、同4年の飢饉体験を受けて「五升備米」政策が採用された。ここでいう五升備米とは、子どもと老人、盲人と疾病者を除く男女から人別単位に、平均1人宛5升を貯穀しようというもので、家の経済力に応じて徴収された。仙北郡西明寺村・梅沢村などの事例をみると、親郷-寄郷体制の親郷を単位に郷蔵が設けられており、幕末まで継続されたという(注63)。

政策の推移よりも地域の対応に比重をおいた分析としては、秋田郡小猿部七日市村を例とする栗原健一の研究がある(注64)。栗原によれば、七日市村では、文政6(1823)年から「郷備米」が形成され、この貯蔵のために「郷備米蔵」などの郷蔵が建設された。また天保12年から弘化5(1848)年にかけては、上記の五升備米が実行に移された。七日市村の場合、稗はそのまま貯蔵したが、米・粃は蒸して貯蔵したという。減石もあったが、明治4(1871)年までは五升備米の貯蔵が確認できる。一方で安政2(1855)年には中断されていた郷備米が再開され、やはり明治4年までは貯蓄が確認できるという(注65)。

5.2 荒瀬村の五升備米と郷備米

湊家文書にも、19世紀の郷備米と五升備米に関する史料が部分的に存在する。天保期からの五升備米については[史料22]・[史料29]・[史料58]・[史料71]が、安政2(1855)年以降の郷備米などについては[史料33]・[史料38]・[史料40]・[史料41]・[史料42]・[史料62]・[史料64]・[史料65]・[史料66]・[史料72]がそれにあたる。上述の先行研究を土台にそれぞれの史料

の意味を読み取ってみよう。なお五升備米については別にまとまった帳簿が残されているため、その概要を表7・表8に整理した。

5.2.1 五升備米

五升備米については[史料22]が初出の史料である。これは枝郷の一つ幸屋渡村の天保7(1836)・8年分の徴収と貯蔵について、本郷肝煎に差し出した文書である。7年の徴収は対象となる村人210人のうち111人から5升ずつ計5石5斗5升、翌8年は持高に応じて徴収し計5石6斗7升、あわせて11石2斗2升となった。郷蔵が破損しているため、地主久兵衛・長百姓久蔵など7名の持蔵に預かることにしたが、その管理には厳重に注意を払うと誓約している。

弘化3(1846)年の[史料29]は、同じく枝郷の一つ伏影村から五升備米の徴収について本郷肝煎に差し出した文書である。米の徴収は、これまで秋中に一度実施していたが、不熟の年に困窮している村人から徴収するのは難しい。そこで今年からは豊凶にかかわらず5か年間、対象となる77人の村人から、3月晦日と6月晦日の2度に分けて計3石8斗5升を徴収するとしている。これらによると、五升備米の直接の徴収には枝郷の村役人があたっていたことや、その全体はあくまで本郷肝煎が監督していたことがわかる。

次に慶応4(1868)年9月から10月にかけて、ややまとまった文書が残されている(注66)。これは各枝郷から本郷肝煎に提出された堅帳8冊を綴り合わせたもので、それぞれの表題には「人別五升御備米請留」「五升備粃引配請留書上」などがある。

表7 慶応4年9月五升備米の本郷・枝郷引配り量

村名	単位：石					
	①米	②内減米	③残	④内蒸米	⑤同(残米)	⑥此蒸粃
本郷*1	85.561	0.023	78.544	2.699	75.845	126.408
土倉	10.104	0.829	9.275	0.319	8.956	14.927
荒瀬川	17.040	1.398	15.642	0.538	15.104	25.173
萱草	30.431	2.502	27.929	0.960	26.969	44.948
伏影	26.559	2.179	24.380	0.838	23.542	39.236
根子	80.526	6.614	73.912	2.540	71.372	118.953
笑内	22.520	1.849	20.671	0.710	19.961	33.269
幸屋渡	71.477	5.866	65.611	2.255	63.356	105.593
幸屋	37.315	3.063	34.252	1.177	33.075	55.125
比立内	55.224	4.533	50.691	1.742	48.949	81.582
戸島内	60.975	5.001	55.971	1.924	54.047	90.078
中	28.961	2.377	26.584	0.914	25.670	42.784
打当	18.259	1.499	16.760	0.576	16.184	26.974
合計	544.958	44.725	500.233	17.193	483.040	805.066

出所)「人別五升備米村毎引配覚帳」(慶応4年9月「(人別五升備米村毎引配につき綴)」湊榮興家文書206、綴1所収)より作成。

注) *1:記載を欠くが、本郷荒瀬村と考えてよい。

表8 慶応4年9月五升備米の本郷・枝郷引配り日

単位：石

村名	米			粃					
	9/6	9/7	合計	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	合計
本郷	2.211	0.488	2.699	—	58.200	34.800	25.200	8.208	126.408
土倉	0.260	0.057	0.317	—	—	—	12.000	2.864	14.864
荒瀬川	0.440	0.097	0.537	6.000	5.400	7.200	4.800	1.773	25.173
萱草	0.786	0.173	0.959	23.400	6.000	3.600	9.000	2.954	44.954
伏影	0.686	0.151	0.837	18.000	4.800	6.000	7.200	3.245	39.245
根子	2.085	0.459	2.544	15.000	40.200	32.400	24.000	7.519	119.119
笑内	0.582	0.128	0.710	24.600	0.600	0.600	6.000	1.466	33.266
幸屋渡	1.847	0.407	2.254	21.600	27.000	29.400	21.000	6.591	105.591
幸屋	0.964	0.213	1.177	16.200	9.000	15.600	10.800	3.525	55.125
比立内	1.427	0.315	1.742	7.800	30.000	22.200	16.200	5.382	81.582
戸島内	1.575	0.347	1.922	12.000	29.400	25.200	18.000	5.477	90.077
中	0.748	0.165	0.913	9.000	10.800	12.000	8.400	2.584	42.784
打当	0.472	0.104	0.576	3.000	6.000	10.800	5.400	1.772	26.972
合計	17.187*1			805.160*2					

出所)「人別五升備米村毎引配覚帳」(慶応4年9月「(人別五升備米村毎引配につき綴)」湊榮興家文書206、綴1所収)より作成。
注)一は該当なし。*1:表7の④合計と近似。*2:表7の⑥合計と近似。

各枝郷で徴収する五升備米の量を書き上げた上で、五升備米をこれまで本郷へ取りまとめてきたが、一か所にまとめ置いては「不堅固」であるため、一統相談の上、各村ごとに配当し備え置くよう「御扱様」(郡方吟味役)に願い出て聞き届けられ、枝郷地主・長百姓立ち会いの下「配当受取備」えたとする。五升備米の毎年の徴収や管理に個々の枝郷と上位の本郷が関与していたことが読み取れるが、同時に、備蓄場所の変更には幕末期における本郷—枝郷関係の動揺の一側面を見出すこともできる。

さらに上記の綴りには、別に「人別五升備米村毎引配覚帳」と題された横帳が添えられている。ここには本郷と枝郷の配当内容と、その受け取り日が記されているため、これを表7・表8に示した。この時点で約545石あった五升備米は、約8.2%が「減米」となり、残りが約500石であった。このうち米が17石、粃が483石で、97%が粃で貯蔵されていた。ちなみに備蓄方法は米・粃ともに蒸米、蒸粃と記されている。従来の研究ではこの貯蔵法について論究していない。蒸した米や粃ではすぐに腐ってしまうので、その実態解明については今後の課題である。

【史料58】は年号を欠くが、荒瀬村肝煎が作成した覚え書きである。去年の夏から五升備米を蒸し立てるよう指示されたが、備え置きの際の品質が悪化しているため、新粃と取り替えて蒸し立てたいと申し出たところ、その通り命じられた。この際、前田村の郡方蔵元庄司兵蔵には許可を得たが、郡方御足輕の検分を受けないまま藩に出願してし

まった。しかも伺いも立てず勝手に枝郷村々に取り運ぶという、郡方吟味役や御用係まで欺いた手法は不屈きの極であった。嚴重のお咎めも免れないところだが、枝郷村々への配分は郷中で備えを万全にしようとした結果であると述べる親切者もあり、ようやく許された。とはいえ肝煎役は解任され、お叱りを受けるであろうと述べている。慶応4年の備蓄体制の変更との関係も窺えるが、作成年不詳のため言及は控えたい。

【史料71】は明治4(1871)年6月、荒瀬村肝煎から郡方役人大川捨蔵に提出された五升備米拝借のための願書である。当村と枝郷11か村は田地不足の村で「買喰」によって相続してきた。先述のとおり、農業に加えて諸稼ぎによって生計の維持をはかってきたのである。願書によると、明治2年の違作以来米価が高騰し、去年の田植え以降は飯米にも事欠き、五升備米の拝借を願い出たところ481石余のうち185石(38%)を拝借できてありがたかった。この拝借分は去年秋の収穫時に返済したが、その年も米価高騰が続いた。今年春の農始めから一部には雑穀も蒔き、農作業を続けようとするものの、飯料不足から農作業が行き届かず、このままでは十分な収穫も見込めない。そこで昨年同様、五升備米から拝借を願いたい。秋まで農作業に精を出し、新穀をもって返済したい、としている。

5.2.2 郷備米

郷備米については安政7(1860)年の【史料33】が初出の史料である。郷中で必要な金を山口岩松

から借用した証文で、郷備米 30 石をその抵当としている。本郷一枝郷の郷勘定を司る箱番が発給し、肝煎が奥印している。

慶応元（1865）年 7 月の【史料 38】では、郷備米を借りて様々な用途に使っていることがわかる。本郷肝煎の蔵に 60 石、枝郷根子村の佐藤正治の蔵に 40 石、計 100 石が貯穀されていたと思われる。それを 7 月末におそらく肝煎が「内払」の用途に使用し、その合計が「メ四百表」すなわち 100 石となる（ただし実際の項目の合計はこれを少々超過している）。最後の「庄治殿拝借米三拾五石之受払」以下では、正治が拝借した 35 石（長左衛門からの 32 石返済とは別か）の用途が記される。

同年 11 月 5 日の【史料 40】は、荒瀬村の郷備のため、金 136 両と米軽升 32 石を根子村の佐藤正治から借用した証文で、荒瀬村肝煎・長百姓の連印がある。当時の正治は、銅山掛山の焼木手配を担当する御山守の職にあった。金 136 両は「大又焼木方」に支払う予定の 500 両のうち、米購入予定の金子からの借用と思われる。金子・米とも無利息で、翌 12 月中には返済するとしている。

翌年慶応 2（1866）年 7 月の【史料 41】は、荒瀬村肝煎・御山守・長百姓が前田村庄司家から米 30 石を借用した証文である。借用理由として、当村の郷備のうち正米によるものが長期にわたる保存で劣化してきたため、この秋収穫の粳と取り替えたという。借用米は備米との交換を願ひ上げて許可されている。11 月収穫の粳で返上するとしている。

同年同月の【史料 42】は、荒瀬村の長百姓たちから根子村の佐藤正治に宛てた約束証文である。【史料 40】の米 32 石借用分は、前田村庄司家から借用して返済した（【史料 41】）。この借用は肝煎と貴殿（正治）「兩名」の名義によるものである。今年 11 月中に村方（荒瀬村）から必ず返済するので、貴殿には迷惑をかけないとしている。

【史料 62】は、前田村の庄司為吉から荒瀬村肝煎に送られた年欠の書状である。度々問題にしてきた郷備米 50 石の早期返済のほか、三左衛門借用の 15 石も取り立ててほしい。三左衛門は「愈不埒等閑」の態度を決め込んでいるが、私（為吉）としてはぜひとも 100 石都合しなければ御奉公の立場がないので、返済されない事態は勘弁願いたい。このことを記した正式な文書を送るので、追って

返却されたいと述べている。

次の【史料 64】も、同じく庄司為吉から荒瀬村肝煎に送られた年欠の書状である。ここでは郡方役所が貯蔵していた五斗御救米を話題にしている。根子村の与助宅焼失の件につき検使を申し出たところ、郡方役人が立ち会うとの連絡があった。与助は収納物と馬を焼失したため、きつとお叱りを受けるであろうから、この旨を本人に伝えてほしい。なお同人が難渋していることを申し立てたところ、郡方役所より五斗御救米をいただけることになったので、このことも伝えてほしい。同人を米内沢へ出向かせ、請け取らせたいとの文面である。御役屋が米内沢におかれていたことも読み取れる。

【史料 65】は、郷備米の取り集め方に関する年欠の覚え書きである。米 68 石と 92 石について、まず 68 石分は、当寅年の販売米を郷備に繰り入れたとある。その内訳は、25 石は木山米として佐藤正治が預かった分、もう 25 石は 35 石の拝借米からの分で、残り 18 石は肝煎長左衛門から出米するところ、20 石の銅山拝借米があったので、これを宛てたという。後者の 92 石についても同様に内訳が詳しく書かれている。郷備米の調達が多岐にわたるルートによっていたことが窺える。なお郷備米の貸し出しに関する年欠の覚え書きとして、ほかに【史料 66】がある。

最後が明治 4（1871）年 7 月の【史料 72】である。飯米に差し支えた善左衛門が、郷備米から米五斗を借用した覚え書きで、月番^(注67)に宛てられた文書である。当秋に返上するとしている。規模こそ異なるものの、前掲の明治 3～4 年の五升備米の拝借と同じ理由による出願がなされたことがわかる。

湊家に残る郷備米と五升備米に関する史料をみてきたが、残念ながらこれだけでは体系的な分析をするには不十分である。今後は枝郷の地主のもとに残された文書も調査していく必要があるが、ここでは現時点での見通しを述べておきたい。

まず既存の研究では、親郷一寄郷という広域的な地方支配のなかに備蓄米を位置づけてきた。一方、荒瀬村を軸にみると、本郷一枝郷の関係のなかで備米が蓄えられ、貸し付けられていたことや、その管理に本郷肝煎が大きな役割を果たしていたことが明らかになった。五升備米が村の貧困層への貸付などの形で運用される様相も浮き彫りに

なった。

郷備米についてはいっそう複雑な運用が行われていたが、なかでも根子村の地主で御山守の地位にもあった佐藤家や、前田村の郡方蔵元庄司家が鍵を握っている。郷蔵は本郷荒瀬村のほか根子村にも設けられていたようで、中核的な枝郷が本郷に匹敵する備蓄拠点の役割を果たしていたものと思われる。

さらに注目されるのは、五升備米に関しては、幕末の本郷一枝郷体制の動揺に対応してその貯蔵体制が変化した点である。本郷の一元的な管理の段階から、個々の枝郷の裁量が強まっていく傾向をここにも見出すことができる。なお明治4年の段階では、郷備米・五升備米のどちらも存在していたことが判明する。それらの近代におけるあり方は今後の課題である。

6. おわりに

本稿では、湊家文書のうち、約70点の重要文書を翻刻し、特に①秋田藩における村社会の構造と、②村による耕地管理のあり方に着目して検討を加えてきた。最後に、その結果を整理して解題を閉じよう。

第一に、本郷と枝郷の関係は非常に階層的で、枝郷の年貢や財政は、本郷の肝煎だけが管理していた。さらに複数の本郷村のあいだで、肝煎の代表者として年行事が選ばれ、広域的な行政を担っていた。

第二に、阿仁川上流域では、耕地の開発と水路の開削が近世後期まで続けられた。なお、天保飢饉の影響もあって、近世後期には「他渡」耕地が増えていたが、肝煎の尽力によって、これらを村方に「引戻」した。この一件を通じて、本郷一枝郷の領域と、肝煎を代表とする本郷一枝郷の階層性が再確認されたと考えられる。

第三に、19世紀の後半には本郷一枝郷関係に変化がみられた。枝郷が力をつけ、村の規約の制定の際には本郷に匹敵する役割を果たした。また、枝郷の地主・百姓らが経済的に力をつけ、耕地の開発に重要な役割を担うようになった。備蓄米の運用においても、枝郷が独自の運用に乗り出していた。

なお、前稿と本稿で、湊家文書に残る近世史料の主要なものは、翻刻を終えることができた。次

なる課題は、これまで明らかにしてきた村社会のあり方や、多様な資源利用に基づく生業構造が、明治期以降どのように変容しつつ展開していくのかということである。

付記

本稿は、2015年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）「東北型社会の特質に関する史的研究：地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」（課題番号15H04560、研究代表者加藤衛拓）、および2014～2015年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）「江戸時代における林政の展開と森林資源の管理・経営システムに関する研究」（課題番号26・8649、研究代表者芳賀和樹）による成果の一部である。

注

- (1) 渡部圭一・芳賀和樹・福田 恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2014)「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(30)、pp.1-54。以下、これを前稿と略記する。
- (2) 国安寛 (1976)「秋田藩における村の規模」『秋大史学』(23)、p.15。
- (3) たとえばつぎの概説を参照。青木美智男 (1992)「近世の地方文書と近世史研究—村方文書を中心に—」『近世史への招待（講座日本近世史10）』有斐閣、pp.51-58。
- (4) 具体的には、文書の差出・宛先のいずれか（あるいは両方）が、何らかの村役人の肩書のある者だけで構成されている文書についてカウントした。したがって借用証文や金銭受取証など私的性格の強い文書の大部分は除外されている。
- (5) 後述する【史料5】をはじめとする物成皆納に関する帳簿は、便宜上「検地帳類」に含めてある。
- (6) 村側が差出となる場合には枝郷村役人を含むことがあるが、当該期に領主から枝郷を含む村役人に宛てられた例はない。このことは領主との文書のやりとりの窓口が基本的に本郷肝煎に限られていたことを示唆する。
- (7) 前稿で私たちは、17～18世紀の荒瀬村周辺

における本郷一枝郷関係の動向を跡づけておいた。そこでの注目点のひとつに、18世紀なかばに孫枝郷の村の一部が枝郷に“格上げ”され、独自の地主をおき、文書の連印にも加わり始めるという変化があった（前稿 p.9 参照）。これも枝郷側の力量形成の傾向の一端を示していると考えられる。

- (8) 私たちの調査以前に地元で刊行された史料集（湊榮興・智子編集・発行（2008）『湊文書』）には、このほか同種の帳簿が2点翻刻されている。
- (9) 村々年貢高書上の村高は年によって増減があるので、長期的な高内引を反映したものと考えられる。
- (10) 湊家文書のなかには、一般に村内の年貢割付過程で必要とされる名寄帳や小割帳の類も見出すことができない。[史料 56] にみえる「御収納取立帳」などの実体も不明である。
- (11) ここでは [史料 52]・[史料 54] の2点を掲げるに止める。これらは3か村の間で取り交わされたことが明らかなのであるが、ほかにも同種と思われる受取証が散見される。
- (12) 後掲する [史料 35]・[史料 36] では、臨時の村入用として「年行事当用」の文言がある。「上村々」単位の入用の割当額が、本郷一枝郷内でさらに細かく割り付けられていく様相がここでも確かめられる。また両文書は、「年行事当用」の徴収方法を本郷一枝郷内で協議・変更する趣旨のもので、この点から「年行事割前銭」の割当の処理は個々の本郷一枝郷の裁量に任されていたことも明らかである。
- (13) 前稿 p.7・前稿 [史料 6]・前稿 [史料 7] 参照。
- (14) 郷勘定が本郷一枝郷全体の入用であることは、後掲の [史料 35]・[史料 36] の文中で、先述の箱番による不正が「郷損ニ相成」とされ、本郷一枝郷内で再発防止が求められている点からも明らかである。
- (15) ほかに安永5年には、荒瀬村の長十郎が「本郷長名箱番役」として署名した例がある（前稿 [史料 13] 参照）。また山野をめぐる争論の際に「御本郷御箱元」や「本郷箱番・長名中」に取り扱いを願い出たケースがある（前稿 [史料 33]・前稿 [史料 34]）。箱番はつねに本郷から出されたようで、枝郷地主が箱番を務め

た例はいまのところ見出せない。本郷肝煎と箱番との関わりは不詳としておく。

- (16) 前掲の [史料 34] に「七ヶ年惣勘定」云々であるのは、1年ごとの郷勘定と複数年単位（あるいは箱番の任期期間ごとか）の惣勘定があったことを示唆する。ここでいう毎年11月の寄合は、当然前者の「郷勘定」にあたる。
- (17) 荒瀬村は、やや遠方に所在する枝郷土倉村の山野利用や境界をめぐる、隣接する小様村およびその本郷吉田村との間で争論を繰り返していた。詳細は前稿 pp.15-17 参照。
- (18) [史料 59] によると、この愁訴以前にも郷勘定に対して小人共が「疑惑」を募らせたり、難渋を理由とした郷勘定からの借金をめぐるトラブルを引き起こしたりしていたという。これらの当事者として「根子村地主正治」の名前がみえる点や、本文で触れた家割免除が「打当三ヶ村」による要求である点にも留意が必要かもしれない（正治は佐藤姓で、枝郷根子村の有力な地主である）。これに関連する可能性のある史料として、当時「賦前」とよばれる役にあった正治をめぐる争論の内済を図った際の一札 [史料 43] が残されている。文中の「請払諸差引」の用語からみて、「賦前」もまた本郷一枝郷の財政を担った役のようなのであるが、現時点では詳細を明らかにする手がかりを欠く。なお、これとわずかな表記差のある同文の文書が1点（湊榮興家文書 179、状 1点）、および抹消や書き入れの多い下書きと思われる文書が1点（湊榮興家文書 194、状 1点）ある。
- (19) これには“枝郷の枝郷”の検地結果も含まれていると考えてよい。「荒瀬八ヶ所」の1つである荒瀬川村も、寛文12年の時点では“枝郷の枝郷”であったことが窺われる。
- (20) ちなみに秋田藩領は積雪が多いため、裏作は不可能である。
- (21) この反別には、慶応期に荒瀬村から隣郷小様村へ附属替えとなった土倉村の分は含まれていない。
- (22) 秋田県公文書館編（2014）『戸村家文書目録』秋田県公文書館、p. iii 参照。
- (23) 秋田県編（1964）『秋田県史』第2巻近世編上、秋田県、pp.286-293 参照。湊家文書には、梅

- 津茂右衛門に対して、「本田之障り」にならない限り、笑内村「地藏台」における「鋤先次第」自由な開発を許可した、延宝5年の指紙の写しも伝わっている。天和2年7月28日「御証文写（小又沢之内鷺之瀬上台など九ヶ所開発許可につき）」（湊榮興家文書11、状1、前稿【史料1】）所収。なお前稿では「梅沢茂右衛門」と翻刻したが、正しくは「梅津茂右衛門」である。
- (24) 寛文12年8月16日「（笑内・根子・伏影・荒瀬・萱草・土倉村検地帳）」（湊榮興家文書2、豎1）には、「野帳調記」と題する検地帳の目録が貼付されている。この「野帳調記」を参照すると、少なくとも享保8年の検地帳（3冊中1冊）と、寛政11年・文化14年・慶応3年の検地帳（各1冊）合計4冊は現存していない（「野帳調記」の作成時点で既に検地帳が失われている可能性もある）。
- (25) 検地によって高結びされていない隠地や、開発の失敗などは把握できない。
- (26) 秋田県編（1964）『秋田県史』第2巻近世編上、秋田県、pp.286-293参照。湊家文書には、梅津藤十郎に対して、荒瀬村域を含む9か所の注進開を許可した、天和2年の証文の写しも伝わっている。天和2年7月28日「御証文写（小又沢之内鷺之瀬上台など九ヶ所開発許可につき）」（湊榮興家文書11、状1、前稿【史料1】）所収。なお前稿では「梅沢藤十郎」と翻刻したが、正しくは「梅津藤十郎」である。今回新たに翻刻した【史料1】は前欠であるが、上記証文に関わるものと考えられる。また【史料60】・【史料61】は、上記9か所のうち「いも台（いも岱・いものたへ）」の開発に関する史料と考えられるが、詳細は不明である。
- (27) この背景の1つには、元禄8年の飢饉があったと推測される。
- (28) 前稿【史料7】参照。
- (29) 関林とは、関普請に用いる榎木などの材木を確保するために保護・育成された林を指すと考えられるが、詳細は不明である。ここでは「諸木払底ニ罷成、御本田荒シ申之外無御座」という状況になるのを回避するため、関林の下付が出願された。
- (30) 新規の注進開は享保12年に一度停止され、寛政6年3月から再度許可された。今村義孝・高橋秀夫編（1972）『秋田藩町触集』中、未来社、p.118、史料番号：888参照。
- (31) 三浦鉄郎（1983）『秋田藩における新田開発』古今書院、pp.36-37参照。
- (32) 前稿p.13・前稿【史料17】参照。
- (33) 同表の別水開とは、本田とは異なった用水による開発を指す。
- (34) 天明3年の村々年貢高書上によると、年貢の賦課対象である約860石のうち、5割近い約390石が「日枯引」として控除されている。
- (35) 前稿p.14・前稿【史料14】・前稿【史料15】参照。
- (36) 天保15年には、近年土倉村が関を開削したものの思うように通水せず、小様村の「塚ノ代関」から無断で引水していたことを詫言っている（前稿【史料32】参照）。
- (37) 前稿p.15・前稿【史料20】・前稿【史料21】・前稿【史料26】・前稿【史料27】参照。
- (38) 青木も生育していたが、それは伐採していない。これは青木の乱伐という行為が藩の叱責対象で、小様村・土倉村間の争論では済まなくなるためであろう。
- (39) 耕地の維持に関わる山論という点では、幸屋渡・幸屋両村と比立内村が、比立内村の御札山である「田之沢より高倉迄」の山野をめぐる争った、文化11（1814）年の事件も注目される（前稿pp.11-12・前稿【史料18】参照）。また耕地の開発・維持に要する草や関普請用材などは、銅山掛山からも支給されたようである（【史料63】参照）。銅山掛山の利用をめぐる村と藩の摩擦・交渉については、前稿pp.13-14参照。
- (40) 今村義孝・高橋秀夫編（1972）『秋田藩町触集』中、未来社、p.118、史料番号：888参照。
- (41) 前掲注（40）。
- (42) 金森正也（2011）『藩政改革と地域社会—秋田藩の「寛政」と「天保」—』清文堂出版、pp.74-125参照。
- (43) 今村義孝・高橋秀夫編（1973）『秋田藩町触集』下、未来社、p.97、史料番号：1672参照。
- (44) 検地帳と村々年貢高書上で数値が異なる。また文政11年の村々年貢高書上には、辛労免の記載がない。この理由は不明であるが、辛労免を藩に献上し、銀を拝領した可能性が想定

- される。辛労免の献上と銀の拝領については、前稿【史料7】参照。なお同年検地帳の奥書からは、①同人の開発場所が土倉村の「上根子屋沢」であること、②その開発高の3分の2が荒瀬村分となり、残りは小様村分となる点が、両村の間で事前に合意されていたことが知られる。前年の寛政12年に作成された【史料9】は、これに関わって作成されたものと考えられる。
- (45) 安政4年閏5月「田地開発堰普請通」（湊榮興家文書165、横半1）、安政4年9月～万延元年4月「（開発堰普請諸勘定帳綴）」（湊榮興家文書165、綴1）。
- (46) 前稿【史料17】参照。
- (47) 前掲注（23）参照。
- (48) 秋田県編（1964）『秋田県史』第2巻近世編上、秋田県、pp.286-293参照。
- (49) 【史料24】の鈴木五助は郡方役人、庄司元五郎は郡方蔵元を勤めていたと推測される。なお郡方による元入の下付は、滞ることもあったようである（【史料39】参照）。
- (50) 郡方・開発方による耕地開発の推進は、近世後期の藩政・農政を論じるうえで重要であるが研究は充分でない。そうしたなかで柴田裕（1960）「近世後期秋田藩における新田開発の展開をめぐって」『秋田近代史研究』（7）、pp.1-18は貴重である。
- (51) 前稿【史料17】参照。
- (52) このほか、背景は不明であるものの【史料50】・【史料51】・【史料57】などが耕地開発に関する史料として注目される。
- (53) 【史料3】もA1の例であるが、売主によって加判者に違いがある。
- (54) 【史料18】・【史料25】もA3に分類される。前者は、売主である平之丞が買主である肝煎長左衛門の「作子」となって、毎年大豆3斗の「作徳」を長左衛門へ納めることになっている。そして5か年の間に「元銭」を返済できれば当該畑を取り返せるが、もし1年でも「作徳」を滞納したり、5か年の間に「元銭」を返済できず「受兼」ねたりすれば、検地帳の名請人を張紙で変更し、「符人替」（耕作者を変更すること）となっても異論はないと記されている。
- (55) 湊家文書には「質入」の文言を有する証文が、ほとんど遺されていない。唯一表題に「質入」とある【史料15】も、その内容はB1である。
- (56) たとえば【史料45】は、検地役と推測される林源之助からの借金にあたって、辛労免高3石を抵当に入れている。
- (57) A1は15件、A2は1件、A3は6件、B1は33件、B2は4件、B3は3件。
- (58) 湊丈左衛門は郡方役人と考えられる。
- (59) この点に関わって、弘化元年には、荒瀬川村の地主・長百姓らが「他渡り田地引戻」を理由に、肝煎長左衛門から米20石余りを借用している（【史料27】参照）。
- (60) 鈴木理恵（2004）「江戸時代の民衆教化—『官刻孝義録』による孝行の状況分析—」『長崎大学教育学部社会科学論叢』（65）、p.19参照。
- (61) 秋田藩における『孝行記』の作成と、幕府による『孝義録』の編纂との関係については、金森正也（2011）『藩政改革と地域社会—秋田藩の「寛政」と「天保」—』清文堂出版、pp.276-277が、藩主佐竹義和の「名君化」と関連させて論じている。
- (62) 柳谷慶子（1983）「秋田藩後期の農村支配再編について—天明四年『新法』を中心に—」『地方史研究』（181）、pp.38-58。
- (63) 金森正也（2011）『藩政改革と地域社会—秋田藩の「寛政」と「天保」—』清文堂出版、pp.74-125、pp.378-384。
- (64) 栗原健一（2014）「秋田藩における山村の備荒貯蓄—出羽国秋田郡小猿部七日市村を事例に—」『徳川林政史研究所研究紀要』（48）pp.59-79。
- (65) 最近では、菊池勇夫（2015）「天保の飢饉と備米—秋田藩の場合—」『キリスト教文化研究所研究年報：民族と宗教』（48）、pp.79-103が、栗原の研究に依拠しつつ、備蓄米の確実な形成について論じている。
- (66) 慶応4年9月「（人別五升備米村毎引配につき綴）」（湊榮興家文書206、綴1）。
- (67) 本郷一枝郷内部の村役人の役割を示すものと思われるが、詳細は明らかではない。

（受付2015年10月2日、受理2015年12月15日）

翻刻 秋田藩領荒瀬村肝煎・湊榮興家文書

凡 例

- (1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書の一部である。
- (2) 文書は年の順に配列し、[史料1]のように通し番号を付した。年欠のものは干支の順、干支を欠く場合は月日順とした。
- (3) 文書番号は、筆者らが目録化の際に与えたものによった。
- (4) 漢字は常用漢字を使用した。
- (5) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。
- (6) 適宜読点(、)と中黒(・)を補った。
- (7) 虫喰いや破損によって判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判断できない場合は[]とした。内容が推定できる場合は()内に注記した。
- (8) 明らかな誤字や当て字は、(ママ)とするか、正しい字を()内に注記した。ただし類出するものは初出箇所に限った。
- (9) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した(貼紙による修正も同様とした)。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。
- (10) 平出、闕字は原文のままとした。改行は原則として再現しなかった。
- (11) 割書は再現せず、[]で示した。
- (12) 下札や附箋による加筆は、該当箇所に「 」内にいれて細字で示した。
- (13) 合点は「\」で示した。
- (14) その他、読みやすさを考慮し、一部の見出し等をゴチック体で表記した。原文で細字で書かれた文字は、その一部を再現した。

[史料1]

享保7(1722)年「(梅津主馬ほか2人、証文御指紙の通り見分に御出被成候などにつき覚書)」

(湊榮興家文書69、状1)

(前欠)此式枚共ニ、梅津主馬様[]一部舩[]并作左衛門殿、比井野・桜田・瀬上殿三人、此証文御指紙之通見分ニ御出被成候、其節写置申候、三人衆思召入ニ者、打当村中・比立内村中共ニ御証文之内ト被仰付候得共、私申候者併御証文ニ打当村ゆる木石、比立内村菅野谷地ト御坐候得者、打当村之内ゆる木石計、比立内村ハ菅野谷地計ト被存候ト申候へハ、何共御返事無之候、依之打当村前山者共、兼而より此方へも天和弍年より御証文御坐候由此方へ両度迄申候へ共、右之御見分間違かと私申候故、不心得ニ被思召候哉、前山へ参間敷ト被申候由、然共事付候て、是非ニ御見分可被下候と申候哉、御見分被成候口承分、使共ニ御開キニ是非ニ可被成トハ私方へ不被申候

一、打当村之内、中村長吉郎・同野尻村藤兵衛兩人参候而、御証文之内ニ候間、貴殿かた拝借致候而、関切申様ニト被仰付候由、肝煎印刻借申度と申参候、尤ニ候へ共、地主印刻無之候得者、私刻借シ申義不罷被成候由申聞候、追而一村相談致候而、地主合口一ニ候ハ、可申参候、此方印刻候ハ、可申由申渡候、其段三人衆へ申候得者、尤ニ御坐候由、別其通ニ被致被帰申候

一、いも台七右衛門・徳右衛門も右之通ニ御坐候
一、おわ測村分拝借願申度由、ふしかけ(伏影)松兵衛参候得共、是も内々吟味致、追而為願可申候段申渡候

一、根子村弥吉・同松兵衛地蔵台関御拝借之義申参候得共、是も前之通地主印刻持参不申候故、追而支配之内願申候者共一同ニ申出候様ニト申付候、末々覚之ため、如此ニ書置申候

享保七年寅

八月十八日ニ当村江御越一宿、十九日地蔵台見分并いも台見分、比立内一宿、同廿日比立内田野沢台并ニ菅野谷地見分、夫より野尻ゆる木石前山迄見分、比立内江御返り一宿被成候、廿一日当村一宿ニ而、廿二日ニ浦田村江御越被成候

[史料 2]

寛保元(1741)年4月17日「永代売渡申田地之事」

(湊榮興家文書 151、状 1)

永代売渡申田地之事

一、郷御高五石貳升七合 六百苺
 内壺石七斗三升四合 永捨り高
 残三石貳斗五升三合 役田地有り高
 右御田地、水御帳面ニ御座候、具ハ別紙ニ書付
 壺枚相渡申候、右之御田地代錢四拾五貫文請取、
 永代ニ売渡、此末貴殿持田地ニ相究候処実正明
 白也、右田地ニ付脇方より出入等申者有之候ハ、
 請人口入之者罷出、急度埒明、貴殿へ少茂御苦
 勞相掛申間敷候、為其永代売券■状如件

寛保元年

西四月十七日

中村平之丞殿

荒瀬村売主肝煎
 長左衛門㊟
 同村長名請人
 伊左衛門㊟
 同村同断
 善兵衛㊟
 同村取次中立
 専右衛門

同村請合
 五左衛門㊟
 地主
 清十郎㊟
 肝煎
 長左衛門㊟

水無村

斎藤久四郎殿

[史料 4]

明和7(1770)年4月10日「永代売渡申田畑証文之事」

(湊榮興家文書 48、状 1)

永代売渡申田畑証文之事

念仏沢口

下々田〔五——八——〕 九升三合
 (3筆省略)

郷高合貳石五合

右田地代錢拾貳貫文只今請取、永代貴殿方江売渡
 申所実正御座候、右田地ニ付何方ニ而も出入子細
 無御座候、万一出入等申者於有之二者、何方迄茂
 罷出、貴殿江少シ茂御苦勞相掛申間敷候、依而肝
 煎殿并口入加判申受、田地売券証文如件

売主荒瀬村
 善兵衛㊟
 口入同村
 儀右衛門㊟
 肝煎
 長左衛門㊟

明和七年
 寅四月十日

水無村

斎藤久四郎殿

右田地本錢拾貳貫文、壺ヶ月利足三步ニ相定、借
 用申所実正ニ御座候、右返済之儀ハ当十二月中ニ
 元利都合致、急度返済可仕候、万一其節遲滞ニ及
 候ハ、前書之通無相違相渡可申候、其節一言之子
 細申間敷候、右田地ニ付何方ニ而茂出入子細無御
 座候、万一出入等申者於有之ニハ、口入共ニ何方
 迄罷出、急度埒明、貴殿江少も御苦柄相掛申間敷候、
 依而肝煎殿御加判申受、口入加判仕、田地書入錢
 借用奥書証文如件

荒瀬村借り主
 善兵衛㊟
 同口入
 儀右衛門㊟

明和七年
 寅四月十日

[史料 3]

寛延2(1749)年2月20日「永代売渡申田地証文之事」

(湊榮興家文書 38、状 1)

永代売渡申田地証文之事

堂ノ前

屋舗〔八——十一——〕 貳斗六升七合
 (16筆省略)

高合四石五斗四升壺合

御本田
 三ツ納
 御開

同六斗九升七合 貳ツ五歩納

右田地代錢四拾六貫文只今請取、永代ニ貴殿方江
 売渡申所実正ニ御座候、右田地ニ付出入子細無御
 座候、万一出入等申者御座候ハ、請合之者罷出、
 急度埒明、貴殿ニ少茂御苦勞相掛申間敷候、為其
 請合相立并地主・肝煎殿御加判申請、田地売券証
 文如件

寛延貳年巳二月廿日

幸や村売主
 多治助㊟

肝煎
長左衛門
水無村
齋藤久四郎殿

同三斗貳升 右者酉より三ケ年休
残高貳拾三石六斗六升四合
此物成三ツ納七石九升九合
高貳拾九石五斗六升三合 右同村開
内五斗七合 右者酉より三ケ年休
残高貳拾九石五升六合
此物成貳ツ三歩納六石六斗八升三合
口米ノ三石五斗三升貳合
右合百八拾石壹斗貳升六合

[史料5]

安永6(1777)年「秋田郡大阿仁上村々 安永六
酉年御代官田口五右衛門(村々年貢高書上)」

(湊榮興家文書58、豎帳1)

(表紙)

「秋田郡

御代官
安永六酉年 田口五右衛門
大阿仁
上村々 』
浦田村
高貳百三拾七石七斗七升七合
内六斗九升四合 右者酉より三ケ年休
残高貳百三拾七石八升三合
此物成四ツ五歩納百六石六斗八升七合
高三拾壹石九斗六升七合 右同村開
内貳斗七合 酉より山崩荒地、調立原
同五斗三升四合 右者酉より三ケ年休、調同人
残高三拾壹石貳斗貳升六合
此物成四ツ納拾貳石四斗九升
高六拾貳石四斗四升五合 桂瀬村
内七合 酉より川欠石砂埋、調立原
同四斗七升 右者酉より三ケ年休
残高六拾壹石九斗六升八合
此物成四ツ納貳拾四石七斗八升七合
高拾七石三斗貳升四合 右同村開
内四升九合 右者酉より三ケ年休
残高拾七石貳斗七升五合
此物成三ツ五歩納六石四升六合
高三拾貳石壹斗八升五合 右同村開
内三升三合 酉より川欠石砂埋、調立原
同貳斗八升八合 右者酉より三ケ年休
残高三拾壹石八斗六升四合
此物成三ツ五歩納拾石五斗壹升五合
高七石七斗八升 右同村開
内壹斗五升七合 右者酉より三ケ年休
残高七石六斗貳升三合
此物成三ツ納貳石貳斗八升七合
高貳拾四石壹斗貳升三合 寄延村
内壹斗三升九合 酉より川欠、調立原

此引米

酉正十二月ノ内切手十七枚
四斗三升五合 道通四拾参人半賄
同十二月十日
壹斗六升四合 粒胡广八升貳合、御台所御用、
伊藤宇市郎石井源藏請取
同
壹石貳升七合 荏粒油壹石貳升七合、同所御
用、右役人請取
同十二月ノ内切手三枚
壹石四斗七升壹合 雪垣代銀百七拾六匁六歩六厘、
田代小左衛門木村佐助請取、
外貳百三拾五匁四歩六厘糠藁代
貳石七斗六升 肝煎免
酉五十月ノ内切手貳枚
拾壹石八斗貳升 明俵五千九百拾俵御普請御用、
田口五右衛門請取
同十戌五月ノ内切手四枚
貳拾五石四斗三升貳合 右者大阿仁浦田村本田関根留
関縁欠落堀替堰除御普請郷中
御請負人足三千百七拾九人、
但壹日壹人ニ付八合ツ、当座
御扶持、去酉年当所御物成之
内被下候
ノ四拾三石壹斗九合 引米
残百三拾七石壹升七合 有米

此 払

九石五斗 右者大阿仁砂子沢村御境目御
用十二処山廻り相成兼候ニ付
壹ケ年六拾石ツ、去ル午年よ
り未年迄段々年数を以被下候
処、年数明キ又々依頼申年よ

り亥年迄四ケ年被下候跡より
 酉十月ノ内切手三枚
 百四拾貳石九升四合 田中喜惣兵衛
 持地文内
 四石七斗七升九合 同年吉田村本田払過上
 以上㊦百五拾六石三斗七升三合ニ而皆納也
 内拾九石三斗五升六合 過上
 内六石三斗五升三合 同年同村御開払ニ入
 同三石四斗九升貳合 同年同村上リ知払ニ入
 同四石四斗三升 同年桂瀬村上リ知払ニ入
 残五石八升壹合 同年綴子村本田払ニ入

高三百貳拾七石五斗三升九合 前田村
 内拾五石七斗四升三合 川欠関下跡より
 同壹斗八升四合 酉より川欠、調立原
 同六斗八升八合 同指引
 同壹斗貳升 右者酉より三ケ年休
 残高三百拾石八斗四合
 此物成五ツ納百五拾五石四斗貳合
 高五拾壹石九斗三升 右同村開
 内九石貳斗壹升六合 川欠荒地跡より
 同壹石三斗九升五合 酉より川欠、調立原
 同貳石壹斗五升九合 同指引
 同三石壹斗貳升八合 右者酉より三ケ年休
 残高三拾六石三升貳合
 此物成四ツ五歩納拾六石貳斗壹升四合
 口米ノ三石四斗三升貳合
 右合百七拾五石四升八合

此引米

酉十月ノ内切手貳拾四枚
 四斗 道通四拾人賄
 同十二月十日
 九斗五升四合 荳粒油九斗五升四合御台処御
 用右役人請取
 酉十二月十日
 六斗三升九合 荳粒油六斗三升九合御台所御
 用右役人請取
 同
 壹斗貳合 粒胡廣五升壹合、右同断御用
 右役人請取
 戌九月三日
 九石六斗 銅山御山守五合五人御扶持方、
 酉九月朔日より戌八月廿九日

迄日数三百八十四日分、跡よ
 り請取
 戌九月三日
 五石七斗六升 同御山守五合三人御扶持方日
 数右同断、跡より請取
 酉十二月ノ内切手貳枚
 九斗六升五合 雪垣代銀百拾五匁八分五厘、
 右役人受取、外百五拾四匁五
 分糠藁代
 貳石壹斗五升 肝煎免
 四石八斗九升三合 定堰免跡より
 (この間脱落丁あり)

メ貳拾五石貳斗八升九合 引米
 残九拾貳石八斗九升六合 有米

此 払

酉十月ノ内切手五枚
 八拾五石六斗八升五合 田中喜惣兵衛
 持地文内
 五石八斗八升七合 右者大阿仁砂子沢村御境目御
 用十二処山廻相成兼候ニ付大
 阿仁村々へ為御助成米六拾石
 ツ、去ル午年より未年迄段々
 年数を以被下候処、年数明キ
 又々依願申年より亥年迄四ケ
 年被下候跡より
 三拾四石七斗貳升壹合 右者去秋中阿仁銅山飯米御差
 支ニ付両阿仁小猿部村々収納
 米早納申付候処、村々致出精
 御物成差上米取合
 (この間脱落丁あり)

内貳拾八石三斗貳升貳合 右者御境目ニ付御物成諸役と
 もニ御免
 残高貳石四斗七升七合
 此物成貳ツ三歩納五斗七升
 高百八拾壹石貳升貳合 根森田村
 内七石三斗五升四合 川欠永荒跡より
 同三斗貳升九合 同指引
 残高百七拾三石三斗三升九合
 此物成四ツ貳歩納七拾貳石八斗貳合
 高三拾五石七斗五升貳合 右同村開
 内貳石九合 川欠砂埋跡より
 同九升三合 同指引
 同五斗五升 右者酉より三ケ年休

残高三拾三石壹斗

此物成三ツ五歩納拾壹石五斗八升五合

高九拾九石六斗三升九合 森吉村

内式石七斗九升 山崩跡より

同三斗貳升壹合 同指引

同九升七合 右者酉より三ヶ年休

残高九拾六石四斗三升壹合

此物成三ツ納貳拾八石九斗貳升九合

高六拾七石五斗九升八合 右同村開

内三石三斗九合 山崩跡より

同式斗三升貳合 酉より川欠、調立原

残高六拾四石三斗貳升七合

此物成式ツ七歩納拾七石三斗六升八合

口米ノ四石貳斗七升六合

壹石三斗八升六合 右者去ル午年当所支配森吉村之内天津場村達火事ニ檢使吟味之上高持百姓江米壹石九斗八升被貸置、依願午年より卯年迄拾ヶ年賦、但シ壹ヶ年壹斗九升八合ツ、跡より

右合貳百拾九石四斗七升八合

此引米

申十二酉十二月ノ内切手三拾四枚

九斗貳升五合 道通九拾貳人半賄

酉十二月十日

壹石三斗五升七合 荏粒油壹石三斗五升七合御台所御用、右役人請取

同

貳斗壹升八合 粒胡广壹斗九合、右所御用右役人請取

同九月三日

三石八斗四升 砂子沢塹人五合貳人御扶持方、酉九月朔日より戌八月廿九日迄日数三百八十四日分、跡より請取

同

九石六斗 同処御山守五合五人御扶持方日数右同断、跡より受取

壹石五斗 同処枝郷砂子沢村御取立開闕筋普請致候ニ付関守被下候跡より

申十二ノ内切手三枚

壹石七斗八升四合 雪垣代銀貳百拾三匁四歩五厘、

右役人受取、外貳百八拾四匁五歩九厘糠藁代

肝煎免

三石六升五合

西十月九日

壹石四斗四合

右者大阿仁五味堀村支配根森田村森吉村本田関根留新規冬山取御普請、郷中御受負人足百五拾六人、但壹日壹人ニ付九合ツ、当座御扶持去酉年御物成之内被下候

西十戌五月ノ内切手四枚

拾四石壹斗四升四合

右者大阿仁森吉村根森田村五味堀村本田開闕根留閑縁欠落築立長雪留御普請人足千七百六拾八人、但壹日壹人ニ付八合ツ、当座御扶持去酉年御物成之内被下候

ノ三拾七石八斗三升七合 引米

残百八拾壹石六斗四升壹合 有米

此 払

壹石九斗壹升七合

申年御物成払過上

拾貳石五斗壹升七合

右者大阿仁砂子沢村御境目御用十二処山廻り相成兼候ニ付、大阿仁村々へ六拾石ツ、去ル午年より未年迄段々年数を以被下候処、年数明キ又々依願申年より亥年迄四ヶ年御物成之内被下候跡より

壹石壹斗八升八合

御貸米済残リ

西十月ノ内切手三枚

百七拾壹石三斗四升七合

持地文内

田中喜惣兵衛

五拾貳石九斗六升五合

右者当所枝郷砂子沢村三石以下水吞小百姓及飢ニ候ニ付、依願為御救米御積を以右米去酉年御物成之内を以被下候

(この間脱落丁あり)

右合六石六斗四升九合

此 払

西十二月ノ内切手貳枚

壹斗壹升壹合

薪茅雪垣代銀拾六匁貳歩九リノ右役人受取、外四匁三歩五

厘糠藁代
 壹斗貳升 肝煎免 (後筆)「吉田」
 六石三斗五升三合 同年同村本田払過上入
 六升五合 同年前田村本田過上入
 以上㊦六石六斗四升九合ニ而皆納也
 外七拾九石五斗壹升九合、此当高三拾三石壹斗三升三合、酉より銀山町権平・藤右衛門、荒瀬村長十郎、水無村久四郎上り地入、亥調坂本

高九拾五石六斗貳升貳合 荒瀬村
 内八斗六升九合 川欠跡より
 残高九拾四石七斗五升三合
 此物成貳ツ五歩納貳拾三石六斗八升八合
 高九拾九石四斗壹升七合 右同村開
 内貳斗四升 畑ニ成減目跡より
 同壹石五斗八升五合 酉より川欠石砂埋、調立原
 残高拾七石五斗九升貳合
 此物成貳ツ納、三石五斗壹升八合
 外拾九石貳斗、此当高八石、酉より銀山町理右衛門上り地入、亥調坂本

高五拾石八斗四升 右同村御取立開
 内七石七斗六合 畑ニ成減目跡より
 残高四拾三石七斗六升四合
 此物成貳ツ五歩納拾石九斗四升壹合
 高拾貳石三斗八升五合 右同村御取立開
 内九斗三升壹合 荒地跡より
 内壹石四斗三合 酉より川欠、調立原
 残高拾石五升壹合
 此物成貳ツ納貳石壹升
 口米ノ八斗三合
 右合四拾石九斗六升

此 払
 酉十二月廿九日
 六斗八升五合 薪・茅・雪垣代銀百目四分、
 右役人請取、外貳拾六匁七歩
 七厘糠藁代
 八斗 肝煎免
 三拾九石四斗七升五合 同年同村本田払過上
 以上㊦四拾石九斗六升ニ而皆納也

高壹石六斗六升四合 水無村
 此物成貳ツ納三斗三升三合
 口米七合

右合三斗四升
 此 払
 以上㊦三斗四升、同年吉田村本田過上ニ而皆納也

上り地村々
 酉より前田村作蔵上り地
 高六石 浦田村

此物成六ツ納三石六斗
 口米七升貳合
 右合三石六斗七升貳合
 此 払
 酉十二月廿九日

壹斗貳升 諸役代銀貳拾八匁六歩八厘、
 右役人請取
 六升 肝煎免
 三石四斗九升貳合 同年浦田村本田払過上入
 以上㊦三石六斗七升貳合ニ而皆納也

酉より前田村作蔵上り地
 高七石七斗 桂瀬村

此物成六ツ納四石六斗貳升
 口米九升貳合
 右合四石七斗壹升貳合
 此 払

酉十二月廿九日
 壹斗五升四合 諸役代銀三拾六匁八歩壹厘、
 右役人請取
 八升 肝煎免
 四石四斗三升 同年浦田村本田払過上入
 四升八合 同年前田村本田払過上入
 以上㊦四石七斗壹升貳合ニ而皆納也

酉より前田村作兵衛上り地
 高拾八石 五味堀村

此物成六ツ納拾石八斗
 口米貳斗壹升六合
 右合拾壹石壹升六合
 此 払

酉十二月廿九日
 三斗六升 諸役代銀八拾六匁四リン、右
 役人請取
 貳斗 肝煎免
 拾石四斗五升六合 同年同村本田払過上入
 以上㊦拾壹石壹升六合ニ而皆納也

[史料6]

天明3 (1783) 年4月21日「(平里村八郎右衛門、根子屋沢口へ新田切開、新関より水引取候につき争論内済の覚書)」

(湊榮興家文書 62、状 1)

一、当十八日、小淵村久右衛門殿より七郎兵衛を以被仰越候ハ、先頃平里村八郎右衛門、根子屋沢口へ新田切開、其上新関切破水引取候付、土倉村地主方へ申断指置申候、然者右新関之儀ハ、兼而御存知之通、以今開発場も成就無之、専田地切開罷有申候、殊ニ不少御拝借米有之、当暮より返納ニ相成、太切之関筋ニ御座候故、甚指障罷成申候、右之次第八郎右衛門ニ相尋候所、貴公様より被仰付候由申候間、弥々道理之次第ニ御座候哉之儀申聞候得共、此方よりハ曾而右之次第申付候覚無之、何分右場処見分之上、何れニも返答可申、仍而近日見合罷越可申、其節為御知可申候間、久右衛門殿御立合見分可然段申越候

一、廿一日、長名五郎惣同道ニ而土倉村へ罷越、小淵村郷人久右衛門殿立合場処見分致候所、土倉村地方根小屋沢口へ田地五枚切開、新関少々切破水掛置候義相違無之候、八郎右衛門父子相詰居候ゆへ拙者相断候ハ、右田形切開候義ハ以前ニト通拙者方へ御取合之上ニ可致義、如何御心得ニ而一円之申聞も無之、ケ様ニ致候哉之儀申聞候所、此儀ハ一向心付不申御不覚可申上様無之、無調法之形ニ御座候、乍尔新関切破候義ハ、一向覚無之、曾而私共致候儀ニハ無之段申聞候所、双方掛合ニ而争論致、何れ相分不申候ゆへ、久右衛門殿へ所存取合、右田形付置候義ハ延引可申候、尤後日御検使様御序之節申上、御ヶ条ニも申上候通、余水ヲ以開発致候様ニ願可申上候、扱又新関切破候所ハ、此方ニ而本形繕可申候、右之通ニ致候ハ、指而迷惑形も有之間敷、此節御過上之御苦柄筋等申上、隣■郷物言ニ相成候義ハ氣之土毒千万ニ御座候ゆへ、内事ニ致度段取合ニ相及候所、双方内談之上決定、右之通ニ相済申候、仍而右切破候所ハ土倉村より人足壺人、小様村より壺人双方より兩人指出繕為申候、猶田形付置候土倉村地方根小屋沢之儀ハ、暫開発延引之儀共八郎右衛門ニ申渡罷帰申候

肝煎

天明三年卯

長左衛門

四月廿一日

[史料7]

天明5 (1785) 年9月23日「(荒地を諸役休高に被成下度につき書付)」

(湊榮興家文書 62、状 1)

御代官小高根平右衛門殿を以当村より願申上候者、惣当高三百九拾式石五斗七升式合、内三百六拾三石壺斗式合、当作仕付候分、同式拾九石四斗七升、畠・屋敷・田高共ニ荒地ニ罷成申候、右御高之内、九石六斗六升九合、去秋中願申上候所、御検使小松丹右衛門殿御組合被為出御見分之上、去ヶ々年休高ニ被成下、難有仕合ニ奉存候、其以後立戻候者共も在之候得共、多分今以明家ニ罷成、其上悪病ニ而死絶候者数多有之、今年御田畠共ニ荒地ニ相成恐入奉存候、何卒畠作物等為蒔申度、精々相尽申候得共、全体人不足、其上困窮之御百性共ニ而無扨奉願候間、御検使被下置、御吟味之上御張紙被成下度奉願候ニ付、此度各様被為出、段々御尋之趣、左ニ御答申上候

一、各様御吟味被成候者、不少御高張紙願申上、起返御取立之御休取、容易ニ難被仰付、ニ去年中より之荒地高故、今年以一作荒御調ニ可被成置被仰付候得共、御高一ト通弛メ被下候而も、右御高諸郷役、困窮之御百性相担キ、いかん共迷惑千万奉存候間、願之通御張紙被成下度奉願候処、亦々御吟味被成置候者、大高張紙捨り高二ハ難被仰付候間、明家■敷并田高共ニ畠高二御張紙ニ可被成下候間、守護可仕被仰付ニ御座候得共、委■曲訴状ニも申上候通、去々年中非常之不熟ニ付候而ハ、去年中死亡・欠落・潰共ニ夥敷在之一体人不足、たとへ畠高二御張紙被成下候而も、いかん共符人付置守護可仕様無御座候間、願之通御張紙捨り高二被成下度奉存候

一、右之通御答仕候処、猶御吟味被成候者、一作荒御取扱ニ而も諸郷役相償、畠高二被仰付候而も、当時符人も難付置、左様も可有之、仍而右御高今年諸役休高二可被仰付候間、右年数之内出精緻、符人付置候様ニ可致品々被仰含、強而願申上候も恐入奉存候、併当村ニも不相限、村每人不足之事故、中々以今年中符人付置候儀相成間敷、若式、三ヶ年中も休高御取扱ニ被

成下候ハ、右年数之内符人承意申度奉存候得共、是以前書申上候通、一流（統）人不足之事故、急度符人付置候儀、只今難申上候故、休明年又々申上度奉存候

一、右之通申上候ニ付、場処御見分可被成置被仰渡候故、肝煎・長百性御先立仕、一ト筆限御覽ニ入置候通、筆処相違無御座候

右段々申上候通相違無御座候、為其肝煎・長百性印形書付指上申候、以上

天明五年巳	長 左 衛 門
九月廿三日	長 重 郎
近藤六左衛門殿	五 郎 惣
森田仁右衛門殿	与 右 衛 門
中川弥二郎殿	重 五 郎

[史料 8]

寛政 5 (1793) 年「乍恐以書付ヲ奉申上候御事」

(湊榮興家文書 70、豎 1)

乍恐以書付ヲ奉申上候御事

一、支郷打当村之内、戸鳥内村小□（百）性九助与申者、今年四十三〔 〕（歳ニ）罷成、父ニ者式拾五歳ニ而相後レ、母ハ〔 〕七十二歳ニ□成り申候、当人義、全体正路成者ニ而、母江孝心相尽申候義者、以前より其村ハ不及申ニ、隣郷之者共も存罷有申候事

一、九助義無妻ニ而罷有申ニ付、親類之者共女房取迎ひ候様ニ度々申含候得共、左様致候時者、七十余ニ相成候母江手当り不宜候而者□（気）之毒成事ニ候、其上困窮之暮方〔 〕（ニ御）座候故、女房之取扱茂致兼可申、仍而母存命□者全ク取迎候所存無之趣申聞候段、親類共茂其志ニ相任セ指置申候、同人義兄弟迎も無御座、伯母壺人有之候得共、野尻村と申所ニ別宅ニ而罷有申候、母も女房取迎ひ可申由□（申）含候得共、兎角致に今無妻ニ而罷有申候事

一、当人至極困窮之暮方ニ而、沢奥之村居ニ御座候得者、外ニ家業迎茂無御座、御銅山方焼木・諸材木、伐方・川下ヶ等之手間有之候而、相統罷有申候事

一、右家業ニ遠山江罷越候節□母壺人罷有候□（故）飯□不及申ニ味噌・塩、其外夫々之品才覚〔 〕差置、両隣并ニ親類之者、留主之内見繼呉候様ニ念頃（懇ろ）ニ相頼、村之地主方迄申届致、帰之節者則（即）日村中右礼ニ相廻リ

申候事

一、右家業ニ罷越候而も、折々母□（江）見舞致、別而大風雨〔 〕遠山ニ罷有候而茂、早速夜中〔 〕（ニ茂）罷帰、母之機嫌を窺、膝元相放レ不申付添罷有申事ニ御座候事

一、折々者銀山町・水無村辺江用事ニ而罷越候節者、母之食事ニ相叶ひ候品、些之品物たりとも相求候而、母江為給候儀度毎ニ御座候事

一、遠山江家業ニ□（罷）越候節も、ぞつこかちかの類取候〔 〕給不申□（焼）飯等まで山みやけ（土産）と申候而持參致、母ニ為給申候、母も九助留主之内近所より珍敷品又者ぞつこかちかの類ニ而も貰ひ候節ハ貯置、同人帰候得者為給□義度毎ニ有之候事

一、当人家業等ニ罷出、不申居候節者、朝夕之食等茂自分かしき并ニ洗す、き等も母江一切世話相掛不申候事

一、母夜中ニ雪隠等江罷參候節者、何時ニ而も付添取扱申事ニ御座候事

一、去ル卯年飢饉之節者、誠ニ渴命ニ相及候者数多有之候得共、当人義全体孝心之者ニ御座候故、右村ハ不及申ニ、隣郷余勢〔 〕より一統難義之節ニ御座候得共、しなはしか味噌・塩之類呉置候而相助罷有候事

一、去子九月中、母病氣相煩ひ候節、昼夜看病致付添罷有□母被申候者、前度〔 〕魚給申度と被申候、九助承何卒為給申度存候得共、銀山町江道程五里余有之、右□（江）參不申□（候）得者調候事茂相成り不申、母少々〔 〕方ニ相成り候節、母江者町江罷越〔 〕者相頼、御食之進ミ候加減之御〔 〕受進セ申度候間、其内者親類之〔 〕頼置申候、今明日暇被下度と頼申〔 〕夫より銀山・水無□（江）罷越、肴みせ聞合候所、折節〔 〕無御座、母被願候鮭為給不申義残念ニ存、夫より五十目村江出立罷越申候、母待兼居可申、此儀氣之毒ニ存候故、在所江者便を求品々申遣候而、水無村より者山道九□（里）程之処、其夜五〔 〕仕漸々之手段を以鮭相調、直々夜通ニ水無村迄罷帰、翌日通ニ在所迄罷帰、母ニ為給候□（処）殊之外被悦、夫より食事も相進ミ段々平癒仕候事

右之通相違無御座候、此外取扱之次第御座候得共紙上ニ難申上、私共以前より見聞仕罷有申候段、

此度書付□□ (を以) 奉申□ (上) 候、以上

寛政五年
丑

荒瀬村
肝煎
長左衛門
同村
長□ (百) 性
長十郎
支郷
戸島内村地主
作右衛門
隣郷
中村地主
喜三郎
同
打当村地主
長兵衛

【参考】『秋田藩孝行記 天』(抄録)

(秋田県立文書館所蔵混架 21-54-1、豎1)

同 (出羽) 国秋田郡
荒瀬村枝郷
戸島内村百姓
九助
寛政五丑四拾三歳

右九助義、寛政五丑年、親孝行之次第相聞得候付、其者、行状相糺候処、父ハ安永四未年七月中致病死、九助儀者、実体成者ニ而、日雇家業に候処、嶽下沢入之村居ニ而、近年來凶作打統一村窮迫ニ相及候得共、日雇頼候者も無之、母之取扱心程ニ行届兼候付、格別所存を用ひ、銅山薪并諸財 (材) 木伐方・川下ケ等請合、右余勢を以、食物ハ不申及、都而母之届に相隨而、去九月中母大病之節、鮭給申度由、好ニ付九里程隔候処江夜通しニ罷越、漸相求候得共、近村よりたやすく求候様ニ申なし為相歎候、九助義無妻ニ付親類共媒仕候得共、万一母取扱不宜もの取迎候而ハ、却而孝養之妨ニ相成候趣を以達々申訳、一凶 (途) ニ母を勞候心源、仮令遠方江罷越候も、雷雨之節ハ早速駈戻り母の膝元を不相離、機嫌を相伺、年來孝養相尽候段、隣郷ニ而も見聞罷在候段、村中より申出、右孝行相違無之付、同年十二月中九助江為褒美鳥目五貫文并母江生涯壺人扶持指遣候段申渡候、母ハ文化四卯年九月中、九助者同五辰年十一月中病死仕候

【史料9】

寛政12 (1800) 年4月19日「覚 (水無村源蔵の根子屋沢開発に伴う検地高請の割合につき)」

(湊榮興家文書 74、状1)

覚

一、土倉村上根子屋沢字処畑地無残、今年より水無村源蔵開発致候ニ付、御竿被入置候節、右村御高地之外惣出高之内三ヶ壺当村御高二御竿申請候筈取合相違無御座候、為其書付指出申候、以上

寛政十二年
申四月十九日

小様村地主
金左衛門㊦
同村長百姓
六郎兵衛㊦
小淵村肝煎
久左衛門㊦

荒瀬村肝煎

長左衛門殿

【史料10】

文化2 (1805) 年9月28日「銭借用証文之事 (関筋取立開発入料につき)」

(湊榮興家文書 80、状1)

銭借用証文之事

一、調銭貳拾五貫文、右者此度当村支配字御本田式千苜程之場所、関筋難洪ニ付近年捨リニ相成居候、右場所此度関筋取立、開発申度、為右入料借用申所実正ニ御座候、返済之儀ハ本銭江七貫文利足相加ひ、都合三拾貳貫文、来寅年八貫五百文、卯年八貫五百文、辰年拾五貫文年割ヲ以無相違返済可申候、万一右開発成就不致候而茂、右年割之通毛頭無間違返済可申候、右開発成就致候上ハ、永久手元宜ニ相成候ニ付、無体ニ相頼借用、相違無御座候、万一返済方滞候ハ、拙者所持之田地字所申野と申処七百苜御高御帳之通、永代貴殿江相渡可申候、依而為後日請合相立証文如件

文化二年
丑九月廿八日
前田村

庄司兵藏殿

荒瀬村借主
湊長左衛門㊦
同請合
桜田善左衛門㊦

[史料 11]

文化 7 (1810) 年 4 月朔日「錢借用証文之事」

(湊榮興家文書 86、状 1)

錢借用証文之事

調錢五拾貫文槌ニ受取、借用申候処実正ニ御座候、右返濟之義、壹ヶ月壹歩半之利足加ひ、当十月限元利無相違御返濟可致候、万一其節返濟成兼候ハ、拙者所持之田地字所川岸内五百苺、御高御帳之通、永代貴殿江相渡可申候、為後日請合相立印形証文如件

借主
文化七年
午四月朔日
前田村
庄司兵藏殿
湊長左衛門[㊦]
受合
桜田善左衛門[㊦]

[史料 12]

文政 4 (1821) 年 11 月「田地売券証文之事」

(湊榮興家文書 96、状 1)

田地売券証文之事

大野歩 免三ツ成
下々田〔四——四——〕 三升七合 寛文十二
(3 筆省略)
高合四斗八升也
苺高式百苺

右田地代錢貳拾貫文請取、永代貴殿江売候所実正ニ御座候、右田地ニ付御收納者不申及、諸郷役共ニ一向掛り障り無御座候、依而貴殿名前ニ御張紙致、請合相立、当所肝煎殿御加判申請、為後日之売券証文如件

文政四年
辛巳十一月
庄司兵藏殿
売主荒瀬村
清之丞[㊦]
請合同村
留之助[㊦]

右田地代貳拾貫文、当巳年より寅年迄拾ヶ年、壹ヶ年貳貫文宛年々無滞返濟可仕、右元錢相濟候上者、右田地御返し被下候定ニ御座候、外ニ為利足米壹ヶ年五斗宛年数之内相渡可申候、万一壹ヶ年也(ママ)共滞候ハ、符人替ニ相成候而茂一言子細無御座候、其節こやし相添相渡可申候、依而奥書如件

売主荒瀬村

文政四年
巳十一月

清之丞[㊦]
請合同村
留之助[㊦]

庄司兵藏殿
前書之通相心得候、以上

肝煎
長左衛門[㊦]

[史料 13]

文政 6 (1823) 年 8 月 4 日「指上候書付之事(枝郷根子村において新開・切添など隠地一切なきにつき)」

(湊榮興家文書 98、状 1)

指上候書付之事

一、当六月中御検使佐藤吉郎右衛門殿・諸岡三兵衛殿御廻在之上、本郷ニ而為寄郷被成置被仰渡候者、此度格別之御吟味ニ付村々捨高書上被仰付、新開者勿論切添又者新屋敷・新畠、捨高之内手入起立候分共明細取調申立候様委敷被仰含奉承知候、依之此度各々当村へ御越御吟味ニ付私共先立仕得御調候所、新開・起返り・切添・畑返り少々在之分出高二願申上候義相違無御座候、右場所より外隠田畑起返り共一切無御座候、万一訴人も在之右申立候外格別之隠地御座候ハ、符人者不申及私共如何様之御答被仰付候而も一言之子細申上間敷候、依而為後日之連印書付指上申候、以上

文政六年
未八月四日
根子村仮地主
松兵衛[㊦]
同村長名
善兵衛[㊦]
同
七郎兵衛[㊦]
同
弥吉[㊦]
同
平助[㊦]
同
七之丞[㊦]
同
伊之助[㊦]
同
三右衛門[㊦]
同

惣兵衛[㊦]

本郷肝煎
長左衛門殿
同 長名
長重郎殿

[史料 14]

文政6 (1823) 年8月「指上候書付之事 (枝郷打当村において新開・切添など隠地一切なきにつき)」

(湊榮興家文書 99、状 1)

指上候書付之事

一、当六月中御檢使佐藤吉市右衛門殿・諸岡三兵衛殿御廻在之上、本郷ニ而為寄郷被成置被仰渡候者、此度格別之御吟味ニ付村々捨高書上被仰付候、右ニ付候而者新開ハ勿論切添又者新屋敷・新畠・捨高内手入起立候分共明細取調申立候様委敷被仰含奉承知候、依之此度各々当村へ御越御吟味ニ付私共先立仕得御調候処、新開・新屋敷・新畠・畑返り・切添少々在之分出高ニ願申上候義相違無御座候、右場所より外隠田畑起返り共一切無御座候、万一訴人も在之右申立候外隠地御座候ハ、符人者不及申私共如何様之御答被仰付候而も一言之子細申上間敷候、依而為後日之連印書付指上申候、以上

文政六年
未八月

打当村地主
長兵衛[㊦]
同長名
金兵衛[㊦]
同
九左衛門[㊦]
同
喜四郎[㊦]
同
勘左衛門[㊦]

本郷肝煎
長左衛門殿
長名
長十郎殿
同
善左衛門殿

[史料 15]

文政7 (1824) 年12月「田地質入錢借用証文之事」

(湊榮興家文書 151、状 1)

(端裏書)「比ノ弥太郎」

田地質入錢借用証文之事

道下タ

免式ツ五歩

一、下々田〔十六—十九—〕七斗九合 寛文十二右田地見済仕、調錢拾五貫文只今慥ニ受取、借用仕候所実正ニ御座候、右返済之義ハ壹ヶ月式歩半利足を加い、向後戌年迄三ヶ年之内ニ元利都合無相違相渡可申候、万一其節返済相成兼候時ハ、前書田地一言無子細、御野帳御張紙申請、貴殿江相渡可申候、為後日之本郷肝煎殿御加判申受并ニ当村地主殿加判、受合相立、借用証文依而如件

比立内借用主

文政七年

弥太郎[㊦]

申十二月

同村受合

市十郎[㊦]

同村地主

三左衛門[㊦]

畑町

寅助殿

前書之通り相心得候、以上

肝煎

長左衛門[㊦]

[史料 16]

文政10 (1827) 年3月「(梅津主馬知行所御注進開につき書付)」

(湊榮興家文書 105、堅帳 1)

一、文化十四丑年九月中、秋田郡荒瀬村之内御注進開御指紙所之内、出高調御竿被入置候ニ付、御檢地役遠山長七郎殿組合御越之節、同村之内字所岩井之又口と申所より大川関根留致候而水引上ケ、川端通りより段々地高之所江新堰掘通し、川之左右、東山通・北山通り共上打当地形より御注進開仕度奉存候ニ付、両所共見分を得候、其節郷人共茂同様致向立候而指障無之段申上候而、其後左之通旦那より願書を以申立候

覚

拙者知行所、秋田郡阿仁荒瀬村之内、字所岩井之又口与申所より新関根立置、川端より段々地高之所江新堰掘通シ、向寄草飼山半覆通数百間之場所水引通シ、枝郷打当之内起返り・畑返り・新開共順水次第開発御注進致度存候、

至而難渋之関筋故、本入不少相見得候所、兼而不如意之拙者事故、他借を以出銀候間、出高之上九歩通拝領被 仰付被下度奉願候、右之趣宜様被仰上候様致度候、以上

八月十四日 梅津与左衛門

右之通申立候所、同年十一月廿二日被 仰渡左之通

覚

梅津与左衛門

家来

秋田郡阿仁荒瀬村之内、字所岩井之又口与申所、新堰立置川端通より段々地高之所江新堰堀通シ、向寄草飼山半覆通数百間之場所江水引通シ、枝郷打当内起返リ・畑返リ・新開共順水次第開発御忠進致度存候、至而難渋之堰筋故、本入不少事ニ相見得候所、兼而不如意之事故他借を以出銀致候間、出高之上九歩通拝領被 仰付被下度奉願候、右之通願申上候ニ付、御檢使被指越、逐一開発場御吟味被遂置候上、御忠進開願之通被 仰付候、辛勞免御割合之儀者、物入辛勞之功ニ寄り出高御調之上可被下置候

右之趣、御吟味之上相済被 仰渡候、以上

丑十一月

遠山長七郎

岩堀万蔵

深谷宮門

右之通被 仰渡候ニ付、東・北両所共見分申請候事故、両所共相済候儀ニ可有御座候得共、東平ラ通者堰筋出来致候、北平通りも当時より普請手配致度存候、為念御伺申上候

右之通書付相認候而、郡奉行衆へ拙者持参、御直談之上披見ニ入置候所、御申被成候者、東平・北平ト申儀者不相分候得共、両平ラ共御普請被成候而不苦候与御申被成候故、此旨者於村方指心得可被成候、右之外御指紙所之内開発ニ相成候場所在之候ハ、早速被申聞候様致度候、開発已前ニ願不申立候得者相成候

右之趣兼而御心得、無間違様頼入候、以上

梅津主馬家来

文政十年

斎藤利吉郎

亥三月

荒瀬村肝煎殿

[史料 17]

文政 10 (1827) 年 10 月 17 日「錢借用証文之事」

(湊榮興家文書 107、状 1)

(包紙)

「 文政十亥十月十七日

田地証文入 湊長左衛門

四百苺

」

錢借用証文之事

一、調錢三拾四貫文

右者此度要用之儀在之、借用申處実正ニ御座候、返済之儀者来子年より辰年迄五ヶ年中、壹ヶ年錢六貫八百文ツ、年々返済可申候、外ニ右錢為利足、壹ヶ年米壹石ツ、五ヶ年中無相違返済可申候、右米・錢無滞済切候上ハ、右田地御返被下候定ニ御座候、万一壹ヶ年也(ママ)共滞リ候ハ、拙者所持之田地、左之通相渡可申候

念仏沢

免三ツ成

一、下々田〔十四—廿四—〕七斗八升四合 寛文十二(2筆省略)

高合壹石九斗九升七合

此刈高四百苺

右之通貴殿江永代相渡可申候、為後日之請合相立借用証文如件

借主

文政十年

湊長左衛門㊦

亥十月

請合

桜田善左衛門㊦

庄司兵藏殿

[史料 18]

天保 3 (1832) 年 6 月 9 日「畑売券証文之事」

(湊榮興家文書 151、状 1)

畑売券証文之事

大野

免式ツ五歩

下畑〔— —〕七合 寛文十二

下々畑〔— —〕式升八合同 断

高合三升五合

右畑式筆代錢拾貳貫六拾文槌ニ受取、貴殿へ永代売渡候處実正ニ御座候、右畑ニ付何方ニも出入子細無御座候、万□(一)脇方より聊之儀有之時者、請合何方迄も罷出、御苦柄相懸ケ申間敷候、依而請合印形并ニ高組頭印形申受、為後日之売券証文如件

荒瀬村売主

天保三年
辰六月九日
平之丞[㊟]
当村受合
文四郎
高組頭
与右衛門[㊟]

湊長左衛門殿

一、右畑直々私作子ニ罷成、当辰年より申年迄五ヶ年之間、元錢拾貳貫六拾文積立候ハ、御返し被下候定、作徳之儀者壹ヶ年大豆三斗宛■五年数□□(之内)御渡可申上候、猶諸役共ニ私方ニ而相勤可申候、万一壹ヶ年たり共作徳滞候ハ、右年数之内たり共御引上、符人替ニ預候ても違論無御座候、且又右五ヶ年之間受兼候得者、永代貴殿御名前ニ御張紙致相渡可申、仍而奥書如件

荒瀬村売主
天保三年
辰六月九日
平之丞[㊟]
当村受合
文四郎[㊟]
高組頭
与右衛門[㊟]

湊長左衛門殿

[史料 19]
天保 4 (1833) 年 10 月 10 日「覚(御廻在役人御用伺いの代錢ほか受取につき)」

(湊榮興家文書 121、状 1)

覚
九月廿六日
一、壹貫貳百文
右者小貫様御廻在ニ付惣代御用御覧ニ鷹巣村迄参候使定
九月廿八日
一、壹貫文
右八年頭人数書上帳当組合村々分調直し被仰付、長左衛門殿・新蔵殿三人米内沢村へ罷越候、三夜泊り定め
〆貳貫貳百文

右之通受取申候、為念如此ニ御座候、以上
吉田村
天保四年
巳十月十日
御役前
長左衛門殿

[史料 20]
天保 7 (1836) 年 12 月「田地書入錢借用証文之事」
(湊榮興家文書 53、状 1)

田地書入錢借用証文之事

□(川)ばた 免三ツ成
稗田〔六——十——〕 壹斗 寛文十二
(13筆省略)
高合貳石七斗九升四合
此刈高千苺

一、調錢三百七拾八貫文、右之通り此度慥ニ受取、借用仕候所実正ニ御座候、右返済之義者当申年より向十五ヶ年中急度返済可仕候、万一返済相成兼候ハ、前書田地千苺永代貴殿江相渡可申候、右田地ニ付何方ニも出入無之候、尤為利足年々米拾石宛掛続ケ可申候、為後日受合相立、借用証文依(而)如件

借主
天保七年
申十二月
湊長左衛門[㊟]
受合
桜田善左衛門[㊟]

山田理左衛門殿

(裏書)

表書之田地代錢積出兼、永く他人之御質ニ相成候時者、子孫之もの自然困窮相成、肝煎役をも相勤兼候事にも可相至ニ付、格別之存慮、此度田地為請戻候為米拾石借置候、仍而者自分之ものニ不覚心得、以来繰合等ニ付田地差向候義堅く延引可致、万一心得違之者有之、売渡候様之義於有之者、御引上被成候事も可有之候條、此旨可相心得、為其御役屋御記録江も被相記置候もの也

天保九戌年
七月十日
湊丈左衛門[㊟]

あらせ村
肝煎
伝 治 殿

[史料 21]
天保 7 (1836) 年 12 月「証文(田地書入錢借用証文之事)」

(湊榮興家文書 131、豎 1)

(表紙)
「
証文

荒瀬村 』

田地書入錢借用証文之事

- 一、田地三百菀 荒瀬村
- 一、同千六百五拾菀 根子村
- 一、同五千七百貳拾菀 幸屋渡村
- 一、同七千五百五拾菀 幸屋村
- 一、同千百五拾菀 比立内村
- 一、同貳千五百三拾菀 戸鳥内村
- 一、同貳百菀 中村
- 一、同千貳百菀 打当村

合貳万三百菀

一、調錢四千六拾貫文、槩ニ受取借用申処実正ニ御座候、右錢返済之義者、月並八朱之利足を加ひ、年々十二月限利足上可致、并ニ元錢之儀者、当申年より向巳年迄十ヶ年割元錢江四百六貫文宛都合致、毎年急度入錢可致候、万一壹ヶ年たり共滞り、返済相成兼候ハ、前書田地貳万三百菀、別紙御高筆限書拔之通、御野帳貴殿名前ニ御張紙申受、永代相渡可申候、為後日之 御扱様御裏印申受、肝煎・地主連印、依而証文如件

天保七年

申十二月

銀山町

山田理左衛門殿

荒瀬村肝煎

長 左 衛 門[㊦]

長百姓

長 重 郎[㊦]

同

善 左 衛 門[㊦]

根子村地主

庄 治[㊦]

幸屋渡村地主

久 兵 衛[㊦]

幸屋村地主

清 重 郎[㊦]

比立内村地主

三 左 衛 門[㊦]

戸鳥内村地主

孫 六[㊦]

中村地主

弥 右 衛 門[㊦]

打当村地主

九 左 衛 門[㊦]

前書之通相心得候、以上

申十二月

小 貫 東 七 郎[㊦]

前書証文表、其外根子村・笑内村御田地共合

三万五千刈他渡候分、此度郡方御取扱并拝借等被仰付、無残村方へ引戻しニ相成候、重キ御取扱ヲ以永久安堵ニ至候上者、後來如何様之義有之共、御田地他渡曾而不相成候間、此旨相心得急度相守可申事

天保十二年丑十二月

岩 堀 文 四 郎[㊦]

[史料 22]

天保 9 (1838) 年 1 月「覚 (幸屋渡村天保 7、8 年分の五升備米取扱いにつき)」

(湊榮興家文書 151、状 1)

覚

百十壹人

一、米五石五斗五升 申年分

但し、貳百拾人之内九十九人極窮ニ而、備相成兼候所残り分

百八十五人

一、同五石六斗七升 酉年分

但し高持所高応分取立

ノ 拾壹石貳斗貳升

内五石六斗七升

久 兵 衛 預 り

内貳斗八升

久 藏 預 り

同貳石

藤 助

同貳石

多 右 衛 門 預 り

丹 之 助

同三斗五升

介 左 衛 門 預 り

助 之 丞 預

同六斗

久 松 預

同六斗

久 九 郎 預 り

ノ

右之通り申・酉両年人別御備米ニ而取立、名々蔵預り承ニ而、御見済申受ヶ候所相違無御座候、右備米之儀ハ郷蔵やふれ候ニ付、持蔵へ備置、右米之儀ハ郷人定々要心仕、急度守護仕、毛頭不持仕申間敷候、仍而一札奉指上候、以上

幸屋渡村

天保九年

久 兵 衛[㊦]

戌ノ壹月日

同長名

久 藏[㊦]

本郷

同

肝煎伝治殿

久 松[㊦]

長 之 助[㊦]

丹 之 助[㊦]

慶 介[㊦]

久左衛門㊦

[史料 23]

天保12(1841)年3月「証文(郷中諸繋の取り立て困難のため銭借用につき)」

(湊榮興家文書 188、状1)

証文

一、調銭五百貫文

右者郷中諸繋取立兼候ニ付願申上、右之内此度三百貫文受取、残り式百貫文入用次第時々受取候事ニ致御借用仕候所実正ニ御座候、右返済之儀者月式部半利足相添、当夏論迄急度御返済可仕候、其節郷中取立不申候得者郷備馬代を以急度御返済可仕、為後日証文依而如件、

荒瀬村肝煎

天保十二年
丑三月

長左衛門㊦

同村長名

長重郎㊦

同

善左衛門㊦

庄司元五郎殿

[史料 24]

天保14(1843)年10月2日「(開発元入として米拝借につき証文)」

(湊榮興家文書 145、状1)

(割印)

米輕升三拾石 右者萱艸村吉右衛門へ開発元入として、拝借被仰付候間、右米可被相渡候、以上

天保十四年
卯十月二日

鈴木五助㊦

御藏元

庄司元五郎殿

[史料 25]

天保14(1843)年11月「田地売券証文之事(写)」

(湊榮興家文書 146、状1)

田地売券証文之事

字所関根岱

符人

一、当高三石七斗四合

三藏作分不残

内壹石式斗四升三合 辛勞免高共ニ

右之通り代銭千九百貫文槩ニ受取、貴殿へ売渡候処実正ニ御座候、直々符人三藏預り小作仕候、右

作徳為利足壹ヶ年米五石ツ、当卯年より未年迄五ヶ年中急度相渡可申候、右年数中元銭千九百貫文相渡候ハ、右田地御返し被下候定ニ御座候、後日為念請合相立而、小様村地主殿御加判申受、証文仍而如件

売主

天保十四年
卯十一月

加々屋彦左衛門判

受合

伊藤正兵衛判

加々屋藤左衛門殿

前書之通り相心得申候、以上

天保十四年

小様村地主

卯十一月十一日

金左衛門判

[史料 26]

天保14(1843)年12月10日「覚(開発御元入拝借米代につき)」

(湊榮興家文書 171、状1)

覚

一、千貫文

右者此度開発御元入拝借米代之内ニ而、当極月卅日限り急度相渡可申、為念一札如件

肝煎

天保十四年
卯十二月十日

長左衛門㊦

萱艸村

吉右衛門殿

[史料 27]

弘化元(1844)年5月「御米拝借証文之事」

(湊榮興家文書 53、状1)

御米拝借証文之事

一、米式拾石三升四合

右之通り此度他渡り田地引戻ニ付、願申上拝借仕候処相違無御座候、右返上之願ハ無利足ヲ以、来巳年より一ヶ年ニ式石ツ、向寅年迄十ヶ年割ヲ以、急度返上可仕候、為後日私共連印証文指上、依而如件

あらせ川村地主

弘化元年

九兵衛㊦

辰五月日

同村長名

多兵衛㊦

同

名右衛門㊦

同
肝煎 長左衛門殿
長之助[㊤]

[史料 28]
弘化 3 (1846) 年 3 月「指上候書付事 (他渡田地引戻につき)」

(湊榮興家文書 153、状 1)

指上候書付事
水無村源藏渡り分 符人
一、田地千式百苻 弥右衛門
同 同
一、同 四百苻 〔平 助
新 三 郎〕
合千六百苻

此作徳米四石、但し百苻式斗五升宛
右田地■先年より他渡り相成候処、去ル申年中より段々御取扱被下、御上より■拝借を始、千辛之御働ヲ以引戻、一郷安跡堵之基本ニ相成、難有御事ニ奉存候、依之以来如何様之事有之候而も、他支配他郷へ売券者勿論、質入等■■曾而仕不申、御手元様勤切功形リ、私共生涯ハ不申及、子孫へも申伝、往々立行候様可仕候、随而村方一統相陸(睦)ヒ小間居之者迄聊も勞煩ヶ間敷儀無之様、互相互ひ心ヲ用硯法御規法相守リ、郷中引立申度奉存候、為以後前条堅相守リ、毛頭破脚(却)仕間敷、依而一札指上申候、以上

弘化三年 中村地主
午三月日 弥右衛門[㊤]
同村長百姓
孫 助[㊤]
同 同
弥三郎[㊤]
肝煎
長左衛門殿

[史料 29]
弘化 3 (1846) 年 3 月「以書付申上候御事 (五升備米取立方につき)」

(湊榮興家文書 154、状 1)

以書付申上候御事
一、人別五升備米之儀ハ、去ル申年中重キ被仰渡候所、是まで心得違を以秋中一度取立仕候ニ付、不熟之草柄困窮之者取立相成ニ着、今以都合不

相成恐入奉存候、然ハ此度段々被仰含候基、詰々日々心掛、豊凶ニ不抱、今年より向戌年春五ヶ年中、急度都合仕度様ニ此度一郷格段申会、左之通可仕奉存候

一、人数七拾七人 但し十一歳以下、七十歳以上、盲人、廢疾之者相除キ備可申候

此米三石八斗五升
内壺石九斗式升五合 三月晦日備
同壺石九斗式升五合 六月晦日備

右之通り急度取立御見済を得可申候、万一兼而等閑之心得を以備仕兼候時ハ、如何様之不調法被仰付候而茂一言不申上、依之一郷申会形書付を以申上候、以上

弘化三年 伏影村地主
午三月 次郎左衛門
同村長名
藤兵衛
同 同
辰之助
本郷 同 同
肝煎長左衛門殿 権 助

[史料 30]
弘化 3 (1846) 年 3 月「覚 (他渡田地引戻につき)」
(湊榮興家文書 155、状 1)

覚
一、田地壺万五千七百苻 庄司元五郎渡り
内二千九百苻 荒瀬村
同八百苻 伏影村
同千九百五拾苻 根子村
同七千七百五拾苻 幸屋渡村
同千百苻 幸屋村
同千式百苻 比立内村

水無村
一、同三万六千百五拾苻 源藏渡り
内千三百苻 荒瀬村
同式千七百五拾苻 土倉村
同六千七百苻 根子村
同三千五拾苻 笑内村
同五千七百式拾苻 幸屋渡村
同六千八百五拾苻 幸屋村

同千百五拾苧	比立内村	り段々御取扱被下 御上より拝借ヲ始、千辛之御働を以引戻し、一郷安堵之基本ニ相成、難有御事ニ奉存候、依之以来如何之様之事有之候而も、他支配他郷江売募(券)ハ勿論、質入等曾而仕不申、御手元様勤功形リ、私共生涯ハ不申及、子孫へも申伝ひ、往々立行候様可仕候、隨而村方一統相陸(睦)小間居之者迄聊も勞煩ケ間敷儀無之様、相互心ヲ用ひ御規法相守、郷中引立申度奉存候、以後前条堅相守、毛頭破脚(却)仕間敷、依而一札指上申候、以上
同三千五百三拾苧	戸鳥内村	
同式千六百苧	中 村	
同式千五百苧	打 当 村	
ノ	银山町	
一、同三万千六百五拾苧	理左衛門渡リ	
内千式百苧	荒 瀬 村	荒瀬村
同三千三百五拾苧	荒瀬川村	長名
同五千五拾苧	茅 草 村	善 左 衛 門 [㊦]
同式千式百苧	伏 影 村	同
同三千八百五拾苧	根 子 村	長 重 郎 [㊦]
同四百五拾苧	笑 内 村	弘化三年
同三千四百苧	幸屋渡村	午三月
同式千四百苧	幸 屋 村	肝煎
同式千苧	比立内村	長左衛門殿
同式千九百五拾苧	戸鳥内村	根子村
同三千五百苧	中 村	地主
同千三百苧	打 当 村	天保六未年分 正 治 [㊦]
ノ		比立内村
	同町	同
一、同三千苧	長 四 郎 渡 リ	弘化三年年分 源 治 [㊦]
内千百苧	幸 屋 村	荒瀬川村
同千五百苧	比立内村	同
同四百苧	戸鳥内村	天保四巳年分 九 兵 衛 [㊦]
ノ		中村
	同町	同
一、同四千六百九拾苧	喜惣兵衛渡リ	天保七申年分 弥 右 衛 門 [㊦]
内式千式百五拾苧	根 子 村	幸屋村
同百苧	幸屋渡村	同
同式百五拾苧	比立内村	同八酉年分 長 治 [㊦]
同千百四拾苧	戸鳥内村	打当村
同九百五拾苧	打 当 村	同
ノ		同九戌年分 伊 左 衛 門 [㊦]
	平里村	戸鳥内村
一、同三千苧	八郎右衛門渡	同
右者土倉村分		再弘化元辰分 作 右 衛 門 [㊦]
	吉田村	幸屋渡村
一、同三百苧	吉 左 衛 門 渡	同
右同村分		久 兵 衛 [㊦]
田地合九万四千四百九拾苧		笑内村
此作徳米式百三拾六石式斗式升五合		同
但し百苧ニ付式斗五升宛		同 金 兵 衛 [㊦]
右田地先年より他渡リニ相成候処、去ル申年中よ		茅草村
		同

同三年分	吉右衛門 [㊦]	同 三 百 苺	六右衛門
	伏影村	ノ	
	同	同町同人渡リ	
同	九右衛門 [㊦]	一、同千苺	
	土倉村	内 三 百 苺	佐 太 郎
	同	同 三 百 苺	佐治右衛門
同	藤右衛門 [㊦]	同 四 百 苺	半 三 郎
		ノ	

[史料 31]

弘化3 (1846) 年 3 月「指上候書付之事 (他渡田地引戻につき)」

(湊榮興家文書 156、状 1)

指上候書付之事
水無村源藏渡リ

一、田地三千五百三拾苺

内 四 百 苺	作右衛門
同 四 百 五 拾 苺	六右衛門
同 貳 百 五 連 苺	治五兵衛
同 貳 百 五 拾 苺	仁左衛門
同 五 百 七 十 五 連 苺	多 吉
同 三 百 苺	三郎右衛門
同 百 貳 拾 五 連 苺	喜 平 治
同 百 貳 拾 五 連 苺	万 之 丞
同 千 苺	弥右衛門
同 百 苺	三左衛門
ノ	
同 四 百 五 拾 苺	太 郎 八
同 三 百 苺	夫多右衛門
同 三 百 苺	清 太 郎
同 百 五 拾 苺	善 助
同 百 五 拾 苺	喜 太 郎
同 百 苺	九 兵 衛
同 貳 百 苺	八 助

銀山町利 (理) 左衛門渡リ

一、同千九百五拾苺

内 四 百 五 拾 苺	太 郎 八
同 三 百 苺	夫多右衛門
同 三 百 苺	清 太 郎
同 百 五 拾 苺	善 助
同 百 五 拾 苺	喜 太 郎
同 百 苺	九 兵 衛
同 貳 百 苺	八 助

同町喜惣平渡リ

一、同千百四拾苺

内 三 百 苺	市 兵 衛
同 百 苺	市 太 郎
同 百 苺	市 郎 兵 衛
同 百 苺	牛 之 助
同 貳 百 五 拾 苺	勘 六
同 百 五 拾 苺	万 之 丞
ノ之外七拾苺	松右衛門
同 七 拾 苺	助左衛門
同町長四郎渡リ	
一、同四百苺	
内 貳 百 苺	勘 兵 衛
同 貳 百 苺	八 助
苺高合八千貳拾苺	
此作德米貳拾石五升	
但し百苺ニ付貳斗五升宛	

右田地先年より他渡リニ相成候処、去ル申年中より段々御取扱被下、御上より拝借を始、千辛之御働を以引戻リ、一郷安堵之基本ニ相成、難有御事ニ奉存候、依之以来如何様之事有之候而も、他支配他郷へ売券者勿論、質入等曾而仕不申、御手元様御勤切 (功) 形リ、私共生涯者不及申、子孫江も申伝、往々立行候様可仕候、随而村方一統相陸 (睦) 小間居之者迄も勞煩ケ間敷義無之様ニ相互心を用、御規法相守、郷中引立申度奉存候、為以後前条堅ク相守、毛頭破脚 (却) 仕間敷、依而一札指上申候、以上

戸鳥内村
地主

弘化三年
午三月
作右衛門[㊦]
同
長百姓
三郎右衛門[㊦]
同
同
治五兵衛[㊦]
同
同
仁 助[㊦]
同 仁左衛門[㊦]
同 作 太 郎[㊦]
同 六右衛門[㊦]
同 半 三 郎[㊦]
同 市左衛門[㊦]
同 作右衛門[㊦]
同 太 郎 八[㊦]

肝煎
長左衛門殿

[史料 32]

弘化3 (1846) 年3月「指上候書付之事 (他渡田地引戻につき)」

(湊榮興家文書 157、状 1)

指上候書付之事

庄司元五郎渡之分

一、田地八百疇	正左衛門 銀山町
一、同式千式百疇	利左衛門渡
内 三 百 疇	藤 兵 衛
同 五 百 五 拾 疇	藤 四 郎
同 式 百 五 拾 疇	山 助
同 百 疇	正左衛門
同 四 百 五 拾 疇	伊 之 助
同 式 百 五 十 疇	長 多
同 百 疇	喜右衛門
同 式 百 疇	正 兵 衛

ノ三千疇

此作徳米六石七斗五升

但し百疇式斗五升宛

右田地先年より他渡ニ相成候所、去ル申年より段々御取扱被下

御上より御拝借を始、千辛御働を以引戻、一郷安

跡 (堵) 之基本ニ相成、難有仕合奉存候、依之如何様之事有之候而茂、他郷江売募 (券) ハ勿論、質入等曾而仕不申候、御手元様御勤切 (功) 形、私共生涯ハ不及申、子孫江茂申伝、往々立行候様ニ可仕候、随而村方一流 (統) 相陸 (睦) 小間居者まで聊茂勞煩ケ間敷儀無之様ニ互心を用、御規法相守リ、郷中引立申度奉存候、為以後前条堅ク相守リ、毛頭破脚 (却) 仕間敷、依而一札指上申候、以上

弘化三年 午三月	伏影村地主 九郎左衛門 同村長名 藤 兵 衛 同 同 辰 之 助 同 同 権 助
-------------	---

肝煎長左衛門殿

[史料 33]

安政7 (1860) 年正月「郷備米書入金子借用証文之事」

(湊榮興家文書 170、状 1)

郷備米書入金子借用証文之事

一、金子式拾両式歩と拾壱匁八分三厘

右者此度郷中要用ニ付儘ニ受取、郷借用仕候所実正ニ御座候、右返済之義者月並式歩半利足を加、当七月迄急度返済可仕候、万一其節返済相成兼候ハ、当所郷備米三拾石永代貴殿に相渡可申候、為後証拙者共連印肝煎殿加印借用証文、依而如件

安政七年 申正月 山口岩松殿	荒瀬村 箱番 善左衛門 長 十 郎 [㊦] 伊 三 郎 [㊦]
----------------------	---

前書之通相心得候、以上
肝煎長左衛門[㊦]

[史料 34]

文久元年 (1861) 7月「乍憚以書付を以奉願上候 (別家の者郷中支配元詰役にて使い込み発覚につき)」

(湊榮興家文書 176、堅帳 1)

(表紙)

「
願書

」

乍憚御書付を以奉願上候

私別家伊三郎事去ル寅年より郷中支配元詰被仰付御憐愍之程難有奉存候、然ハ当人年々使込ニ相成候処、昨年郷勘定之節寅年より申年迄七ヶ年惣勘定為指出候処、不少使込ミ之錢高ニ相成、此節ニ相成何を以出錢可致候無御座、恐入奉存候、御時節柄願申上候も甚タ恐入候得共、米三拾石調無尽御企御加入被下置困窮之当人御引立被下置度奉願上候、右掛ケ返之義者私同役中相頼屹度返上仕候間、願之通り御聞届被下置度奉願上候、為念之同役中連名一札指出申候、以上

文久元年
西七月
御箱番
善左衛門殿
支配村々
地主衆中

本家
長 十 郎^印
当村
長 名 中
立主
伊 三 郎^印

而不少入省ニも相成一統相助り候所、去ル申年中土倉村一件相生右入料壺万貫文余相懸り、右村出錢渡り六千百六拾五文五百九拾三文小郷困窮ニ而割付取立可申様無御座、郷借ニ相成居候所元利不少相疊、其外長名伊三郎箱番元メ中使込有之、同人始親類郷中償致候得共、是又取極り迄利足損等ニ而壺万五千貫文程郷損ニ相成当惑之事ニ奉存候、依之当亥十一月より向辰之十一月迄五ヶ年一昨年相定候通り当用割を以御手元様御引受被下、是迄之郷借元利者勿論、此末懸り増等御割出被下間敷段、此度願申上御承知被下候上ハ、以来月々当用無滞急度相懸可申候、万一不埒之義有之候時者、如何様之御取扱ニ相成候而も一言不申上候間、御手元様ニおゐても箱番使込等之義相生候而も村方江迷惑懸ケ不被下候様御取扱被成下度奉存候、為後日村方地主・長名連印定書指上置候、以上

文久三年
癸亥十一月

根子村
地主
正 治^印
同
長名
七 郎 兵 衛^印
善 兵 衛^印
惣 兵 衛^印
文 左 衛 門^印
三 右 衛 門^印
伊 之 助^印
七 之 丞^印

同
小人頭
四 郎 兵 衛
弥 吉
七 藏

肝煎
湊長左衛門殿
同 勇 吉 殿

[史料 35]

文久3 (1863) 年 11 月「指上置候定書之事 (枝郷根子村困窮のため郷勘定当用割の免除につき)」

(湊榮興家文書 183、状 1)

(包紙)「亥十一月 郷中定書入 根子村」

指上置候定書之事

支配郷中諸繫勘定之義ハ、先年より年行事当用始不時割合御役人様御賄郷中尻打共、一ヶ年分其年十一月中本郷長名支配地主打寄惣々書出取纏勘定割付来候得共、近年来追々諸色高直猶年中当用錢早速取立不申、指当り候他借相弁候事も有之、自然割付高ニ相成小間居難洪仕候ニ付、去ル酉年郷勘定寄合之節一統相談之上、其節定書之通り不時割合ハ其時々割合致、年行事当用・御役人様御賄い・歩伝馬代無渡り弁候、肝煎郷人御用往来使之分一ヶ年高壺石ニ付正錢壺貫文、家壺軒ニ付正錢八百文十ヶ月割を以取立差上候故、以来右を以相成丈ヶ失費御省割合高ニ不相成候様願申上、昨年より今年迄右之通り取立割合仕候処、二ヶ年ニ

[史料 36]

文久3 (1863) 年 11 月「差上置候定書之事 (枝郷幸屋村困窮のため郷勘定当用割の免除につき)」

(湊榮興家文書 184、豎帳 1)

(表紙)

「
上 幸屋村

」

差上置候定書之事

支配郷中諸繫勘定之義ハ、先年より年行事当用ヲ始不時割合御役人様御賄ヲ始郷中尻打共、壹ヶ年分其年十一月中本郷長名・支配地主打寄惣々書出取纏勘定割付来候得共、近年来追々諸色高直当年中当用錢早速取立不申、指当候払他借相弁候事も有之、自然割付高ニ相成小間居難渋仕候ニ付、去酉年郷中勘定寄合之節一統相談之上、其節定書之通不時割合ハ其時々割合致、年行事当用・御役人様御賄・歩伝馬代無残并ニ肝煎郷人御用往來使之分、壹ヶ年高壺石正錢壺貫文、家壺軒八百文十ヶ月割ヲ以月々取立指上候故、以来右ヲ以相成丈之失費御省割合高ニ不相成候様願申上、昨年より今年迄右之通取立割合仕候所、式ヶ年ニ而不少入省ニも相成一統相助候所、去ル申年中土倉村一件相生右入料壺万貫文余相掛リ、右村出錢残り六千六百六拾五貫五百九十三文、小郷困窮ニ而割付可取立様無御座、郷借ニ相成居候所元利不少相疊リ、其外長名伊三郎箱番元ノ中使込有之、同人始親類郷中償致候へ共、是又取極リニ相成迄利足損等ニ而壺万五千貫文程郷損ニ相成当惑之事奉存候、依之当十一月より向辰十一月迄五ヶ年一昨年相定之通り当用割ヲ以御手元様御引受被下、是迄郷借元利勿論此末懸増等御割出し被下間敷此度願申上、御承知被下候上ハ以来月々当用無滞急度相掛可申、万一不埒之義有之候時ハ如何之御取扱ニ相成候而も一言不申上候間、御手元様ニおゐても箱番使込等之義相生候而も村方へ迷惑掛不被下候様御取扱被成下度奉存候、為後日村方地主・長名連印定書指上置申候、以上

	幸屋村	
	地主	
文久三年	長	治 [㊦]
亥十一月	同村	
	長名	
	甚	助 [㊦]
	同	
	同	
	清	九郎 [㊦]
肝煎		
湊	長左衛門殿	
見習		
同	勇吉殿	

[史料 37]

子 (元治元 <1864>) 年正月 26 日「覚 (長左衛門 子供勇吉に肝煎跡役仰渡につき)」

(湊榮興家文書 151、状 1)

覚

当村肝煎長左衛門病氣ニ付此度退役願申上候、当 人願之通肝煎御役御免ニ被成置候、

一、長左衛門義病氣ニ付肝煎御役御訴訟申上候処、 跡役同人子共勇吉引継肝煎被仰付被下度郷中より 願申上候、村方願之通跡役直々引継肝煎被仰付候 間、此段申渡候、以上

子

岩屋清兵衛

正月廿六日

荒瀬村

長左衛門殿

長百姓中

[史料 38]

慶応元 (1865) 年 7 月「郷備米拝借諸向渡覚帳」

(湊榮興家文書 208、横帳 1)

(表紙)

「 慶応元年
郷備米拝借諸向渡覚帳
寅七月 」

覚

一、米六拾石 長左衛門蔵入

此表 (俵) 数貳百四拾表

一、同四拾石 庄次蔵入

此表百六拾表

ノ百石

此表数四百表

内払

一、拾五石 比立内村三左衛門江拝借渡

此表六拾表

一、三拾貳石 長左衛門拝借庄次渡

此表貳拾壹表百貳拾八表

一、拾八石八斗六升二合 小売米慶之助濟ノ高

此表数七拾九表

一、三石三升九合 小売米市五郎払

一、三斗六升壺合 真木五斗米上納

ノ三石四斗

此表数拾五表

七月廿九日

一、拾石 か、屋五郎兵衛差上候

此表数四拾表

当村庄次殿参拾五石拜借之内

同日

一、八石五斗 辛勞面差上候ニ、同書米ニ而

此表数参拾四表

右者前田納之分ニ而か、屋五郎兵衛へ御渡
卅日

一、 差上米ニ而前納

此表数貳拾六表

一、三石 平八渡

此表数拾貳表

右者庄次殿三十五石拜借之内、壹石正米わたし、
貳石者小売米之口払候、此錢ニ而わたし

一、五斗 専念寺

此表貳表

一、五斗 なへ卯左衛門

此表貳表

一、貳斗五升 なへ重蔵

此表壹表

一、貳斗五升 西四郎

此表壹表

右者御助成米ニ而申候

ノ四百表

右石

庄治殿拜借米三拾五石之受払

一、三拾五石

内貳石 長左衛門より三拾石返済有之候処へ、
三拾貳石相わたし過候分

同四石九斗六升九合 右者小売芝米高七拾貳石
九斗六升九合之内、六十八石郷中借用分引
残り府前有

同拾石 庄次殿わたし候、但か、屋五郎兵衛引

同三石 同断当所平八引候

同六石五斗 差上米上納之節、同断六右衛門・
善左衛門江相わたし候

内三斗三升三合 送り直し減

同八石五斗 右ハ辛勞免差上御出米上納之節、
三左衛門・五郎兵衛わたし

ノ三十四石九斗六升九合

外ニ

一、三斗六升壹合 五斗米ニ而真木上納

[史料 39]

慶応元(1865)年10月「乍恐以口上書奉願上候(長
左衛門病身のため肝煎退役につき)」

(湊榮興家文書 190、豎帳 1)

乍恐以口上書奉願上候

私事天保八酉年親長左衛門引継肝煎役被仰付、以
御憐愍今年迄二十九ヶ年御用郷用共無滞相勤、御
高德難有仕合ニ奉存候、且ツ去ル申年中重き御賞
被成下冥加至極重畳ニ難有仕合に奉存候、然者御
見聞被成下候通近年病身ニ罷成長沢目之村方取扱
行届兼候に付、退役願奉申上度、此度委細曲郷中
より書載を以奉願上候間、御憐愍を以願之通退役
被仰付被下置候ニ付、奉願上候跡役之義も村方願
之通被仰付被下置御助被成下度、乍恐奉願上候

右之趣宜御聞届、願之通被仰付被下置度、
乍恐奉願上候、以上

荒瀬村

肝煎

慶応元年

湊長左衛門

丑十月

渡辺藤次殿

(この間半丁白紙)

乍恐以口上書奉願上候

当村枝郷幸屋渡村之内川端山走の空地不少有之、
水元字所比立内村之内からみ内村之内沢御本田開
共堰筋加開仕候へハ御田地壹万五千疇程開田に相
成候ニ付、去ル文政十二丑年右村地主久兵衛・長
百性久蔵・与五左衛門見立御忠進申上候に付、御
檢使岩堀万蔵殿御組合御回在御吟味之上御尋ヶ条
を以御忠進開発左之通被仰渡候

蓮沼仲支配所

吟味役

秋田郡荒瀬村枝郷幸屋渡村久兵衛・久蔵・与五左
衛門三人見立御忠進申上候、右村之内川端山走之
空地不少有之ゆへ、於郡方御物入被成置候ハ、御
田地ニ仕度、其筋兼而御開発方安井幸八郎へ申聞
候次第に付、右吟味形安井幸八郎立合会ニ而逐一
御吟味被遂置候上、水元之義相尋候処字処比立内
村之内からみ内沢御本田開共堰筋に而一村守護罷
在候へ共大川目同様之水元ゆへ堰根留並ニ関筋江
指障ニ不相成様ニ手格致候而、御時節柄之事ゆへ
御出高ニも仕度申出ニ候ゆへ猶又吟味仕候ハ、其
所ニ寄■莫太之大石有之、事ニ殊ニ長間之関筋如
何致候哉吟味ニ及候所、郡方ニおゐて御元本入被

成下候へハ開発仕度申出候ニ付、草飼之差障リ等無之候哉是又相尋候所、草飼之義ハ何方也見立追而願可申上候故、何分右場処郡方御本入を以開発処被仰付候間、辛勞免之義ハ出高御調之上御積を以被下置候間、開發出精可致候

右之趣御評義之上相済被仰渡候間、此旨荒瀬村枝郷幸屋渡村御注進主久兵衛・久蔵・与五左衛門江可申渡候、以上

文政十二 岩堀万蔵
丑三月 御代庄八
山崎市左衛門

右之通被仰渡候へ共其せつ早速御本入も不被下置、勿論困窮之者共ニ而行届不申、取懸兼罷有、去戌年中私元組合御忠進主江永続之使形罷在候へ共御田地不足之村方如何様共上私壺人ニ而引受て普請仕、大半成就致候得共、前御書付之通長間難処之堰筋莫太之物ニ而迎も行届不申ニ付仕取懸リ申度、去ル戌年中銀主引受普郷中へも組合相談ニ及候得共、是又行届き不申、難洪請御取掛、去秋中迄関筋成就仕候、然ハ至極ニ奉存候、長間難処之堰筋、此節柄別紙書上之通リ莫太之物入仕候、上之義ニ御座候へハ此上起方飯料行届不申難洪至極ニ奉存候、依之御時節柄御苦柄筋恐入奉存候へ共不得止奉願上候、何卒御憐愍を以御米五拾石拝借被仰付被下置度奉願上候、左様被成下候上ハ村方出精仕、明年明後年まで無指り開○

○田仕申度奉存候間、此段宜敷御聞届願之通被仰付被下置度、乍恐奉願上候

右之趣乍御苦勞千万宜敷様被仰上、願之通被仰付被下置度、乍恐奉願上候、以上

荒瀬村 肝煎
慶応元年 湊長左衛門
丑十月 同見習
同 勇吉
同村長百性
善左衛門
長十郎
渡辺藤治殿 枝郷幸屋渡村
地主
久兵衛

[史料 40]

慶応元 (1865) 年 11 月 5 日「覚 (郷備のため金子・米借用証文)」

(湊榮興家文書 185、状 1)

(包紙) 「証文入」

覚

一、正金百三拾六兩也

右者大又焼木方払五百兩、向上村小売米代江為御替之内預七万九千弍百三拾四貫七百五拾八文之内、米三拾石水無村五郎兵衛より出分、此代壺万八千貫文引、残り六万千弍百三拾貫文直し借用之分

但、兩替四百五拾貫文

一、米輕升三拾弍石也

右者此度正米ニ而受取借用之分

右之通、当村郷備都合ニ付借用致候処実正ニ御座候、右米金無利足を以、当丑十二月中屹度返済可申候、為念長名中連印借用証文、依而如件

肝煎

慶応元年 湊長左衛門④
丑十一月五日 長名善左衛門④
長十郎④
佐藤正治殿 与右衛門④
伊三郎④
長右衛門④
兵吉④
慶之助④
五郎惣④
平八④

[史料 41]

慶応 2 (1866) 年 7 月「覚 (米 30 石当村郷備米拝借につき)」

(湊榮興家文書 191、状 1)

(包紙) 「上 荒瀬村」

覚

一、米三拾石

右者此度拝借願奉申上候所、早速被御聞届被成下難有仕合ニ奉存候、然者御見聞被成下候通、当村郷備之内正米ニ而備置候分、長々相成米損じ候故、当秋初と引替申度奉存候ニ付、右拝借米、備米之内より為御替御取扱被下置度候段、願奉申上候所、是又御聞届被成下、重疊難有仕合ニ奉存候、右返上之儀者当十一月初直屹度可奉返

上候、依之長名共連印一札奉指上候、以上

拝借主荒瀬村

肝煎

慶応二年

湊長左衛門[㊦]

寅七月

御山守

佐藤正治[㊦]

庄司為吉殿

長名

善左衛門[㊦]

同

長十郎[㊦]

同

平八[㊦]

寅十一月朔日初ニ而上納直ニ井籠入相極メ候ニ付、御返被相成候

[史料 42]

慶応 2 (1866) 年 7 月「差出候証文之事 (郷備米都合がつかず借用につき)」

(湊榮興家文書 192、状 1)

差出候証文之事

去十一月中当所郷備都合不相成ニ付、米三拾貳石借用致候分、此度前田より拝借返済仕候ニ付、肝煎殿并ニ貴殿兩名を以拝借相済候処相違無御座候、右返上之儀者当十一月中村方より屹度返上仕、貴殿江少も御迷惑相懸不申候、為後証私共連印一札如件

荒瀬村

長名

慶応二年

善左衛門[㊦]

寅七月

長重郎[㊦]

与右衛門[㊦]

伊三郎[㊦]

根子村

長右衛門[㊦]

佐藤正治殿

兵吉[㊦]

慶之助[㊦]

五郎惣[㊦]

平八[㊦]

市五郎[㊦]

[史料 43]

慶応 2 (1866) 年 10 月「乍恐差上候一札之事 (請払諸差引の一件内済につき)」

(湊榮興家文書 179、状 1)

乍恐差上候一札之事

正治賦前申請払諸差引之儀ニ付内奥勞煩仕候ニ付、此度御内々御取扱を以双方相分り候段難有仕合ニ奉存候、依之是迄内通米錢差引等相互一切彼是不申、今年迄之分出入なしニ仕、以来是迄之通水魚之交り仕、御苦柄等不申上候間、此上何角御憐愍を以私共始一郷御引立被成下度、乍恐奉願上候御事

荒瀬村

肝煎

慶応二年

湊長左衛門

寅十月

根子村

地主

庄司為吉様

佐藤正治

[史料 44]

慶応 3 (1867) 年 4 月「差上候一札之事 (銀山盲人共より直配当錢増願につき)」

(湊榮興家文書 197、状 1)

(包紙)「銀山盲人共より直配当以来増願出申上ニ付三十五文之處五十文ニ直候願出候書付」

差上候一札之事

直配当是迄家壺軒ニ付正錢三拾五文宛申受罷有候得共、近年諸色高直(値)ニ罷成一同難渋仕候ニ付、不顧御時節柄家壺軒ニ付五拾文増願申上候処、御都合御相談之上御聞上被下難有奉存候、依此以後如何様之義有之候而も増願等之儀毛頭申上間敷候、為後日之依一札如件

慶応三年

菖蒲一[㊦]

卯四月

常一[㊦]

上村年番

湊長左衛門様

[史料 45]

慶応 3 (1867) 年 12 月「金子拝借証文之事」

(湊榮興家文書 199、状 1)

(包紙)「証札入」

金子拝借証文之事

一、金子貳拾五兩也

右之通り願申上、拝借仕候義相違無御座候、右金子返上之義、月並三步御利足附を以、来辰正中無相違返上可仕候、万一返済相成兼候節ハ、私処持之当春御竿入ニ相成候辛勞免高之内三石指上可申、依之御扱渡辺藤治様御裏印願申上、一札如件

慶応三年
卯十二月

林源之助様
(裏書)
表書之通相心得候、以上
卯十二月

拜借主荒瀬村
湊長左衛門[㊟]
請合増沢村
杉瀨市右衛門[㊟]

渡辺藤次[㊟]

荒瀬村

当高壺石式斗五升八合
右者跡より御忠進申上、辛労免ニ被下、来辰年
より新発出高二成、休明

慶応三年
卯十二月

林源之助[㊟]
長瀬安太郎[㊟]
川井才治
岩間文蔵[㊟]

[史料 46]
慶応3 (1867) 年 12 月「御検地出高調」(抄録)
(湊榮興家文書 200、状 24)

(包紙)
「御検地出高調壺紙式拾四枚
早々村方へ被写渡御渡被下度候」
(例1)

当村
湊長左衛門辛労免高
秋田郡
荒瀬村

当高式升八合 本田
右者跡より御忠進申上、辛労免ニ被下、当卯年
より起返り出高二成、休明

慶応三年
十二月

林源之助[㊟]
長瀬安太郎[㊟]
川井才治
岩間文蔵[㊟]

(例2)

银山町
理左衛門辛労免高
秋田郡
荒瀬村

当高壺石五斗八升七合
右者跡より御忠進ト出銀致、辛労免ニ被下、当
卯年より畑返り出高二成、休明

慶応三年
十二月

林源之助[㊟]
長瀬安太郎[㊟]
川井才治
岩間文蔵[㊟]

(例3)

当村
佐藤正治辛労免高
秋田郡

[史料 47]
慶応4 (1868) 年 閏 4 月「一札之事 (年番諸割合
の取り立て困難のため日延願につき)」
(湊榮興家文書 188、状 1)

一札之事
一、去年番諸割合出銭残今以御渡不申上御迷惑十
分察入候得共、手内より繋割付一円取立不申困
入居候処、此度御軍事御用ニ付品々被仰付茂有
之候得者当時取立ニも相成兼、御願申上面目茂
無御座候得共、何卒当秋迄御日延被成下度奉願
上候、以上

五味堀村
肝煎
東 蔵[㊟]
長 名 □

慶応四年
辰壬月
荒瀬村
肝煎
湊長左衛門殿

[史料 48]
慶応4 (1868) 年 5 月「覚 (年行事割前銭の手形
引替につき)」
(湊榮興家文書 188、状 1)

覚
一、金拾九両七匁壺歩九厘
右者去寅年行事割前銭当村出分ニ而預置候、当
十二月中手形引替御渡可申上候、以上

前田村
慶応四年
辰五月
湊長左衛門殿

[史料 49]
慶応4 (1868) 年 6 月「覚 (年行事諸割銭の取り
立て困難のため9月新穀まで日延願につき)」

(湊榮興家文書 204、状 1)

覚

□ (一)、金子拾三兩拾四匁三分四厘右之通去年行事諸割銭遅滞致居候ニ付、此度嚴重御才足ニ預候得共、御用金を始取立難渋罷在候得者当時迎も取立相成兼候ニ付、郷中申合之上当九月新穀迄日延之儀御頼仕候処御承知被下忝奉存候、尤来ル六月より右金子へ月並式歩半利足を加其節元利とも無間違御渡可仕候、依之私共連印一札指上申候、以上

慶応四年

辰六月

(貼紙)「湊長左衛門殿」

小又村

佐藤倉太[㊦]

長名中[㊦]

[史料 50]

慶応 4 (1868) 年 12 月 21 日「奉差上候一札之事 (御開田苧高減免につき)」

(湊榮興家文書 207、状 1)

奉差上候一札之事

一、当処御開田之義者、地形不足ニ而堰筋難処故御見込無之処、私ともより永久定形リ書附を以奉願上、御開発被成置候、依之定通百苧ニ付三斗三升ツ、相渡可申候ても、せき根手入等ニ而人足不少相懸ケ、符人とも難義仕候故、大金長々御迷惑被成置候所へ願申上候義、全体之願筋ニ御座候へとも、符人御助ケと被思召、作附米御引違被下度段奉願上候処、苧高御調分、今年限百苧ニ付式斗宛御取立被下難有仕合ニ奉存候、明春よりせき筋も御手入被下、於私ともニも出情取起、先年定之通百苧ニ付三斗三升ツ、永々相渡可申候、苧高之義者、明年御会立之上睨と御改被下、永久之御書附被仰付度、尚又異作之節ハ、御見分之上御毛引奉願上候、右之通ニ御坐候へハ、永久毛頭異論申上間しく候、為後日一札如件

慶応四年

戊辰十二月廿一日

高橋久右衛門殿

要 四 郎判

要 兵 衛同

要 三 郎同

要 右 衛 門 同

清 多 郎同

[史料 51]

卯年 9 月 22 日「覚 (開発田地水代につき)」

(湊榮興家文書 304、状 1)

覚

一、開発田地水代之義者、開田之上、三分一指上候事と心得罷有候所、其節郷中より差出候証文ニ者三步一と有之由、左候得者、三分一割合指出候義不相成、正治殿申事ニ御座候、依之三步壹外差出兼申候、左様御承知被下置候、私計リニも無之、五郎惣殿も正治殿宅ニ今日居合、根元三分一之事ニ心得罷有候へ共、私同様三步一外差出兼候趣申事ニ御座候、以上

長名

卯九月廿二日

長 十 郎

肝煎

湊長左衛門殿

[史料 52]

辰年 2 月 25 日「覚 (桂瀬村為替にて銭受取につき)」

(湊榮興家文書 188、状 1)

覚

一、六千五百貫文也
右者桂瀬村為替ニ而慥ニ請取申候間、同村へ御勘定御渡被下度奉願上候、以上、

辰二月廿五日

近藤太郎兵衛

湊長左衛門様

[史料 53]

辰年 4 月 9 日「覚 (荒瀬村為替にて桂瀬村年行事の出銭受取につき)」

(湊榮興家文書 188、状 1)

覚

一、三千五百貫文也
右者桂瀬村年行事出銭之内、貴家様より為替ニ而同村より請取申候、以上

前田村

辰四月九日

佐藤与七郎[㊦]

荒瀬村

湊長左衛門殿

[史料 54]

巳年 3 月「覚 (小又村為替にて銭受取につき)」

(湊榮興家文書 188、状 1)

覚

一、金拾貳兩貳歩也

右者御地より私方へ渡り分之内、小又村郷中為替樋ニ受取申候、以上、

うら田村

杉田五郎兵衛

巳三月

荒瀬村

御郷中

[史料 55]

戌年 4 月 19 日「(割合相廻しにつき覚、前後欠)」

(湊榮興家文書 317、状 1)

[]

[]ニ付三拾人ツ、

ノ百貳貫百文

此わり惣当高壹万五千三百六拾貳石五斗三升式合へ但し石ニ付六六四ノ渡

内拾五貫五百九十五文 上村当り

此割但合割高へ 七三式七ノ渡

内貳貫八百三拾四文 荒瀬村当り

右之通り割合相廻り候間、早々綴子村へ御渡可被成候、此廻文早々御順達見留村より相返し可被成候、以上

役前

清 兵 衛

戌四月十九日

荒瀬村より浦田村迄

右村々肝煎衆中

態々通し使を以申上候、且御用額之儀御取次申上候所、両度調ニ相成候得共、物入増し可相成故、此度無残上納致可然趣、村々御渡

[史料 56]

2 月 2 日「覚 (御収納皆納御見済など 12 か条の取り決めにつき)」

(湊榮興家文書 69、状 1)

覚

一、御収納皆納御見済当月十日迄差出候事、尤御収納取立帳へ手形相添可申候

但シ御担様十四五日之頃御出立ニ付嚴ニ被仰付候

一、御米積帳仕立候事

但シ去御皆済引合御高違ひ之分者能々吟味、以来共御高相指置候事

一、酒株引酒屋株新古取高取調人別限り至急書上候事

一、室屋醬油屋油屋右同断

一、戸籍調戸長之扣早々差出候事

就而ハ生死出入吟味戸長取纏可申、万一不埒申届無之候へ者嚴科ニ被処候段相被仰渡候事

一、私取去未年請払見済割書事致候事

一、御取存上納使見済割合之事

一、戸籍惣括取調雜用割合之事

一、御高調御検使様御賄尻打度々御雜用相談割合之事

一、= =道心府使割合之事

一、担合小売米願書之事

一、春御助成願書之事

右之通御相談御取極め被成候事

二月二日

[史料 57]

4 月 14 日「(幸屋渡村・笑内村両村にて半々の割合をもって開発すべき旨などにつき書状)」

(湊榮興家文書 69、状 1)

(包紙)

「 秋田郡荒瀬村

肝煎湊長左衛門殿 一部四郎兵衛

要用 平安 」

三月廿九日付書状、鳥坂村与五左衛門を以相達參致披見候、被仰遣候通り暖和之節ニ候へとも、弥御揃無御障珍重之御事ニ存候、当方拙者共無事罷在候

一、其村枝郷幸屋渡村与五左衛門、一条願書を以申出候ニ付、其向取尽願通り取扱申度、向々江内談致候得共、享保八、寛保三御竿入之節、右書附ニ而も有之候得ハ、如何様ニも取運びも相成候得共、右御証拠無之候得ハ、取扱形も相成兼候、■然者右地形者笑内村分之由故、左様候得ハ、両村ニ而半々之割合を以開発致候より外有之間敷と被存候故、能々幸屋渡村江被仰含候様何分致御頼候、具サ之儀者、御扱江も能々御頼仕候処、御廻在之上、前条之次第被仰含候事ニ相成候間、御廻在之節、能々御聞取り、御取扱宜敷御頼致候

一、被仰遣候不納分、廻在之上上納之儀被仰遣候、承知致候得共、御用込ニ而廻在不相成候故、書状達次第早々上納可被成候、以上

四月十四日

一部四郎兵衛

荒瀬村
肝煎
湊長左衛門殿

[史料 58]

4月「(五升備米の糲悪化により新物と引替度等につき書付)」

(湊榮興家文書 330、状 1)

荒瀬村
肝煎
長左衛門

去夏中其村五升備米蒸立被仰付候処、備置候糲性不宜ニ付、新糲と引替候上、蒸立申度願申出候故、願之通被仰付候、右之次第願申立候節、庄司兵藏江罷越総出申請候砌、新糲相揃候上、引替可申段同人より被申含、承知之趣挨拶申聞、且御足輕再房見分も不致、糲を蒸糲ニ而永久之御備ニ不相成旨、同人申聞候趣を以総出申請、久符江願申立候、然者右五升御備米之儀者支配郡奉行まで見済を致重き御備を、一応之伺も不致、自己ニ支郷村々江取運、剩支郷村々江取運ひ候後、前段之通偽申聞、担吟味役渡辺主水・郡方御用係庄司兵藏まで相欺候取計得形、不届之至ニ候、依之嚴重御咎可被番置候処へ、赦御執行之砌、且支郷村々江取運候儀者、右御備米之外ニ、郷中限万段之備相立申度より取計得候深切物も有之候故、漸被相肴肝煎役被召放、急度叱被成候、以上

四月

[史料 59]

5月「(小間居之者共愁訴により肝煎一郡払ほか仰渡)」

(湊榮興家文書 333、状 1)

秋田郡
荒瀬村
肝煎
長左衛門

其村枝郷村々小間居之者共去ル巳年凶作已来弥増困窮ニ相成候所、近年来御物成尻打米を始諸繫等多分之割付ニ相成、此姿ニ而者往々難立行、此節ニ至候而者一家相続形ニも相拘候趣を以、小人共多人数相催当正月中御役屋迄罷越愁訴いたし候ニ付、向々御引合之上御吟味被成置候所、右愁訴之内小間居之者取請違之節も有之候得共、郷勘定長々

不為見置候村々も有之ニ付、小人共ニも兼而疑惑罷有候処、自分手内難洪ニ付郷内より式千貫文も借用いたし度旨根子村地主正治江嘶合致候所、郷内より借用致候而者役形ニも預り小間居之者とも参請ニも相拘候故延引いたし可然申条ニ付一旦打止候得共、郷中より手内難洪形承り及候間、千貫文手致呉候段申聞ニ付、正治口敷共不存一同深切之取扱と存候より有間敷儀と者存候得共、二千貫文都合ニ借用致度旨申入千貫文者手伝を為米拾五石者式ケ年割返済を以借用いたし候段申上候、然者近年来小人共一統困窮ニ相迫候義者十分見聞も有之筈之所、肝煎も乍相勤小人共之難洪も不顧、多分之米錢取扱を得候ニ付、益一統之参請ニ相拘候より多人数御役屋迄罷出愁訴致候儀ニ相至、且ツ打当三ケ村小人とも家割免し呉候様願之義ニ付、寄合相談等もいたし三ケ村地主共取扱兼候ニ付、本郷より取鎮之郷人兩三人も遣呉候様三ケ村より指上り之小人三人長百姓善左衛門方迄罷越申聞候節、同人瑣細之事と取請取鎮方之事ハ不申聞、家割願一ト通之伝いたし候ニ付、担吟味役回在迄指控候様及挨拶候義者、全余儀節も有之候得とも、三ケ村一同家割免し呉候様態人を以願申出候上者不輕願筋故一体之始末入念取札可申所、善左衛門申聞一ト通承候迄ニ而罷出候者共直々尋問も不致、猶又村々小人共御役屋江罷出候砌り指立候者宅元江相招品々申論候得共不聞入候ニ付、長百姓を以右之段御役屋江御届之義も速成、第一過割之米錢取扱を得、其外三ケ村願之節、取扱等一々等閑より斯大胆之御苦柄ニ相成候段不届之至ニ候、依之嚴重ニ可被仰付候所、数代肝煎連綿勤来候訳も有之候故被相究錢千貫文と米拾五石御引揚之上秋田郡一郡払被仰付候

五月

[史料 60]

7月26日「(いも岱御見分につき書状)」

(湊榮興家文書 115、状 1)

(端裏書)
「 かや艸村
笑内村 江
幸屋渡村 』

御廻文申遣候、明後廿八日、いも岱御見分之事ニ被仰付申遣候得共、只今山崎様より別紙之通申参候故、猶又御伺之上、日限申遣度、此廻文早々御

順達可被成候、已上

七月廿六日
茅 艸 村
笑 内 村
幸屋渡村
右村々
地主衆中

湊長左衛門

(貼り継ぎ)

「 荒瀬村 山崎運助
湊勇吉殿 」

明後廿八日、笑内御見分ニ罷こし候積ニ致候得共、右見分処へ幸屋渡村ニ而此節徒有之、御山守共へ訴申出、いまた見分も不済、明日方山分之上申出候積ニ有之候間、明後日出立候処見合、此中ニ罷越候而左様御承知致度候、早々以上

七月廿六日

[史料 61]

8月5日「(字所いものたへ開発につき書状)」

(湊榮興家文書 115、状 1)

(包紙表)

「 荒瀬村肝煎
湊長左衛門殿 伊勢半蔵
要用 無異 」

(包紙裏) 「封」

残暑甚々敷御座候得とも、弥各御無異珍重ニ御座候、然者当村之内、いものたへと申字所、先年村方与五左衛門江開発為任置候通り、此度又々早々開発可致趣申含候間、此旨左様御心得可被成候、右愈々申遣度、如此ニ御座候

八月五日 伊勢半蔵

荒瀬村
肝煎
湊長左衛門殿
幸屋渡
地主
松橋久兵衛殿

[史料 62]

10月19日「(郷備米返済請求につき書状)」

(湊榮興家文書 378、状 1)

一書申達候、扱度々申談置候郷備米五拾石、早々都合致可被申出外、三左衛門江拝借之拾五石も厳急御取立可被成、同人愈不埒等閑之取請ニ而居候

事なれハ不相済候間、結句者地主・御山守等其向江懸合御免申渡候上、差品引揚候より外無之、いつれ同人存寄御聞取、早々以最早待入候、是非とも百石都合不致候而ハ、小生御奉公向も不相立候間、重く御勘弁処冀候、右一条御判紙指添申遣候、追而返却可被致候、以上

十月十九日 庄司為吉
湊長左衛門殿
同 勇 吉 殿

[史料 63]

11月21日「(与吉野開発にともなう条書・略絵図指上申候につき書状)」

(湊榮興家文書 69、状 1)

(包紙)

「 湊勇吉様 武田吉蔵拝
上 態使
草飼確証并ニ略絵図写共添 」

態夫筆任任(ママ)仕候、扱昨日茂吉殿被越候に付、依願遣候に付、同人委曲申上候筈、昨日比立内三左衛門殿より申参候、与吉野開発所、旧舊中御檢使御見分之上、御指免シニ相成候罷有候、草飼并ニ稻杭・垣用木拝領、樋・堰根用木拝領、銅山懸山之内御檢使御立会见分、御窺之上被仰渡候ヶ条書、本村ヨリ写取り置候分并ニ略絵図共相添指上申候、御本村にハ御本紙可有之奉存候得とも、早速不相見候而ハ御用指使(支)も難計奉存候、依而御覽之上速ニ御返被成下度奉願上候、私至急参上、何角可奉願上候と奉存候所、折柄病氣にて快方も無之、不止得急札ヲ以奉申上候間、何卒草飼等旁々迷惑ニ不相成候よふ御取扱被成下度偏ニ奉歎願候、右旁々奉願申上度、病中乱筆ヲ以、早々如斯ニ御座候、以上

十一月廿一日 武田吉蔵拝
湊尊兄様

[史料 64]

12月5日「(根子村与助方焼失に対し御救米下されにつき書状)」

(湊榮興家文書 378、状 1)

(包紙)

「 荒瀬村 庄司為吉
肝煎湊長左衛門殿
御用

十二月五日出

ノ

阿仁前田村ニ而

庄司為吉様 吉場唯八

御用

十二月十日

ノ

」

一書申遣候、然者根子村与助焼失御檢使方申立候
処、源太殿御承知之段吉左衛門殿・多門佐殿立会、
被仰渡候趣申来候、与助儀御収納物并馬焼死為致
候ニ付、急度御叱被仰付候間、此旨同人江可被申
渡候、猶同人難渋形之儀重々申立候処、郡方より
万段五斗御救米被下候段被仰渡候間、此段申伝候、
同人米内沢江被遣為請取候様いたし度候、右一条
勿々以上

十二月十五日

庄司為吉

荒瀬村

肝煎殿

[史料 65]

「覚（郷備米取り集め方につき）」

（湊榮興家文書 185、状 1）

覚

一、米六拾八石 当寅年小売米ニ而郷備へくり合
ニ相成候分

一、内貳拾五石 木山米ニ而正治承り候分
同貳拾五石 三拾五石拝借米之内花前有之

但し村々小納分ニ而正治承り候分

ノ五拾石

残拾八石

右者長左衛門より出米致候事

右之処へ貳拾石銅山拝借米有之、差引貳石、以
上

一、九拾貳石 証文表

内三十貳石 貴殿相渡

残り 六拾石

同三十三石 戌年備候いわ向御引分

同拾八石 郷中長名立より出申候

同拾參石四斗 五年已来より出事

[史料 66]

「覚（郷備米の貸し出しにつき）」

（湊榮興家文書 185、状 1）

覚

一、七万九千貳百三拾四貫七百五拾四文

丑ノ十一月

右者郷備御見済を得候節、焼木方庄次へ払
五百両、前田村為替之内、庄次へ証文差出、
当座借用致申候

右米百三拾石四斗四升四合六勺

但し石ニ付

外ニ

米三拾貳石

右同所証文差出、庄次蔵ニ而御見済を得候
分

二口ノ 百六拾貳石四斗四升四合六勺

内三拾石 水谷五郎兵衛如可（ママ）何
候而相得

同三拾貳石 庄次蔵入ニ而借用分、寅七月
去々返済致候

但し丑十一月鈴木様御見済を得候節、八
石郷中取立米、都合四拾石入置候内、八
石三左衛門へ、拾五石拝借候私得候分渡

残り候

同六拾石

右者当所備米庄次預候分之内、前田ニ而
ハ右鈴木様御見済を得候分

ノ百貳拾貳石

残り四拾石四斗四升四合六勺

[史料 67]

「覚（土倉村御物成上納方など 6 か条の心得につき）」

（湊榮興家文書 188、状 1）

覚

一、土倉村御物成上納方之事

一、又鬼之米受取之事

一、御物成不納取立之事

一、当村郷備米へ被下米九石貳斗宛丑寅兩年分拝
借願之事

一、御せり馬飼之事

一、当村長名とも不納米取立相成兼罷成不納ニ相
成候ニ付、兼而奉願上候五升備米建方式拾石拝
借米当日皆済御引米ニ被成度奉願上候事

右之通り相心得候事

[史料 68]

「土倉村高調」

	(湊榮興家文書 369、横 1)	残り七石七斗六升九合	
土倉村高調		免三ツ成	
免三ツ成		一、高六石壺斗壺升四合	安永三
高式拾五石七斗壺升九合	寛文十二	此当高三石五升七合	
此当高拾貳石八斗六升		三升五合	
免貳ツ五歩		内壺升八合	銅山街道下捨り
同三斗貳升三合	同	残り三石三升九合	
此当高壺斗三升五合		同	
ノ拾貳石九斗九升五合		一、高五石壺斗貳合	享和元
免貳ツ五歩		此当高貳石五斗五升壺合	
高式斗九合	延漆宝四	免三ツ成	
此当高八升七合		一、高九斗壺升貳合	文政七
二口		此当高四斗五升六合	
ノ拾三石八升貳合		免貳ツ五歩	
三斗九升貳合		一、高三石壺斗七合	同
内壺斗九升六合	免三ツ成	此当高壺石貳斗九升五合	
右ハ天和三川欠捨り		免三ツ成	
貳石六升貳合		一、高四斗三升五合	天保二
同壺石三升壺合	同	此当高貳斗壺升三合	
宝曆五調ニ而高減目		免貳ツ五歩	
三石五斗四升八合		一、同壺石三升	同
同壺石七斗七升四合	同	此当高四斗貳升九合	
同七荒地捨り		当高ノ拾五石七斗五升貳合	
壺斗七升八合			
同八升九合	畑返り屋敷ニなる		
	免三ツ成		
○ 明和元申年	出目相立		
	別帳立		
壺石貳斗六合			
同六斗三合	免三ツ成		
安永三年荒地捨り			
壺石七斗七升七合			
同八斗八升九合	免三ツ成		
右者享和元新開地形入組■打抜分			
八斗四升五合			
同四斗貳升三合	同		
安永三起返り地形入組打抜分			
五斗貳升五合			
同式斗六升三合	同		
安永八川欠捨り			
九升壺合			
同四升五合	免三ツ成		
元禄十一山くツ (崩) れ永捨り			
ノ四石四斗五石三斗壺升三合			

[史料 69]

「(肝煎湊長左衛門病身のため肝煎退役につき)」

(湊榮興家文書 378、状 1)

当村肝煎湊長左衛門事去ル天保八酉年親長左衛門引継被仰付、御威光を以今年迄二十九ケ年御用郷用無滞相勤メ、村方始支郷村々共心切之取扱仕熟和致御苦柄も不申上、且又先年凶作の趣より他渡高不少有之候所無残元符人江買戻、其上不少一仕其上郷備等仕候に付、勤中品々勤切被思召、去申年中重き御賞被成下、重畳難有仕合奉存候、然ハ当人事近年来病身ニ罷成、長沢目の村方郷扱行届兼候ニ付退役願上度趣申聞ニ御座候得共、押而相進メ罷在候所、此度達々申聞無余義候次第ニ奉存候、依之奉願上候、何卒御憐愍を以当人願之通退役被仰付被下置度奉願上候、跡役之義ハ当人俸見習勇吉郷中相談之上奉願上候、是又御憐愍引継肝煎役被仰付被下置、困窮之村方御助被成下度、乍恐奉願上候
右之趣宜敷被仰上願之通被仰上被下置度乍恐奉願上候

[史料 70]

未（明治 4 <1871>）年 5 月「（阿仁三ヶ処年番親郷廃止により親郷肝煎仰付）」

（湊榮興家文書 314、状 1）

御取調之旨有之、此度阿仁三ヶ処年番親郷被廢置親郷被居置候ニ付、親郷肝煎被仰付候事

但御一新之御趣意ニ基き第一自分之心より改革いたし精勤肝要之段被仰渡候事

未五月

格別御取調之上被仰付候御用筋ニ付直參可被成候、以上

乍恐奉願上候、以上

荒瀬村

肝煎

明治四年

湊長左衛門[㊟]

未六月

同見習い

湊勇吉[㊟]

大川捨藏殿

同村長百姓

善左衛門[㊟]

同

長十郎[㊟]

同

兵吉[㊟]

[史料 71]

明治 4（1871）年 6 月「乍恐以口上書奉願上候（明治 2 年以来の不作に対する五升備米拝借願）」

（湊榮興家文書 115、豎帳 1）

（表紙）

「

上

荒瀬村」

乍恐以口上書奉願上候

当村之儀者御存被為在之通、支郷共拾壹之村皆以御田地不足之村居ニ而、従前買喰を以相統罷有候処、一昨年違作以来米高直ニ罷成、隨而売米迎も無之ニ付、去夏田植後一同飯料差支必死と難渋仕、不得止五升御備米拝借願奉申上候処、御憐愍を以高四百八拾壹石余之内百八拾五石、此初三百八石四斗拝借被仰付被下置、御高德を以相助重疊難有仕合ニ奉存候、依之去秋中石拝借ト不残取立返上罷有候、然ハ去年之儀も益米直段引上、春農より難渋仕候得共、如何様共御田畑植付仕候所、御見聞被成下候、通常沢之儀者雑穀多分蒔立仕、春中より当節迄専ら草取り江取懸り不申候而ハ、作取りニも相成不申、出精為致申度奉存候得共、前書奉申上候通、飯料一円処持不仕、右草取り始相統可申様無御座、如何共難渋至極ニ奉存候、依之奉願上候、最早当作も見苦ニ罷成候事故、何卒御憐愍を以、昨年之通御備米之内拝借仰付被下置度奉願上候、左様御取扱被成下上者、田畑草取りを始秋作迄之間、如何様共御苦柄不奉申上間敷奉存候、隨而返上之儀も新穀を以急応奉上納候間、此段宜敷御聞届被成下、困窮数多之御百姓御助被成下置奉願上候

右之趣宜敷様被仰上、願之通御取扱被成下度、

[史料 72]

明治 4（1871）年 7 月「覚（郷備米拝借につき）」

（湊榮興家文書 514、状 1）

覚

一、米五斗也

右者飯米指支ニ付願申上、郷備之内此度拝借仕候所相違無御座候、右返上之義者、当秋然度返上可仕候、依之為後日之一札指上申候、以上

明治四年

善左衛門[㊟]

未七月

月番

兵吉殿

敬之助殿